

研究紀要

金沢城研究

第8号

平成22年3月

〔特集〕寛文年間の城下町絵図を読み解く	
解読した「寛文七年金沢図」の人名データ	石川県金沢城調査研究所 1
「寛文七年金沢図」の藩士配置と都市計画	木越 隆三 26
「寛文七年金沢図」等に見る医者 of 居住地と城内での医療	池田 仁子 41
文化5年の金沢城二の丸再建許可老中奉書と再建許可願絵図について	白峰 旬 53
土佐藩の公儀普請	長屋 隆幸 73
—主に石材の調達と労働力確保の変遷について—	
甲府城築城期の石垣再評価と関東甲信越城郭の比較検討	宮里 学 87
藩体制の解体と金沢城	石野 友康 107

石川県金沢城調査研究所

第8号の刊行によせて

石川県金沢城調査研究所は、今年度も着実に調査研究を進め、金沢城跡の実態解明に努めています。「寛文7年金沢図」の解読や、玉泉院丸庭園の文化財調査に着手しました。前者においては研究紀要第8号にその成果を収載し、後者においては重要な知見を得ました。

2月にはシンポジウム「天下普請にみる石垣技術」を開催し、金沢城石垣構築技術等比較研究事業の3年間の成果を県民の皆様にご報告させていただき、3月には『金沢城の三御門—河北門・橋爪門・石川門—』を刊行し、情報発信にも努めました。

本書第8号では、特集として「寛文7年金沢図」に関する3編の論文が収載されています。ここでは、「寛文7年金沢図」の解読事業の概要と、絵図に記載された人名・寺社名・藩役所等公的施設名を表として整理し、その作成意図を解説しています。木越論文は、「寛文7年金沢図」に書かれた藩士の配置状況からみて、藩主の側からの都市計画を明らかにしています。また池田論文では、「寛文7年金沢図」と「延宝金沢図」における藩医の居住地の比較検討などを行っています。

白峰論文は、文化5年の金沢城二の丸再建許可老中奉書と再建許可願絵図の内容について検討し、さらに金沢城修補許可願絵図の系譜と分類について考察しています。長屋論文は、土佐藩の公儀普請について概観し、石場の選定や労働力の編成・確保について明らかにしています。宮里論文では、甲府城の石垣と小諸城及び松本城の石垣の比較を試み、東日本の織豊系城郭石垣の構築技術における特色を提示しています。

その他、所員による日頃の研究成果の報告も併せて掲載し、多様な内容となっております。

最後になりましたが、玉稿をお寄せいただきました白峰、長屋、宮里、池田の4氏に感謝を申し上げますとともに、本書が県民の皆様の高い関心に応え、金沢城跡の保存・活用の一助となり、広く近世城郭史研究に資するものとなれば幸いと存じます。

平成22年3月

石川県金沢城調査研究所
所長 北垣 聡一郎

解説した「寛文七年金沢図」の人名データ

石川県金沢城調査研究所

1 「寛文七年金沢図」解説の経緯

金沢城調査研究所では、金沢城と城下町の相互関係を解明するため、金沢城図だけでなく城下町図についても数年前より基礎調査を進めている。城下町図を通し城下町の空間構造を考察することは、金沢城の縄張りの特徴や城地のもつ空間的（あるいは地政的）意味を解明するうえで必要なことであり、多くの示唆が得られると期待し取り組んでいる。城あつての城下であり、城下なくして近世城郭は成り立たない。城と城下の密接不可分の関係性を具体的に検証するには、数ある金沢の城下町図のなかから正確な住民情報をもつ城下町図を選定し、その詳細な解説や比較検証により、上記の課題にアプローチすることが必要であろう。

「寛文七年金沢図」と「延宝金沢図」は、17世紀後半の城下町金沢の全域を正確な図法で描くだけでなく、多くの土地利用情報と人名記載をもつ大型地図として古くから注目されてきた。この両絵図が石川県立図書館に所蔵されるに至った経緯は明確ではないが、両絵図とも加賀藩が作成した公用地図であることは間違いない⁽¹⁾。江戸時代前期（17世紀後半）の信頼のおける城下町絵図として定評ある、この両絵図を詳細に解説することは、城と城下の相互関係を究明する基礎作業として、ぜひとも取り組んでおくべき課題といわねばならない。

両絵図のうち「延宝金沢図」（以下「延宝図」と略称）のほうは、明治後半には周知の絵図資料であったらしく、明治期に多数の郷土史考証を行った森田平次は、すでに「延宝図」を彼の代表作『金沢古蹟志』のなかで随所に引用する。のみならず森田は「延宝図」の手写図を作成しており、今も石川県立図書館の森田文庫に所蔵される。石川県立図書館にはもう1本、森田写本と同系統の「延宝図」写があり、原本と合わせ3点の「延宝図」を所蔵する。このほか大正2年に郷土史家氏家栄太郎が写した図や大正15年に村上氏が写した「延宝図」が金沢市立玉川図書館に保管されている⁽²⁾。いずれも一辺2.5m以下の一回り小さい絵図であり、昭和以後の郷土史研究は、これら「延宝図」写図によって行われた。原本のほうは一辺5mを超える巨大絵図であったため、閲覧に大きな制約があったためである。

「延宝図」原本を手写するには相当の緻密さ、根気が必要であり重労働であったと推察される。しかし、「延宝図」写図を今日、原図と比べてみると齟齬や相異が少なくない。森田写本には笠舞付近に大きな貼紙があり、屋敷廻りの実寸などがまとまって省略される地区がある。何か特定の意図があつて行った修正かもしれないが、原本に忠実といえない箇所があることは確実であり、無批判に写図をもとに考察することは問題を残す。写図には、こうした不備はつきものであり、やむを得ないことである。写図を利用する側が、むしろ、写図のもつ特性を書誌学的な観点から史料批判することが重要である。「延宝図」の4点の写本と原本との相互関係について、十分な検証がなされぬまま、写図を利用してきたことこそが、反省すべき点であった。

とはいえ手軽に閲覧できる金沢市立玉川図書館蔵の氏家写本や県立図書館の森田写本は、戦後の城下町研究でしばしば利用され、大型図版として流布し全国的に周知されたことは⁽³⁾、それはそれとして評価できる。「延宝図」写図を利用し、多くの研究成果が生み出されてきた意義を認めよう。今後の城下町絵図研究においては、「寛文七年金沢図」（以下では「寛文七年図」と略記）や「延宝図」の原本を対象に研究を進める必要があることを強調しておきたい。

幸い平成11年に『金沢市史（資料編18）絵図・地図』が刊行され、両絵図原本の大型図版が付録図として頒布されたので、研究環境は大きく転換した。両絵図の原本によって、改めて城下町の空間構造を正しく検証し直す必要が、研究者の間で共有されるに至った。同時に、パソコン画面上で絵図資

料を解説することが可能となったことも、このような気運に拍車をかけた。当研究所でも金沢城絵図をデジタル画像によって解説し、詳細な比較検証を行い多くの成果を生み出してきたが、「寛文七年図」「延宝図」についても解説する環境が整ってきたといえる。巨大な絵図資料を電子データ化し、最新の地図データ（GIS地図情報）と重ね合わせて解析する作業は、工学部の建築史・都市史分野で大きく前進している。こうした研究グループとの学際的な共同研究は今後ますます広まっていくであろうが、当研究所でも、金沢城調査研究専門委員会の委員である増田達男教授（金沢工業大学）と連携し、この分野での学際研究を模索している⁽⁴⁾。

戦後、一貫して城下町金沢の研究を牽引してきた田中喜男⁽⁵⁾、城下町絵図にいち早く注目し検討を重ねた増田壮登男⁽⁶⁾の両氏によって、金沢の城下町図の基礎研究がなされ、編年の分類や系統的整理が進んだ。しかし、「寛文七年図」については、閲覧しやすい写図がなかったこともあり、内容の詳細な考察は等閑に付されてきた。

2000年以後の研究環境の変化をうけ、われわれは昨年、両絵図を活用する最初のステップとして、まず「寛文七年図」の文字情報解説とデータ化に着手した⁽⁷⁾。同じ頃、石川県教委から増田教授に、城下町金沢の空間構造に関する基礎研究を委託したこともあり⁽⁸⁾、「寛文七年図」「延宝図」の文字情報解説を本格化させた。今回われわれが解説した文字情報は、増田研究室が谷明彦研究室と共同して作成している「寛文七年図」の電子地図上に載せる予定であるが、そうなれば城下町の空間構造解明に益するところは大きく、多方面から興味深い研究が展開されるものと期待する。今号および次号において紹介する「寛文七年図」の人名データが、その基礎データとなることを願っている。

なお、「寛文七年図」「延宝図」の解説作業は、木越隆三が中心となり石野友康・池田仁子とともにすすめた。絵図に地番を与える基本方針などは、金沢工業大学の増田達男・谷明彦両教授と木越が協議して決め、絵図からの文字情報の読み取りは、主に池田と木越があたった。データ入力や点検には石野のほか吉田秀子の協力を得た。最終的なデータ整理は木越が行ったが、なかでも煩雑な絵図の文字情報の読み取りや待帳との照合などを長時間にわたり根気強く取り組み、このプロジェクトを支えていただいた池田仁子に深く感謝したい。この報告文は、木越の責任でまとめた。

2 「寛文七年図」と「延宝図」の概要

「寛文七年図」の解説データを紹介する前に簡単に、石川県立図書館所蔵の両絵図の記載内容や作成事情などを、周知のことも含め簡潔に紹介しておきたい。

◎「寛文七年金沢図」(560cm×501cm 石川県立図書館蔵)

本図に測量線と理解される朱線が街路中央に引かれるので、測量にもとづく地図として作成された点に注意しておきたい。城下町全城をカバーした、当時最高レベルの地図作成技術による精度に優れた大型絵図である⁽⁹⁾。縮尺は1分1間の分間図であるから600分1とみるべきであろう。甲州流兵学者で測量家・城図作成家としても知られる有沢武貞（加賀藩士）は、その代表作、享保19年「加州金沢城下町割正極之大図」(243×284cm)の「賀州金沢町割之図成之弁」のなかで、「享保五年七月下旬、横山大和守・小野貴林ノ許ニ万治年間ヨリ寛文五六年頃迄ノ金沢ノ大絵図<但シ分間ノ大図也>有之<大キサハ三間四方>。其実兄君タル奥村内記平温良ノ許ニ携テ、頼之テ大図ヲ借講、即時ニ同門ノ学弟十余人ヲ云談ジ栢老亭ニ集テ、八月中旬迄ニ臨書シ畢リ、時ヲ不移三分十間ノ積ヲ以テ、其大図ヲ縮メテ、端々不定ノ所ヲバ、自身走り廻リテ見分シ図シ加フ」と述べる。つまり、享保5年に武貞が横山家から借りた「寛文五六年頃までの金沢の大絵図」(〈 〉内は割書)「三間四方」は現存の寛文七年図とほぼ同じサイズであり、これを「分間の大図」と注記しているいじょう「分間図」すなわち600分1図とみるのが自然である。『金沢市史』(絵図・地図編)は、あえて690分1と考証したが、これは絵図上の誤差のある長さを実測値で割り返した結果であり、絵図作成者の意図したものではない。

また絵図下の凡例注記で「小松より引越井金沢者被下屋敷、先規絵図之表直申候事、但、此絵図



図1 「寛文七年金沢図」(560cm×501cm、石川県立図書館蔵)

最前、子ノ十月切二仕置候所、其より末相渡候屋敷之分重而相改、寛文七年十月迄、所々渡替人之屋敷書記申候」とあることから、「寛文七年図」に先行して、同形式の「万治三年金沢図」が作られたこと、また万治3年からの藩士移住と屋敷替により改訂の必要があり、寛文7年10月迄に生じた屋敷地変化の調査をもとに改訂した絵図であることがわかる。本図が寛文7年作成図であることの根拠は、この注記にあり、今回の人名データ解読でもこの点と矛盾はなく、成立年代の裏付けは十分得られた。また、寛文7年末から延宝元年までに、代替わりや別家への屋敷替え、別地種への利用替えなどの変化が相当数あったから、「延宝図」が必要とされたのであり、その辺の事情は両絵図を詳しく比較検証すればするほど明らかとなるであろう。

すでに両絵図を比べ、奥村時成が亀松から中務へ、前田貞勝が又勝から備前へ、津田正真が内蔵助から玄蕃に名乗りを改めたことが指摘されており(田中喜男1977「城下町の成立・変容」)、ここから、こうした名前の変化時期は寛文8年から延宝元年までの6年間であったと特定できる。両絵図の比較結果については、つぎの本越論文で二三考察を加え、医者の方角については池田論文で検討する。

「万治三年図」の作成理由は、小松城に隠居していた前田利常が万治元年に死去、隠居領の22万石と400名を越す小松家臣団が本藩に返還統合されたため、多くの小松在住利常家臣が金沢に移転したためである。その結果、万治～寛文年間に、城下町金沢の武家地で大幅な入れ替えがあり、それが「巨大城下絵図(万治3年図・寛文7年図・延宝図)」を6～7年おきに3回も作った理由と考えられる。なお、本絵図の凡例注記の大半は、人持組士34家の下屋敷を表記するための符牒の列記である。

◎「延宝図」(590cm×545cm 石川県立図書館蔵)

本図の作成年次は凡例注記をみるだけでは不明であるが、延宝2年10月に死去した前田三左衛門(直之)屋敷をその名前で載せ、延宝元年に跡目相続した深美右京を載せるので、延宝元年に作成されたとみてよからう。サイズは「寛文七年図」より少し大きいのが、記載様式、作成目的ともに「寛文七年図」を踏襲したものといえる。したがって、①巨大彩色図。東西南北の方位を記し街路は黄色、水路・



図2「延宝図」(590cm×545cm 石川県立図書館蔵)

川は水色で彩色。②城内は彩色せず、ごく簡単に縄張りを記すだけ。③城外の武家地・町地・寺社地等の配置を主眼とする藩用図。④作成目的は藩主閲覧用。⑤幕用図(いわゆる「寛文八年図」など)と異なり、主要街路だけでなく枝道も詳細に記載。藩士の屋敷割線を明示し、姓・名だけでなく屋敷周囲の長さも記す。⑥町人地・下屋敷・百姓地などは、一軒ごとの屋敷割線を略す。⑦寺社は、藩から屋敷地を与えた寺院についてのみ寺社名・敷地サイズを記す(地子地にある寺院名記さず)。などの点で両絵図は共通し、同じ作成目的をもつ藩用図であった(後掲木越論文参照)。

これにたいし、両絵図の相異点は以下の通りであった。

- ①延宝図では街路中央に記した測量線(朱線)が消去された。
- ②屋敷割の変更により敷地割も変化した区画が一定数ある。とくに惣構外側が多い。
- ③代替わり、屋敷替え、地種替えなどで、居住者名が変化したり利用法が変わった箇所は、区画数の約1割程度にみられる(後掲木越論文註(18))。代替わりで父から子へ名前が変わった武家地は約14%(惣構内で同姓名前のみ変化100件)あり、惣構内の709件のうち約26%(惣構内部)で利用実態に何らかの変化があった。
- ④惣構の彩色を浅黄色から黒色に変えた。延宝図の黒太線の惣構ラインが鮮明。

上記のうち、②③は「延宝図」の作成理由に付随する変化であり、絵図にある凡例注記にも「小松より引越并金沢者被下屋敷、先規絵図之面直シ申候事」とあるように、当然の相異点である。絵図に描かれた下屋敷の符牒列記は「寛文七年図」より少なく27家にとどまるが、凡例にない人持士の下屋敷地もせる。

また「万治三年図」「寛文七年図」「延宝図」の前提となる城下町図は、「正保城絵図」と推定されるが、金沢の「正保城絵図」は現存しない。しかし、他の正保城絵図の図柄を見ると、「寛文七年図」「延宝図」のほうが測量図としてみた場合、数段精度が向上しており、17世紀中葉に絵図作成技術が著し

く向上したと考えている⁽¹⁰⁾。

3 解説したデータについて (資料紹介)

今回解説した「寛文七年図」の文字情報は、表1に示したように3653件にのぼる。このうち人名記載は1757件、寺社名データ135件、藩役所等公的施設名データ58件について4つの表に整理した。掲載にあたり藩士名・寺社名・藩役所名を辞典的に検索利用できるような地番順ではなく五十音順に配列した。ただし、Ⅱ表は紙数の制約のため次号に掲載せざるを得ないのでご容赦願いたい。以下、それぞれの表作成の原則を解説しておきたい。

Ⅰ表：「寛文7年図 惣構内部A-J地区藩士リスト (527件+17件)」

Ⅱ表：「寛文7年図 惣構外部K-S地区藩士リスト (1230+38件)」

Ⅲ表：「寛文7年図 寺社名一覧 (135件125寺社)」

Ⅳ表：「寛文7年図 藩役所・公的施設一覧 (58件48施設)」

まず4つの表の固有名詞や文字情報すべてに地番を付与した。電子地図と連動させるため、地番の与え方は、増田・谷岡教授と協議した結果、地区・街区・地番(将来の分筆・統合などの変化に対処するため分筆校番も付与しているが、それは今回の表示では略した)の三段階で表示することにした。図版3(折り込み)に示したように、地区は城下町を19地区に大きく分けアルファベットA-Sで示したが、地区ごとの特徴を把握しやすいうように、惣構、川、幹線道路、大型水路を区画線とし区分した。内惣構の内部はA~Eの5地区、内惣構と外惣構の間はF~Jの5地区に分け、いずれも城の南部から時計回りに配置した。

外惣構の外は9つに区分した。まず石引道を起点にK~Qの7地区を時計回りに配置し、犀川南部はR地区、浅野川の北部はS地区とした。そのうえで各地区の内部を大きな街路を基準にいくつかの街区(最小で1、最大で30)に分け、屋敷地一筆ごとの地番は街区ごと1番から連番で与えた。街区と地番の配列は、おおむね北から南へ、東から西へと機械的に連続番号を与えるようにしたが、見易さに配慮した所もあるので恣意的な面が残る点は断っておきたい。この地番は、金沢工業大学増田研究室で作成中の「寛文七年図」の画像データの地番にリンクさせているので、ここに表示した氏名・身分・石高などのデータを載せることが可能である。地区ごとの街区数、地番の最終番号を総括すると表2の通りとなり、地番総数は3561となる。文字情報件数と食い違う数(92件)は、同じ地番内に複数の人名記載や文字記載があったから生じた場合が多く、「延宝図」での地番統合などに連動させ別

表1 寛文7年図の記載分類 (人名件数総括)

拝領地の利用身分	A-J区	K-S区	全城合計	地種分類
屋敷・街区の区画総数	709	2944	3653	分類番号
①無記・明地	26	189	215	0
②藩役所・公的施設	14	44	58	10
③姓名記載	527	1107	1634	20・30・35・40・45・55
④名前だけ記載	0	123	123	35・45・55
⑤地子地(武家請地含む)	53	627	680	70・75
⑥軽産(足軽・小者)組地	1	281	282	50
⑦下屋敷地	0	177	177	100
⑧本町	73	130	203	80
⑨地子町	2	55	57	85
⑩寺社名記載	3	132	135	60
⑪寺社門前地	10	18	28	65
⑫百姓地	0	61	61	90
<合計>	709	2944	3653	

表2 寛文7年頃の地番構成

街区	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計 676
1	1	1	7	21	8	25	17	7	4	14	
2	7	*	10	18	6	36	28	16	21	8	
3	1	*	12	7	6	9	20	11	25	21	
4	*	*	5	3	3	21	*	50	42	15	
5	*	*	*	*	*	21	*	31	9	23	
6	*	*	*	*	*	3	*	18	*	*	
7	*	*	*	*	*	*	*	44	*	*	
8	*	*	*	*	*	*	*	16	*	*	
9	*	*	*	*	*	*	*	5	*	*	
小計	9	1	34	49	23	115	65	198	101	81	

街区	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	合計 2885
1	37	39	12	40	21	10	9	25	7	
2	63	36	25	14	8	19	13	28	15	
3	32	27	19	28	11	21	8	14	10	
4	35	53	10	23	14	11	28	18	9	
5	28	26	38	12	4	5	6	11	28	
6	6	28	16	22	20	31	35	7	11	
7	9	36	19	10	22	14	6	2	19	
8	2	31	34	15	11	21	12	24	21	
9	*	25	33	35	12	17	10	12	11	
10	*	*	17	15	22	17	13	9	17	
11	*	*	34	39	32	57	22	12	29	
12	*	*	9	22	9	48	12	15	25	
13	*	*	*	14	30	37	25	14	6	
14	*	*	*	30	7	29	6	17	11	
15	*	*	*	37	10	26	5	13	10	
16	*	*	*	24	17	6	17	11	9	
17	*	*	*	47	16	10	6	*	32	
18	*	*	*	11	13	*	*	*	17	
19	*	*	*	27	7	*	*	*	18	
20	*	*	*	20	6	*	*	*	20	
21	*	*	*	*	*	*	*	*	18	
22	*	*	*	*	*	*	*	*	21	
23	*	*	*	*	*	*	*	*	11	
24	*	*	*	*	*	*	*	*	9	
25	*	*	*	*	*	*	*	*	23	
26	*	*	*	*	*	*	*	*	13	
27	*	*	*	*	*	*	*	*	9	
28	*	*	*	*	*	*	*	*	21	
29	*	*	*	*	*	*	*	*	14	
30	*	*	*	*	*	*	*	*	21	
小計	212	301	266	485	292	379	233	232	485	

総計 676+2885=3561

19地区：193街区：3561番地

筆であっても同じ地番を与えた場合がいくつかあるためである。

I表とII表は、いわば「寛文七年図」掲載の藩士名簿と見てよい。合わせて1757件の人名データは外惣構の内と外で分けて紹介することにした。区分した理由は惣構の内と外で土地利用の仕方に大きな違いがあったからであるが、データ処理のミスを少なくするためでもあった。

個人別の記載データは、(i)地番表記(地区・街区・地番)、(ii)氏名、(iii)分類、(iv)「寛文11年侍帳」情報(年齢・身分・役職、知行高)の順に掲載した。但しI表の末尾に「延宝図」との異同を5種類に区分し示した。0は同一記載、1は姓が同じで名が変化しているもの、2は別姓の別人の屋敷に変化したもの、3は地種そのものが変わったもの、4は延宝図に何も記されなくなった箇所、5は逆に寛文七年図に記載がないのに「延宝図」のみ土地利用されている箇所である。III表・IV表には④「寛文11年侍帳」情報はないが、III表は宗派別に分けて五十音順に並べ、IV表では備考欄を設けた。

I表II表に登録した人名はすべて加賀藩士である。(iv)の知行高・身分・役職データは寛文7年に最も近い「寛文11年侍帳」のデータに依拠した。しかし、刊本『加賀藩初期の侍帳』に収録された「寛文11年侍帳」は、石川県立図書館所蔵の森田文庫本を底本とし、これに編集者(太田敬太郎)が校訂を加え、森田本以外の写本を参照し森田本の不備を校訂・修正しているため、『加賀藩初期の侍帳』収録データをそのまま使うのは避けた。そこに校訂箇所、修正理由などが明示されていないからである。底本である森田本が、どのように修正されたか不問に付したまま、刊本データに依拠すると、今後の史料批判や検証に支障がでる。将来の研究者が検証するとき、底本を特定するか校訂記録付きの刊本でないか、史料の真実性の点検に不都合が生じる。それゆえ「寛文七年図」人名データとの比較や情報追加には、校訂前の森田本そのものをデータ化して使った⁽¹⁾。森田文庫本「寛文11年侍帳」の電子データ化は、すでに平成16年に済ませてあったので、この電子データを基本とし、適宜『加賀藩初期の侍帳』に収録された「寛文元年侍帳」の御歩人名や人持リストなどを参照したが、表示にあたっては「寛文11年侍帳」の情報に限定した。共用範囲の広いデータベースは、極力シンプルであるほうが誤解を与えないからである。

個別の藩士名の考証については、「諸士系譜」「由緒并一類付帳」(加越能文庫、金沢市立玉川図書館蔵)や各家の由緒書・系図などを用い補足してゆけば、今後、さらに正確で中味の充実した藩士情報となろう。そのような作業は、この藩士人名データベースを活用する研究者が、それぞれに肉付けし完成度の高いものにしていくしかない。そうした研究成果を、ぜひ当研究所に寄せて頂ければ有り難い。

(iii)分類は、絵図の記載内容および「寛文11年侍帳」データをもとに、藩士の身分階層が浮かび出るよう仮に大別したものである。分類区分は表3に示した通りであり、表1で区分した12地種を基本に、名前記載のある者については、上士=20、中士I(平士)=30、中士II(組外平士)=35、中士III(平士並)=36、与力=39、下士(御歩)=40、御歩並=45、大工・技術者・御小人等=55の8階層に細分した。但し、本号に掲載したI表には[36][39]に該当する藩士はいなかった。この階層区分の根拠や分類原則については、木越論文で詳述する。

「寛文11年侍帳」において同一人物を特定できないケースは、惣構内部で約3割、外部で約5割存在したが、こうした絵図にしか見えない人名については、原則、平士(同並)以下の身分とみなし、絵図上で、医者・掃除坊主・穴太などの表記のある者は(45)、大工・職人・御小人などであることがわかる人名は(55)に区分した。この身分区分については、木越論文を参照されたい。侍帳と同定できない藩士については×印を付した上で、上記のごとき40・45・55の3種類の区分番号を付した。

なお「寛文11年侍帳」との人名比定にあたり、絵図は「権左衛門」、侍帳は「権右衛門」とある場合などは一致とみた。また「延宝図」に書かれた名前や年齢ほか系図資料などで親子と推認された場合もあり、「寛文七年図」と「延宝図」が親子それぞれの名前を記し、「延宝図」の名前と侍帳が一致するケースも一致例とみた。名前の1文字程度の齟齬については積極的に同一人と評価した。侍帳との人名比定は、できるだけ同一人と判断できるよう一致点を探し評価したが、今後の検証で改めるべき

点ができるかもしれない。なお、I表の侍帳情報欄に絵図の名前表記と異なる場合できるだけ侍帳の名前表記を「」内に示した。多くの研究者に利用され改訂されてゆくことで、この基礎データの精度は上がってゆく。同時に「寛文11年侍帳」の不備も正されてゆくものとする。最終的に寛文年間の加賀藩士の全体像もしくは、前田家中の全容を明らかにするには、こうした基礎作業をたゆまなく行っていく必要がある。そのための最初のステップとして、この解説データが重要な役割を果たすものと確信している。

以上で今年度取り組んだ「寛文七年図」解説事業の概要と今回紹介した4つの表の作成意図の解説を終わる。

表3 寛文7年図 身分別 地種区分

	区分番号	地種	摘要	件数
藩用地	①	0 用途未定地	無記・「明地」	215件
	②	10 藩役所・公的施設 (IV表)	藩用地、藩役所・米蔵・貨屋ほか火除地・水溜・一里塚なども含む	58件
侍帳登載者	③④	20 上士 武家屋敷	人持以上の重臣層	63件
		30 中士 武家屋敷 (中士I)	平士クラス (馬廻・小姓等) の屋敷	857件
		35 組外平士 * (中士II)	医者・学者・掃除坊主など技芸者も含む	35件
		36 平士並 * (中士III)	歩小頭、厩組など24人のみ	4件
		39 与力 (下士)	寄親付与力、組付与力、本組・明組与力など	80件
侍帳に登載されない者(X)	③④	40 下士 屋敷地	定番御歩、新番御歩など	563件
		45 御歩並の下士屋敷地	細工人・医者・穴太・料理人など	44件
人名なし	55	屋敷拝領の御大工・職人・奉公人等	姓なき技能者、御小人・博労などの直屬奉公人	111件
人名なし	⑥	50 軽傘組地 (足軽以下の軽傘の屋敷)	足軽・小者などへの拝領地	282件
人名なし	⑩	60 寺社地 (III表)	神社・寺院名記載のあるもの	135件
人名なし	⑤	70 地子地	武士・寺社・町人いずれも利用	625件
人名登載	⑤	75 武家請地 (医者も含む)	利用する藩士名を記す。地子地の一部	55件
人名なし	⑧	80 本町 (朱書町屋)	町役負担の町人拝領地	203件
人名なし	⑨	85 地子町 (地子+朱書町屋)	地子負担する一般町人地	57件
人名なし	⑪	65 寺院門前地	寺社奉行管理地、地子徴収地	28件
人名なし	⑫	90 百姓地	郡地、村方の年貢地、「相對請地」	61件
人名なし	⑦	100 下屋敷地	3000石以上の上士の陪臣居住区	177件

・区分番号の左側に付した①～⑫は表1に示した12地種の番号である。

[註]

- 『石川県立図書館七十年のあゆみ』(1983年)によれば、県立図書館の前身である勲業博物館図書室に前田侯爵家より多数の図書を借用し閲覧に供していたという。勲業博物館図書室が閉室した明治41年時点で9万冊もの図書を借り受けていた。両絵図は明治45年の県立図書館創設時に、何らかの事情で県立図書館の保管するところになったものと想像されるが、詳細な事情は不明である。
- 現存する延宝図の写図のサイズは、森田文庫本190×165cm、県立図書館本203×176cm、大正2年氏家栄太郎写本は190×167cm、大正15年村上写本は185×158cm (もと金沢市観光会館蔵) であった (田中喜男1977)。
- 『別冊太陽 城下町古地図散歩I (金沢と北陸の城下町)』(平凡社 1995年)の付録となった延宝図写図などがその代表である。その他、大きなカラー写真で紹介された写図の事例は枚挙に遑がない。
- 増田達男研究室では、すでに江戸後期の城下町絵図の電子データを活用し、城下町の空間構成に関し様々なビジュアル資料を提供している。また「延宝図」については、同氏『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造一身分別居住地の配置構成から一(『年報都市史研究』14号、2006年)などの成果がある。



図3 「寛文七年金沢図」の地区・街区割

- (5) 田中喜男「城下町古絵図について」『金沢経済大学論集』7—1、1973年。同「城下町の成立・変容」『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社、1977年。
- (6) 増田荘登男「金沢城下 古図のしおり」私家版1962年。同氏は『金沢市史（資料編18）絵図・地図』（金沢市、1999年）の「城下図」の項で永年の研究成果を公表された。
- (7) 「万治三年図」が作成された事実は明らかとなったが、正保城絵図も万治三年図も現存していない現状からすると、「寛文七年図」が藩作成城下図の最も古い現存図ということになり、両絵図のうち「寛文七年図」を解説することを優先すべきと判断した。なお最近の両絵図に関する主な研究成果としては、2000年10月に行われたシンポジウム「城下町 再発見」での木越隆三・竹松幸香・横井美里の共同報告があり、3人は「延宝図」に記載された藩士名の読み取り作業を試み、調査結果の中間報告を行った。このとき解説した約1900人の藩士データはパソコンの不具合等で消失し研究は頓挫した。その後2005年11月、東京大学の吉田伸之氏や「とらっど3」のよびかけで、都市史研究会・北陸都市史学会共催のシンポジウム「都市の権力と社会＝空間」が行われた。そこで木越・増田は「延宝金沢図」にみる城下町の空間構造を共同報告した。また木越隆三「金沢城の地図図と二の丸御殿絵図」（『金沢城研究』3号、2005号）でも、両絵図の特徴を論じた。
- (8) 平成20年度、石川県は城下町金沢の世界遺産としての普遍的価値説明をめざし基礎研究の委託を行った。増田氏は「城下町絵図による金沢の町割・街路等の変遷に関する基礎研究」をテーマとし、石川県金沢城調査研究所とも連携し基礎研究を進めている。
- (9) (10) 木越前掲「金沢城の地図図と二の丸御殿図」『金沢城研究』3号、2005年。同「『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造—武家屋敷地の配置を中心に—」『年報都市史研究』14号、2006年。
- (11) 侍帳データについては、刊本「加賀藩初期の侍帳」のデータを電子データに置き換えるだけでは、照合史料として不十分と考え、寛文・延宝期の侍帳史料の収集や史料批判を行った。その結果、「寛文七年図」と「延宝図」に記載された藩士名を照合するには、「寛文11年侍帳」が適切であり、そのほか「寛文元年侍帳」や「延宝五年侍帳」なども併用すると、より精度が良くなると判断した。しかし、照合の基本台帳として使える侍帳データは、目下「寛文11年侍帳」だけである。



図4 「寛文七年図」H地区1・2・3・4街区

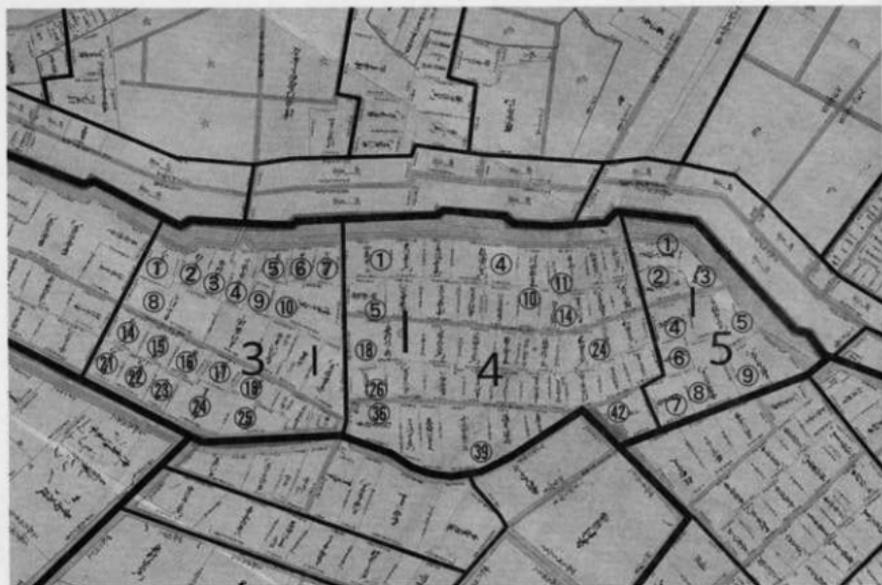


図5 「寛文七年図」 I地区3・4・5街区



図6 「寛文七年図」 P地区11・12街区
(小立野与力町付近)

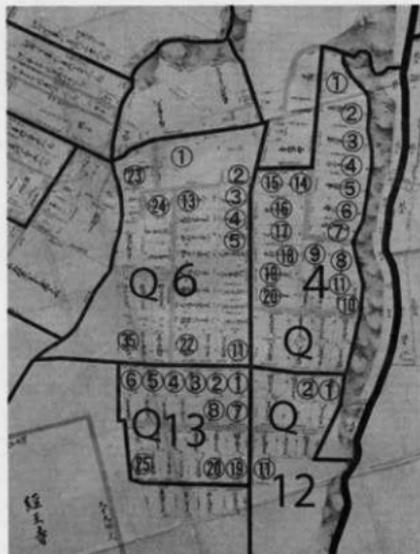


図7 「寛文七年図」 Q地区4・6・12・13街区
(御小人町付近)

I表 寛文7年図 惣構内部A-J地区藩士リスト (527件+17件)

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図比較	
あ	H	07	33	青木権左衛門	30	42才馬廻「権右衛門」	450	0
	I	04	26	青木新右衛門	30	63才小姓	120	0
	J	05	07	青木善右衛門	30	51才定番馬廻	70	0
	H	05	09	青木善四郎	30	65才馬廻	250	0
	J	03	16	青木善太夫	30	53才定番歩組小首	100	0
	H	06	03	青木弥八	×40	該当なし	×	3
	F	02	04	浅井源右衛門	30	48才小姓組頭	1500	0
	I	04	40	浅野源助	30	25才馬廻	250	0
	H	05	26	有沢孫作	30	61才馬廻、高岡町奉行	300	1
	F	02	18	有賀甚六	30	40才平士(組附弓大将)「有加」	1000	0
い	J	02	06	飯尾市丞	30	73才馬廻「市之佑」	200	0
	F	05	02	飯山弥三郎	30	14才馬廻	60	0
	H	03	10	行山丹助	30	41才城番馬廻	150	0
	F	01	15	行山半四郎	30	32才異風	180	0
	H	05	01	池田治郎左衛門	×40	該当なし	×	1
	F	04	20	生駒伊兵衛	30	55才小姓	300	0
	H	08	09	生駒權兵衛	30	53才馬廻	500	0
	H	02	13	伊崎長右衛門	30	28才小姓	300	0
	F	05	03	石川三之佑	30	41才馬廻、「三佑」	300	0
	J	05	22	石川忠左衛門請地	75	60才前出(馬廻)	600	1
J	05	23	石川忠左衛門	30	馬廻	600	1	
G	02	21	石黒采女	30	47才魚津馬廻	250	0	
F	01	14	石野義左衛門	35	45才組外「儀左衛門」	230	0	
H	08	04	石野五兵衛	30	59才馬廻、新川郡奉行	400	0	
H	05	15	石野半左衛門	×40	該当なし	×	3	
C	03	06	石丸吉之丞	30	41才射手	200	0	
H	02	08	磯松六左衛門	×40		×	3	
J	05	08	板津八兵衛	×40	該当なし	×	1	
I	02	20	板津兵助	30	60才小姓、大金奉行	300	0	
F	05	11	一色主膳	30	56才馬廻、「雅來助」	1400	0	
F	05	05	一色瀬兵衛	30	48才小姓	600	0	
F	02	19	伊藤兵助請地	75	45才前出(人持)	2500	0	
F	02	20	伊藤兵助	20	45才人持	2500	0	
I	05	07	稲垣惣助	30	49才城番馬廻「宗助」	150	0	
H	05	13	稲垣与右衛門	×40	該当なし	×	1	
H	03	11	井上権之丞	×40	該当なし	×	1	
F	02	35	井野口次兵衛請地	75	<* 8才馬廻「井口与三兵衛」父子>	<160>	1	
F	04	04	茨木権之佑	30	31才小姓「権丞」	500	5	
F	04	04	茨木伝右衛門	×40	該当なし	×	0	
H	07	19	今井左太夫	30	56才馬廻	400	0	
F	01	17	今枝伊兵衛	30	42才小姓	150	0	
F	02	25	今枝民部	20	59才無組付	14000	0	
H	07	37	今村九左衛門	×40	該当なし	×	0	
F	05	09	今村藤九郎	30	44才城番馬廻	200	0	
H	05	05	岩田采女	30	67才馬廻	700	0	
I	03	19	上原勘兵衛	30	37才歩組小頭	100	0	
I	03	19	上原伝内	×40	該当なし	×	0	

え
お

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図 比較
H	0 3	05	氏家伊兵衛	30	27才馬廻	400	0
H	0 4	36	氏家九郎兵衛	30	54才馬廻	200	0
I	0 2	16	氏家内藏允	30	39才小姓「内藏丞」	550	0
H	0 7	26	氏家長兵衛	30	51才馬廻	200	0
H	0 7	21	氏家又太郎	30	12才異風	10人扶持	0
G	0 3	08	いしや (内山) 覚仲	35	77才組外、医師「内山覚中」	100	0
G	0 3	16	江間慶賀	35	42才組外、歯医師「慶嘉」	60俵	0
C	0 2	09	江間慶寿	35	47才組外、歯医者「竹林坊」	100	0
G	0 3	09	江守平左衛門	30	42才馬廻	1000	0
H	0 4	14	遠藤善四良	30	42才小姓「甚四郎」	500	0
C	0 3	03	大石玄哲	35	<39才組外医者「大石三折」父子>	<200>	1
H	0 1	04	大石番宮	30	72才馬廻	300	0
H	0 3	02	大河原助右衛門	30	63才組附鉄砲大将	850	3
I	0 5	02	大窪権之丞	30	35才射手「權佑」	200	1
H	0 6	17	大窪忠左衛門	30	53才鉄砲大将 (作事奉行)	600	0
J	0 1	11	大窪藤右衛門	30	53才射手	170	0
J	0 2	04	大田庄之助	30	55才馬廻	1000	0
F	0 4	07	大原伝兵衛	×40	該当なし	×	2
H	0 4	49	大藪十兵衛	×40	該当なし	×	2
E	0 3	02	岡島備中	20	26才人持	5000	0
H	0 7	01	岡田九八郎	×40	該当なし	×	1
H	0 6	12	岡田五郎右衛門	30	52才小姓、膳奉行	200	0
F	0 3	05	岡田次大夫	×40	該当なし	×	1
H	0 1	01	岡野治助	×40	該当なし	×	2
H	0 1	03	岡野藤右衛門	×40	該当なし	×	2
H	0 4	06	岡野半兵衛	30	48才異風	160	0
J	0 3	01	岡本左源太	30	43才馬廻	350	0
H	0 5	19	小川八郎右衛門	30	78才組附弓大将	500	1
I	0 3	07	小川孫左衛門	30	46才小姓	300	0
F	0 4	19	沖 八右衛門	30	63才馬廻	300	0
G	0 3	12	穴生 奥 源三郎	×45	該当なし (穴生方・歩並)	×	0
D	0 2	16	奥野宇兵衛	20	33才人持	3200	0
E	0 4	02	奥村因幡	20	45才人持頭	12450	0
J	0 4	03	奥村因幡請地	75	45才前出 (人持組頭)	12450	0
A	0 2	01	奥村伊予 (時成)	20	58才人持組頭	13000	0
J	0 5	17	奥村伊予請地	75	58才前出 (人持組頭)	13000	0
J	0 5	18	奥村伊予請地	75	58才前出 (人持組頭)	13000	0
A	0 2	06	奥村亀松 (中務)	30	13才小姓「中務」	550	0
F	0 5	21	奥村 喜内	30	17才馬廻	200	5
I	0 4	08	奥村久太郎	30	34才城番馬廻	100	0
E	0 3	01	奥村源左衛門	20	65才人持 (魚津在住)	3200	0
D	0 3	01	奥村権兵衛	30	50才馬廻	1000	0
I	0 4	18	奥村権之助	30	46才組附弓大将「權佐」	1000	0
F	0 5	21	奥村 番宮	30	19才馬廻	800	0
J	0 5	19	奥村内匠屋敷内	20	28才人持	2000	3
J	0 5	20	奥村内匠	20	28才人持	2000	3
E	0 4	01	奥村又十郎	20	41才人持	2000	0
H	0 7	07	小倉五兵衛	30	27才城番馬廻	150	1

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図比較
H	0 4	32	小倉四郎右衛門	30	30才城番馬廻	150	0
H	0 6	07	小倉宗助	30	27才馬廻	200	0
H	0 3	09	小倉長左衛門	30	46才射手	200	1
H	0 7	07	小倉彦二郎	30	55才城番馬廻「彦四郎」	100	0
I	0 3	04	小瀬甫庵	30	64才組外、書物奉行、医師	200	1
F	0 6	01	小幡宮内	20	46才人持、火滅没	10950	0
H	0 7	31	歸山新丞	30	63才馬廻	200	0
J	0 3	10	歸山助右衛門	30	68才馬廻、境関所奉行	500	0
F	0 4	12	笠間半七	30	28才馬廻「半七郎」	800	3
I	0 3	24	加須屋伝兵衛	30	43才大近習、目付	300	0
I	0 3	14	加須屋八郎右衛門	×40	該当なし	×	1
H	0 4	46	片岡三右衛門	30	47才馬廻	230	0
J	0 5	03	勝尾半左衛門	30	61才馬廻	200	0
J	0 1	05	勝見作右衛門	×40	該当なし	×	1
H	0 1	06	葛野藤太夫	30	63才馬廻	350	0
F	0 5	12	葛巻喜市郎	×40	該当なし	×	1
F	0 4	05	葛巻十右衛門	20	23才人持	2300	0
G	0 2	23	加藤次兵衛	30	40才馬廻「治兵衛」	700	1
C	0 3	05	加藤正悦	35	76才組外医師	200	1
G	0 2	26	加藤図書	20	40才人持	2000	0
I	0 3	21	加藤彦左衛門	30	65才馬廻	200	0
I	0 3	13	金森助右衛門	30	74才馬廻	650	0
G	0 2	22	金森平蔵	30	13才馬廻	600	0
H	0 6	16	兼松主馬	30	43才馬廻	200	0
F	0 6	02	神尾数馬	30	48才小姓組首	2200	0
G	0 3	14	川添八兵へ	×40	該当なし	×	0
H	0 4	41	河地八郎兵衛	30	20才馬廻	450	0
G	0 3	17	河地良助	×40	該当なし	×	2
I	0 2	13	河原兵庫	30	44才馬廻「川原」	500	0
I	0 4	33	川縁市之丞	30	45才射手	170	0
J	0 5	09	河村五右衛門	30	63才馬廻	500	0
F	0 2	36	河村弥右衛門	×40	該当なし	×	1
F	0 4	08	神田采女	30	50才馬廻	250	0
G	0 2	17	神戸伊兵衛	30	59才馬廻	500	0
G	0 2	07	神戸清四郎	30	63才城番馬廻	120	0
G	0 2	09	神戸半九郎	30	44才射手	350	0
J	0 4	07	菊田伊兵衛	30	36才馬廻	200	0
I	0 4	09	菊田長右衛門	30	53才城番馬廻	250	0
H	0 5	21	菊池市左衛門	30	67才馬廻	200	1
G	0 2	24	菊池大学	20	63才人持	3000	1
J	0 1	06	木崎勘十郎	×40	該当なし	×	0
H	0 7	34	岸 忠兵衛	30	51才馬廻	300	0
H	0 7	02	岸村五郎右衛門	30	66才馬廻	300	1
H	0 7	16	岸村六右衛門	30	41才異風	150	3
H	0 2	10	北川少右衛門	30	54才大近習番頭「庄右衛門」	550	0
H	0 2	11	北川虎之助	30	14才馬廻	350	0
H	0 2	09	北川又右衛門	30	49才小姓(馬奉行)	300	0
H	0 1	01	北嶋八郎左衛門	×40	該当なし	×	0

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図比較
F	02	11	城戸七左衛門	30	58才歩組小頭	150	0
J	05	01	網川段右衛門	30	45才小姓、賣馬役「団右衛門」	300	0
I	04	29	木村義太夫	×40	<元年:定番歩>	<100>	2
J	01	13	木村源左衛門	×40	<元年:定番歩「源右衛門」>	<50>	0
G	02	19	木村五左衛門	×40	該当なし	×	0
I	04	16	木村甚左衛門	30	61才馬廻	200	1
F	01	10	木村甚助	×40	該当なし	×	0
G	02	18	木村藤兵衛	30	88才馬廻	400	0
D	01	11	木屋勘右衛門	×40	42才該当なし	×	0
I	02	19	久徳又四良	30	42才小姓、療馬役「又四郎」	200	0
H	04	04	綱山吉兵衛	×40	該当なし	×	0
J	04	06	陸田四兵衛	30	51才馬廻	300	0
H	04	02	久世七兵衛	30	19才馬廻	284	0
H	04	01	久世平助	30	56才城番馬廻(割場奉行)	220	0
H	04	24	久津見少右衛門	30	37才馬廻	200	0
H	04	26	久津見半左衛門	30	48才城番馬廻	150	0
H	06	14	はりたて(久保)寿斎	35	65才組外鍼医「久保寿斎」	100	0
H	04	08	窪田甚助	30	27才馬廻	300	0
H	04	30	熊谷伊兵衛	30	62才馬廻	250	0
I	05	08	栗田久右衛門	30	40才馬廻	200	0
H	02	04	栗田孫八	×40	該当なし	×	2
E	01	04	いしや玄益	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	0
D	01	12	いしや玄古	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	3
F	03	02	玄硯	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	0
G	02	16	いしや見助	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	3
I	04	39	小泉勘十郎	30	39才小姓、目付	300	0
I	05	04	河内山忠左衛門	×40	該当なし	×	2
I	04	14	河内山半之助	30	62才城番馬廻「半助」	120	0
F	02	23	かうらい万右衛門	×55	該当なし(御用職人)	×	0
H	04	47	郡 勘三郎	30	58才馬廻、砲波射水郡奉行	300	0
I	05	03	国府勘助	30	50才異風	150	0
I	04	22	小塚勘太郎	×40	該当なし	×	1
J	04	05	小塚善助	30	42才城番馬廻	150	0
J	04	02	小塚弥左衛門	30	47才異風	350	0
A	02	04	後藤次郎兵衛	30	33才馬廻	800	0
H	04	39	小西次太夫	30	48才馬廻「治太夫」	200	0
H	04	20	小林幸庵	×45	該当なし	×	1
H	04	35	小林三郎右衛門	30	27才小姓	250	0
H	04	15	小林助八	30	46才小姓	200	0
F	02	06	小堀新十郎	30	50才馬廻	2000	0
H	08	13	駒井外記(宗語隠居屋敷)	35	43才組外	20人扶持	0
G	02	14	駒井主水	30	75才無組付	2000	1
H	04	13	小森又兵衛	30	30才城番馬廻	150	0
C	02	07	斉藤四郎左衛門	×40	該当なし	×	2
J	03	11	斎藤孫市	×40	該当なし	×	1
C	03	08	坂井就安	35	63才組外医師「寿庵」	200	0
F	01	20	坂野一作	30	14才城番馬廻「市作」	40	0
F	02	15	索良八右衛門	×40	該当なし	×	0

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図 比較
I	0 4	35	篠井七兵衛	30	40才馬廻 (外作事奉行)	200	0
F	0 2	05	佐々木玄澄	×45	該当なし	×	0
G	0 2	10	佐々木左門	30	18才近習	1000	0
I	0 2	14	篠嶋太兵衛	×40	該当なし	×	1
F	0 2	16	佐々正益	×45	該当なし	×	1
H	0 7	35	佐藤助左衛門	30	62才馬廻	300	0
D	0 2	17	佐藤与三右衛門	×40	該当なし	×	0
I	0 4	23	沢田權之丞	30	41才馬廻「權丞」	200	0
I	0 4	20	沢田二郎右衛門	30	62才馬廻「次郎右衛門」	500	0
H	0 4	28	沢田太郎左衛門	30	56才馬廻	400	0
H	0 2	12	沢田忠右衛門	30	44才馬廻	600	0
I	0 3	25	沢田長三郎	×40	該当なし	×	1
H	0 1	05	沢田友之助	×40	該当なし	×	1
F	0 2	26	いしや三叔	×45	該当なし (医者・步並か)	×	0
C	0 2	02	篠原織部	20	58才人持	5000	0
H	0 6	09	柴田久右衛門	×40	<元年・定番歩>	<70>	0
J	0 3	09	嶋田十兵衛	30	61才射手	200	0
H	0 7	29	嶋田清右衛門	30	25才馬廻	200	0
C	0 2	06	清水市丞 (佑)	30	39才城番馬廻	100	0
C	0 2	05	清水助助	30	68才城番馬廻	150	0
F	0 1	01	目いしや(佐々木)寿徳	×45	該当なし (医者・步並か)	×	0
I	0 3	12	いしや 正栄	×45	該当なし (医者・步並か)	×	0
H	0 5	20	いしや 正規	×45	該当なし (医者・步並か)	×	0
H	0 7	40	いしや 正寿	×45	該当なし (医者・步並か)	×	0
J	0 3	04	神保長右衛門	30	38才小姓	300	0
C	0 3	11	神保八左衛門	30	30才小姓	400	0
H	0 5	07	神保六左衛門	×40	該当なし	×	3
H	0 6	04	菅野久兵衛	30	53才小姓	200	1
H	0 7	12	菅野五左衛門	30	30才異風	180	0
I	0 4	04	杉浦仁右衛門	30	64才組附鉄砲大将	800	0
F	0 5	06	杉山市之佑	30	42才小将「市佑」	200	0
H	0 6	02	杉山藤兵衛	×40	該当なし	×	2
F	0 5	07	鈴木又兵衛	30	33才馬廻	200	0
I	0 3	23	千 宗室	30	50才組外、茶堂・茶奥奉行	150	0
I	0 5	01	千秋喜兵衛	30	64才城番馬廻	150	0
I	0 5	05	千秋太郎右衛門	×40	該当なし	×	1
E	0 1	05	千秋彦兵衛	30	65才馬廻	500	0
D	0 1	07	医者宗芸	×45	該当なし (医者・步並か)	×	0
F	0 2	13	いしや 宗献	×45	該当なし (医者・步並か)	×	0
J	0 5	13	掃除坊主頭宗厘	×45	該当なし (坊主)	×	3
F	0 2	27	園田左七	30	57才馬廻 (改作奉行)	450	0
F	0 2	14	さやし 九藏	×55	該当なし (御用職人)	▽	3
J	0 1	07	大工 八郎右衛門	×55	該当なし (御用職人)	▽	3
I	0 2	05	大工 又六郎など5人	×55	該当なし (御用職人)	▽	0
E	0 1	08	多賀左近	30	56才人持 (大目付)	2000	0
E	0 2	04	高木勘解由	30	77才馬廻	1000	0
J	0 4	04	いしや高木宗三 永代地子	75	該当なし		0
H	0 7	13	高崎小市郎	30	40才城番馬廻 (小作事奉行)	100	0

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝岡 比較
H	0 2	15	高崎半九郎	30	43才小姓	165	0
H	0 4	33	高栖甚右衛門	30	68才小姓 「麩栖」	200	0
H	0 8	11	高田善右衛門	30	22才馬廻	500	0
F	0 4	21	高田友庵	35	50才組外医師 「祐庵」	200	0
F	0 3	06	高島五郎兵衛	30	36才馬廻	1100	0
C	0 3	12	高島彦大夫	30	66才馬廻	800	1
F	0 2	22	高島木工	×40	該当なし	×	1
H	0 6	05	高柳勘左衛門	30	62才城番馬廻	100	0
H	0 7	09	高柳平右衛門	×40	該当なし	×	1
F	0 4	16	竹田権兵衛	×40	該当なし	×	1
H	0 6	06	竹中伊兵衛	×40	該当なし	×	0
F	0 4	18	竹中是三	35	32才組外、茶堂	100	0
F	0 2	10	竹や 宗林	×45	該当なし(組外茶道)	×	2
F	0 4	15	田伏弥右衛門	30	55才馬廻	300	2
H	0 2	05	田部新助	×40	該当なし	×	5
I	0 4	36	多羅尾左内	30	58才城番馬廻	200	0
H	0 7	11	団 七兵衛	30	34才馬廻	600	0
I	0 4	03	丹波平兵衛	30	27才小姓(表納戸奉行)「丹羽」	300	0
I	0 3	17	塚本少兵衛	30	46才城番馬廻(弓矢奉行)	150	0
H	0 7	22	津川九兵衛	30	42才馬廻	400	0
H	0 5	10	柘植数馬	×40	該当なし	×	1
H	0 3	04	辻 市右衛門	×40	該当なし	×	0
F	0 4	06	辻 喜内	×40	該当なし	×	1
F	0 2	34	津田市兵衛	30	46才馬廻	200	0
I	0 4	07	津田右京	30	62才馬廻	700	0
D	0 3	03	津田牛之助	30	24才小姓	300	1
D	0 3	03	津田勘十郎	×40	該当なし	×	5
F	0 1	23	津田喜左衛門	30	35才馬廻	200	0
D	0 3	07	津田内藏助	20	54才人持「玄蕃」	8000	0
F	0 5	16	津田源右衛門	30	64才大目付	3000	0
F	0 5	17	津田源右衛門請込	75	64才前出(大目付)	3000	3
D	0 3	03	津田権之助	30	28才馬廻「権佐」	700	0
F	0 2	33	津田主水	×40	該当なし	×	1
I	0 3	10	津田二郎左衛門	30	58才城番馬廻組首	700	0
H	0 4	34	いしゃ(津田)宗意	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	2
H	0 7	20	津田孫十郎	30	52才小姓組番首	650	0
H	0 7	27	津田造酒	30	30才馬廻	600	0
F	0 1	08	土山藤兵衛	×40	該当なし	×	0
H	0 2	07	恒川監物	30	53才小姓組番首	850	0
H	0 2	07	恒川七兵衛	30	41才馬廻	500	0
F	0 2	07	鶴見甚左衛門	30	56才小姓	400	0
J	0 1	14	出口久右衛門	×40	該当なし	×	3
F	0 4	09	出口助十郎	30	22才近習	350	1
H	0 2	05	寺塚宇右衛門	×40	該当なし	×	5
I	0 4	11	寺西三郎平	30	19才馬廻	500	0
E	0 2	02	寺西左平次	30	39才小姓	500	0
I	0 3	08	寺西新七	30	67才組附鉄砲大将	1000	0
J	0 3	08	寺西孫市	×40	該当なし	×	1

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図比較
	I 0 2	15	寺西木工兵衛	×40	該当なし	×	1
	D 0 3	06	寺西若狭	20	48才人持	7000	0
と	H 0 7	14	いしや 道悦	×45	該当なし (医者・歩並か)	×	0
	C 0 2	04	いしや 道慶	×45	該当なし (医者・歩並か)	×	0
	J 0 1	04	任田久左衛門	×40	該当なし	×	2
	J 0 1	02	任田久次郎	×40	該当なし	×	0
	F 0 4	14	遠田勘右衛門	30	38才小姓	250	0
	H 0 4	19	遠田清助	30	66才馬廻 (普請道具調奉行)	200	0
	C 0 2	03	梅 大学	30	25才馬廻	1500	1
	J 0 3	05	外田小平太	30	38才馬廻「富田」	250	0
	H 0 6	11	富田小兵衛	30	33才馬廻	200	0
	H 0 6	18	富田三郎左衛門	30	20才馬廻	600	0
	I 0 4	38	富田次太夫	30	60才馬廻	300	2
	D 0 2	18	富田治部左衛門	20	37才人持	3000	0
	I 0 4	28	富田助八	30	45才射手	200	0
	E 0 2	03	富田弥兵衛請地	75	*42才小姓	300	0
	F 0 2	32	富永勘六	×40	該当なし	×	2
	J 0 5	16	豊嶋新右衛門	30	46才異風 (鉄砲奉行)	230	0
	I 0 2	18	豊原弥三	×40	該当なし	×	0
な	H 0 5	12	内藤市佐	30	44才馬廻 「市佑」	300	0
	H 0 5	24	永井主馬	30	45才馬廻	600	1
	I 0 4	15	中川小兵衛	30	68才城番馬廻	100	1
	H 0 7	30	中川主馬	30	78才無組附	800	2
	E 0 1	01	中川八右衛門	30	38才馬廻	350	0
	G 0 3	07	中川八郎右衛門	20	62才人持 (大目付)	5000	0
	I 0 4	02	中川平右衛門	30	45才小姓 (貸銀請取奉行)	200	0
	C 0 2	08	(長崎) 林正	×45	該当なし (医者・歩並か)	×	0
	I 0 3	06	中嶋左助	30	47才異風 (鉄砲奉行)	150	0
	G 0 1	11	御掃除坊主頭 中嶋道門	×45	該当なし (坊主)	×	3
	H 0 7	15	長瀬善右衛門	30	32才馬廻	1000	0
	J 0 4	08	長田少左衛門請地	75	54才馬廻 「少右衛門」	200	1
	J 0 3	07	中西小左衛門	30	50才射手	150	0
	H 0 4	10	永原内膳	×40	該当なし	×	1
	J 0 3	12	中村市郎右衛門	30	68才馬廻	300	0
	G 0 2	11	中村九郎右衛門	30	80才城番馬廻	130	0
	J 0 3	14	中村新之丞	30	48才小姓 (金銀入立奉行)「新丞」	500	0
	H 0 4	11	中村助右衛門	30	45才城番馬廻(改作奉行)「助左衛門」	150	0
	J 0 2	03	中村半左衛門	30	55才馬廻	380	0
	H 0 5	02	長屋五郎右衛門	30	47才馬廻	2030	0
	F 0 5	04	長屋平左衛門	30	42才馬廻「平右衛門」	800	0
	H 0 8	08	成田数馬	×40	該当なし	×	1
	H 0 5	23	成田弥五兵衛	×40	該当なし	×	1
	D 0 2	15	成瀬甚五左衛門	×40	該当なし	×	1
	D 0 1	03	西尾忠三郎	30	20才馬廻	500	0
	D 0 1	03	西尾与三右衛門	20	38才人持	3000	0
	I 0 4	05	西坂伊之助	35	42才組外 (書物奉行)「猪之助」	150	0
	F 0 2	12	西村吉兵衛	×40	該当なし	×	0
に	H 0 4	09	西村六右衛門	30	53才馬廻	1000	0

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図比較
ねの	H 0 6 13		西脇勘左衛門	×40	該当なし	×	1
	E 0 1 03		日 忠	×45	該当なし (坊主)	×	0
	H 0 1 07		丹羽伊兵衛	30	65才馬廻	200	0
	I 0 3 09		丹羽織部	30	45才馬廻	1000	0
	I 0 4 34		丹羽次兵衛	30	62才馬廻「次郎兵衛」	200	0
	H 0 8 05		根比三右衛門	30	54才射手「根来」	250	0
	J 0 3 15		野崎市郎右衛門	30	44才小姓(表納戸奉行)「一郎右衛門」	200	0
	G 0 2 12		野々村勘左衛門	×40	該当なし	×	2
	G 0 3 06		野村五郎兵衛	30	28才馬廻	1200	0
	I 0 3 03		野村関之助	×40	該当なし	×	2
は	F 0 1 22		野村半兵衛	30	33才馬廻	200	0
	G 0 3 18		野村与三兵衛	30	37才大近習組番首	1650	0
	I 0 3 22		野村六左衛門	30	城番馬廻(堂形藏奉行)	160	0
	G 0 3 13		梅月	×45	該当なし (坊主)	×	1
	F 0 1 12		御灰や 孫左衛門	×55	該当なし (御用職人)	▽	0
	J 0 3 18		橋爪権三郎	30	48才異風	150	0
	H 0 6 15		橋爪宗右衛門	×40	該当なし	×	2
	J 0 4 12		長谷川市兵衛	×40	該当なし	×	0
	F 0 2 28		長谷川小源太	×40	該当なし	×	0
	F 0 4 13		長谷川頼母	30	29才大近習組	1000	3
ひ	J 0 1 08		長谷川徳左衛門	×40	該当なし	×	0
	F 0 5 10		羽田三右衛門	30	52才馬廻	700	3
	H 0 6 10		服部覚兵衛	30	51才馬廻(珠洲風至両郡塩裁許)	300	0
	I 0 4 21		服部勝兵衛	30	50才射手「庄兵衛」	200	0
	H 0 4 17		服部与右衛門	30	45才馬廻(外作事奉行)	200	0
	I 0 4 17		林 宇左衛門	×40	<元年:定番歩「平左衛門」>	<50>	1
	J 0 3 03		林 助太夫	×40	該当なし	×	3
	H 0 4 07		原 九郎兵衛	30	51才城番馬廻(武具奉行)	150	0
	I 0 4 19		原 佐左衛門	30	45才射手	200	0
	H 0 6 08		原 三郎左衛門	30	36才小姓(公事場目付)	225	0
ふ	I 0 4 27		原 八郎右衛門	30	71才馬廻	250	0
	I 0 3 18		原田又右衛門	30	35才馬廻(作事奉行)	500	0
	H 0 3 01		伴 八矢	20	人持	5500	0
	F 0 2 17		伴 無理兵衛	×40	該当なし	×	1
	I 0 4 10		半田惣兵衛	30	31才小姓「宗兵衛」	600	0
	H 0 2 16		樋口宇右衛門	30	52才馬廻(新川郡奉行)	500	0
	J 0 2 02		久田義左衛門	30	66才馬廻「儀左衛門」	500	0
	E 0 1 06		久田甚右衛門	30	51才城番馬廻	200	0
	I 0 3 01		人見才三郎	30	22才馬廻	200	0
	J 0 1 01		平井権右衛門	×40	該当なし	×	0
ふ	F 0 5 15		平井二郎兵衛	30	48才馬廻「次郎兵衛」	300	0
	F 0 4 03		平岡五左衛門	30	40才小姓	900	0
	J 0 2 05		平田次左衛門	30	56才射手「治左衛門」	200	0
	J 0 2 07		広瀬藤右衛門	30	59才小姓	150	3
	J 0 5 06		広瀬彦市	30	50才異風(鉄砲奉行)	150	0
	G 0 2 25		深美健殿	20	73才人持「健殿助」	6000	1
	F 0 2 30		福岡山三郎	30	23才馬廻	400	1
	H 0 6 06		福田次左衛門	×40	該当なし	×	0

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝園比較
F	04	11	福田惣右衛門	30	60才小姓(表納戸奉行)「總右衛門」	400	1
H	08	03	福田平八	30	57才城番馬廻(茶具奉行)	100	0
I	05	06	藤懸七郎左衛門	30	57才小姓	250	2
I	03	05	藤懸虎之助	×40	該当なし	×	2
C	03	07	藤田玄仙	×45	該当なし(医師・歩並か)	×	0
C	03	04	藤田三雪	35	<41才組外医師「藤田玄碩」父子>	<150>	1
F	02	21	藤田八郎兵衛	30	33才歩組頭	700	0
J	05	10	藤村三九郎	×40	該当なし	×	1
I	02	10	古沢三郎右衛門	×40	該当なし	×	1
E	01	02	古沢豊左衛門	30	35才射手	200	0
I	02	12	古屋喜左衛門	×40	該当なし	×	1
I	02	12	古屋所左衛門	×40	該当なし	×	0
I	02	12	古屋孫市	30	51才小姓組番頭「孫一」	650	1
H	03	07	不破熊之助	×40	該当なし	×	0
J	03	21	不破久米之助	×40	該当なし	×	0
I	02	09	不破左近	30	56才馬廻	600	0
J	03	21	不破四郎三郎	30	52才異風	200	1
H	07	24	不破仁左衛門	30	31才城番馬廻(会所目付)	150	0
H	04	22	不破清兵衛	30	56才馬廻	1000	0
H	04	18	不破伝兵衛	30	34才馬廻	300	0
I	03	11	不破八兵衛請地	75	73才小松馬廻頭「八郎兵衛」	200	0
H	03	07	不破彦三	20	31才人持取次番 組外	4000	1
H	05	25	不破養伯	35	36才組外、外科	150	0
J	05	14	別所三平請地	75	43才前出(馬廻)	1640	0
J	05	21	別所三平	30	馬廻	1640	0
H	03	03	細井弥左衛門	30	48才馬廻	400	0
H	07	25	堀 勘左衛門	30	41才小姓	300	0
F	03	04	堀 七郎兵衛	20	58才人持	1000	0
D	02	14	堀四郎右衛門	×40	該当なし	×	3
J	03	02	堀 四郎三郎	30	61才馬廻	400	0
I	03	16	堀 八左衛門	30	35才馬廻	200	0
I	03	20	堀江少兵衛	×40	<元年：小算用>	<50>	3
E	03	04	堀口弥八郎	35	48才組外「弥三郎」	100	3
F	01	09	堀部小左衛門	30	町同心組	120	0
F	04	10	堀部養叔	35	51才組外、医師	200	0
F	04	17	本阿弥光甫	35	<38才組外「本阿弥光山」父子>	<150>	0
A	03	01	本多安房(政長)	20	43才人持頭	5000	0
F	02	29	本保三郎兵衛	30	45才馬廻	1000	0
F	02	29	本保孫八郎	30	29才馬廻	300	0
G	03	20	前田三左衛門旅屋敷	20	68才小松城代	10050	0
G	03	05	前田七郎兵衛	×40	該当なし	×	1
C	04	04	前田二郎八	30	11才城番馬廻「次郎八」	230	0
H	07	03	前田太兵衛	×40	該当なし	×	1
C	04	03	前田丹後(長時)	20	77才人持(金沢城代)	3000	0
D	04	01	前田対馬(孝貞)	20	44才人持組頭	2100	0
F	02	24	前田主殿助	20	38才人持「主殿」	2450	1
E	01	07	前田八兵衛	30	58才馬廻	500	0
I	04	06	前田平左衛門	30	43才城番馬廻	300	0

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝四 比較	
	I	04	24	前田兵左衛門	×40	該当なし	×	1
	F	06	03	前田平太夫	20	52才人持(火滅役)	5000	0
	D	04	02	前田又勝(貞親)	20	18才人持	3200	0
	F	05	19	前田木工助後家	×40	該当なし	×	3
	G	03	15	前波伊左衛門	30	39才馬廻	200	1
	G	03	15	前波加右衛門	30	56才馬廻	500	0
	G	03	15	前波七右衛門	×40	該当なし	×	0
	F	03	09	松平采女	30	42才馬廻	1000	0
	D	03	04	松平玄蕃	20	47才人持	4000	0
	I	03	02	松原市右衛門	30	52才馬廻(役銀奉行)	200	0
	J	03	19	松原久兵衛	×40	該当なし	×	1
み	H	06	01	神子田牛之助	30	49才城番馬廻(玉葉奉行)	150	0
	I	04	37	三嶋半右衛門	30	46才魚津異風	150	0
	I	04	30	三嶋彦右衛門	30	52才馬廻(能州四郡奉行)	200	0
	H	04	12	水上喜八郎	30	46才馬廻(改作奉行)	200	0
	H	04	45	水上左太夫	×40	該当なし	×	1
	H	04	42	水越三右衛門	30	53才馬廻	300	0
	H	05	08	水野半左衛門	30	46才城番馬廻	150	0
	J	05	04	水野半之丞	30	48才小姓(諸方銀奉行)「半佑」	200	0
	D	01	02	水野孫左衛門	×40	該当なし	×	3
	H	07	17	水原清左衛門	30	(年齢不記)弓大将(縮方裁許)	750	0
	H	07	04	溝口十郎左衛門	30	33才大近習組	1000	0
	C	03	10	ミナミ	×45	該当なし(奥女中)	×	0
	G	02	08	峯 新兵衛	35	51才組外(公事場執筆)「嶺」	80	0
	I	04	31	宮井喜兵衛	30	66才馬廻	200	1
	I	05	09	宮井太郎右衛門	30	37才小姓	600	0
	I	04	41	宮井彦九郎	30	56才魚津異風	150	2
	H	04	31	宮崎清左衛門	30	43才馬廻	400	0
	H	03	06	宮崎太左衛門	30	66才馬廻	1000	1
	H	04	27	宮崎弥左衛門	30	54才馬廻(会所奉行)	400	0
む	F	03	03	武藤五郎兵衛	30	21才異風	180	0
	H	04	44	武藤少兵衛	30	68才城番馬廻「庄兵衛」	240	0
	H	05	22	武藤半左衛門	30	58才馬廻(外作事奉行)	300	0
	H	02	14	村上市郎右衛門	30	60才馬廻	1000	1
	H	05	14	村上助右衛門	30	51才小姓	500	0
	G	02	15	村瀬平右衛門	30	68才馬廻	1000	0
	E	02	05	村瀬与三右衛門	×40	該当なし	×	1
	H	05	16	村田五郎兵衛	30	50才城番馬廻	150	1
	F	05	14	村田弥三郎	30	22才馬廻	700	0
も	G	03	11	森 小左衛門	30	46才馬廻	1300	0
	H	05	18	森口源助	30	65才町同心組	150	0
や	H	08	06	矢師 刑部	×55	該当なし(御用職人)	▽	0
	H	08	06	矢師 主殿	×55	該当なし(御用職人)	▽	0
	F	01	13	矢嶋長右衛門	×40	該当なし	×	0
	H	04	43	矢嶋平左衛門	30	57才射手組番首	400	0
	H	04	25	安田平右衛門	30	48才城番馬廻(寄台所執筆)	180	0
	J	03	13	宿屋八十郎	×40	該当なし	×	2
	H	02	06	柳九右衛門	×40	該当なし	×	2

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図比較
F	0 1	07	山川平右衛門	×40	該当なし	×	0
F	0 5	20	山口小左衛門	30	27才小姓	200	0
J	0 3	17	山口七左衛門	×40	該当なし	×	1
J	0 1	12	山口弥右衛門	30	39才異風	180	0
F	0 5	08	山口弥五兵衛	30	65才馬廻	400	0
I	0 3	15	山路九郎兵衛	30	37才小姓	400	0
H	0 3	08	山下小右衛門	30	40才城番馬廻(絹布奉行)	150	0
H	0 1	01	山下権兵衛	×40	該当なし	×	2
H	0 4	29	山下治兵衛	30	73才城番馬廻	100	3
H	0 4	03	山下茂右衛門	×40	該当なし	×	0
H	0 1	02	山田清左衛門	30	44才城番馬廻「清右衛門」	200	0
E	0 3	06	たゝらや(山田)藤兵衛	×45	該当なし(畳刺御用30石取2代目)	×	0
H	0 2	05	山田半内	30	42才小姓(金銀小私奉行)	450	5
H	0 4	50	山田半兵衛	×40	該当なし	×	0
J	0 4	13	山田又太郎	30	44才馬廻	200	0
J	0 4	10	山中喜喬	35	27才組外、茶堂	100	0
I	0 4	32	山部彦太夫	×40	該当なし	×	1
F	0 5	01	山本久左衛門	30	46才平士(組附鉄砲大将)	1200	0
J	0 1	09	山本瀬兵衛	×40	<元年:定番歩>	100	0
J	0 1	10	山本瀬兵衛屋敷ノ内	×40	<元年:定番歩>	100	0
I	0 4	13	山本八左衛門	×40	<元年:定番歩>	60	0
I	0 2	11	山本弥次右衛門	30	54才城番歩組小首	100	0
G	0 3	19	山森伊左衛門	30	47才組附弓大将	2050	0
I	0 4	01	山森助之丞	30	35才小姓「助佑」	250	1
G	0 3	19	山森藤右衛門	30	43才馬廻	500	0
H	0 4	21	山脇市郎兵衛	30	29才小姓(右筆)	150	0
H	0 4	40	山脇玄悦	35	57才組外、医師	200	0
F	0 1	18	湯浅弥兵衛	×40	<元年:小算用>	80	0
J	0 5	11	由比勘兵衛	30	54才小松馬廻頭	300	2
J	0 5	12	由比勘兵衛請地	75	前出(小松馬廻頭)	300	0
I	0 2	17	由比五兵衛	30	56才馬廻	200	1
E	0 2	01	由比五郎左衛門	×40	該当なし	×	0
H	0 7	06	由比作左衛門	30	49才射手	200	0
H	0 8	12	由比善右衛門	30	54才馬廻(出銀奉行)	250	0
J	0 3	20	横地十太夫	×40	該当なし	×	1
A	0 2	07	横浜勘兵衛	30	48才小姓	550	0
A	0 2	02	横山右近	20	45才人持	6000	0
A	0 2	03	横山左衛門(忠次)	20	47才人持組頭	27000	0
A	0 2	05	横山準人	20	39才人持	2000	0
D	0 2	13	吉田逸角	30	50才小姓(会所奉行)	450	0
G	0 3	10	吉田覚右衛門	30	68才馬廻	700	0
H	0 8	10	吉田左近	30	32才弓大将、射手組支配	850	0
H	0 7	36	吉田次郎左衛門	30	49才異風	150	0
D	0 2	12	吉田段助	30	45才城番馬廻	150	0
H	0 4	37	吉田忠左衛門の場請込	75	65才前出(弓大将)	750	0
H	0 4	38	吉田忠左衛門	30	弓大将、射手組支配	750	0
H	0 5	03	吉田平兵衛	30	52才弓大将	750	0
H	0 5	04	吉田平兵衛の場請込	75	前出(弓大将)	700	0

わ

地区	街区	地番	藩士姓名	分類	寛文11年侍帳情報、同帳表記	石高	延宝図比較
F	0 1	16	吉田孫助	30	62才馬廻	500	0
J	0 4	11	脇田九兵衛	30	62才馬廻組頭(獅子土蔵金銀支配)	1700	5
J	0 5	05	脇田九兵衛請地	(75)	前出(馬廻組頭)	1700	2
J	0 4	11	脇田小平	30	59才小姓(大金奉行)	300	0
J	0 4	14	脇田小平請地	(75)	前出(小姓)	300	1
J	0 3	06	脇栗権右衛門	30	62才小姓(網布奉行)	400	2
I	0 4	25	和田七右衛門	30	73才城番馬廻	150	0
H	0 7	05	和田十郎左衛門	30	49才射手「十郎右衛門」	300	0
F	0 2	31	和田二郎兵衛	30	29才近習「次郎兵衛」	200	0
C	0 3	09	和田新右衛門	30	60才小姓	200	1
I	0 4	12	和田助右衛門	30	25才異風	160	0
H	0 8	07	和多田八郎兵衛	30	32才馬廻	200	0
E	0 3	05	渡部伊兵衛	×45	該当なし(御大工)	×	0
H	0 7	23	渡部休庵	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	0
I	0 2	21	渡部藤左衛門	30	47才馬廻「渡辺」	300	0
G	0 2	20	渡部八右衛門	30	50才無組付	1200	1
H	0 5	17	渡部半兵衛	×40	該当なし	×	1

*ここに載せた544件の内訳は、分類20～55の藩士名527件と分類75の武家請地の人名17件である。両者に重複する人名があるが、地番が異なれば1件として区別した。

- (註1) 姓名記載の明らかな誤字は校訂し表記した(油比→由比など)。名前のみ表記が20件余りあったが、このうち医者・掃除坊主で姓が特定できない17名は名前カナをもって五十音順にし、職人・商人たちについては、「だいく」「やし」といった職名肩書の五十音順とした。
- (註2) 「寛文11年侍帳」情報のうち役職名は、主な役職に限定し、() 内に表示した。なお、役料や死去年などの注記は除外した。
- (註3) 絵図の名前表記と「寛文11年侍帳」における名前表記において、異同がある場合、適宜「 」内に侍帳の表記を注記した。
- (註4) 絵図の名前と同一人でなく、子供や父の名前が侍帳に登録されていた場合、「寛文11年侍帳」情報の欄にく > を付した。また「寛文元年侍帳」に掲載された御歩・小算用についての情報もく) を付して示した。
- (註5) 「延宝図比較」欄に示した記号は、次のような比較評価を表す。
- 0 = 同一人、もしくは同一人と判断されるもの。
 1 = 姓は同一であるが、名前が変化しているもの(同姓、代替りのケース)。
 2 = 姓が変化しているケース(別家異動)。
 3 = 地種そのものが変化したケース。
 4 = 「延宝図」に記載がなくなっているケース(「寛文七年図」のみに文字記載)。
 5 = 「寛文七年図」では空白であるが、「延宝図」に文字記載があるもの。

Ⅲ表 寺社名一覧(135件125寺社)宗派別の五十音順

(神社は寺院のあとに掲載)

宗派	地区	街区	地番	寺社名等	典拠記号	
時宗 浄土宗 15カ寺	R	09	01	玉泉寺	○	
	R	01	21	覚源寺	●	
	S	02	05	光学(覚)寺	●	
	R	04	03	極楽寺	●	
	R	08	15	三光寺	●	
	R	04	04	浄安寺	●	
	R	08	02	成覚(学)寺	●	
	S	02	07	心蓮社	●	
	S	02	01	三千仏 善導(道)寺	●	
	R	01	10	大円寺	●	
	R	12	06	大蓮寺	●	
	Q	17	03	如来寺	○	
	M	02	12	法船寺	●	
	R	08	01	妙慶寺	●	
	Q	02	01	永福寺	●	
Q	02	02	安楽寺	●		
浄土真宗 20カ寺	Q	16	01	永順寺	□	
	R	08	11	願念寺	●	
	P	13	19	広齊寺	●	
	Q	11	06	仰西寺	●	
	R	09	10	光専寺	●	
	M	05	03	浄宮寺 (上宮寺)	●	
	R	01	04	常德寺	●	
	N	04	11	正福寺	●	
	O	16	01	常福寺	●	
	R	13	01	瑞泉寺	●	
	O	16	16	専光寺	●	
	R	08	24	善照寺	●	
	Q	16	12	善徳寺	●	
	P	04	05	善福寺	●	
	O	07	22	長徳寺	●	
O	04	05	西末寺門跡	●		
O	04	14	西末寺門跡	●		
O	05	01	西末寺門跡	●		
O	05	02	西門跡末寺	●		
O	16	10	福念寺	●		
K	05	23	慶恩寺	●		
H	08	01	東門跡末寺	●		
R	05	01	照月寺	●		
真言宗 14カ寺	Q	11	22	岩倉寺	□	
	S	05	15	永久寺	●	
	S	07	02	観音院	●	
	S	07	04	堅(賢)聖坊	●	
	O	15	04	持明院白鬚大明神別当	●	
	R	08	03	真長寺	●	
	N	04	10	真福院	●	
真言宗	R	09	03	千手院	●	
	R	04	06	伏見寺	●	
	R	04	13	遍照寺	●	
	Q	01	04	宝幢寺	○	
	Q	07	01	宝幢寺	○	
	M	05	08	養智院	●	
	Q	04	02	集福寺	●	
	Q	07	02	波着寺	○	
	曹洞宗 20カ寺	Q	01	08	雲龍寺	●
		Q	02	11	榮正寺(永昌寺)	□
		R	09	12	開禪寺	●
		Q	01	07	鶴林寺	●
		R	05	09	月照寺	●
		R	08	19	香林寺	●
		R	04	12	国泰寺	●
R		04	11	金剛寺	●	
R		04	05	松月寺	●	
Q		01	05	松山寺	●	
N		15	36	浄住寺	●	
R		08	16	常松寺	●	
K		05	10	新(真)行寺	●	
K		02	58	瑞雲寺隠居	●	
K		02	61	瑞雲寺	●	
L	02	03	大業寺	●		
R	08	20	長久寺	●		
Q	17	06	天徳院	○		
K	05	08	東岳寺	●		
K	05	08	東岳寺	●		
R	07	01	融山院	●		
R	05	11	龍円(澗)寺	●		
天台律宗	R	04	10	西方寺	●	
天台宗 3カ寺	S	04	03	西養寺	●	
	C	04	01	松寿院	○	
日蓮宗 24カ寺	R	01	03	葉王寺	●	
	S	05	07	円光寺	●	
	Q	14	06	経王寺	●	
	R	01	18	高岸寺	●	
	R	06	05	実成寺	●	
	R	04	02	承証寺	□	
	Q	01	06	浄(静)明寺	●	
	S	05	04	長久寺	●	
	R	06	02	法光寺	●	
	R	06	01	法蓮寺	×	
R	09	11	本覚寺	□		
L	02	04	本行寺	●		
K	04	18	本行寺	●		

宗派	地区	街区	地番	寺社名等	典拠記号
日蓮宗	R	06	04	本松(性)寺	○
	R	08	05	本長寺	□
	S	02	13	本法寺	○
	R	01	16	本妙寺	○
	R	01	25	本用(因)寺	○
	R	01	17	妙典寺	○
	R	06	06	妙法寺	○
	R	06	03	立像寺	○
	S	04	08	如来寺跡屋敷 蓮昌寺	○
	S	03	05	本光寺	○
	S	02	14	妙久寺	○
	S	05	01	妙泰寺	○
	P	01	05	蓮心寺	×
臨濟宗 7カ寺	Q	10	02	猷珠寺	○
	N	06	13	高巖寺	○
	R	09	02	少林寺	○
	K	04	20	瑞光寺	○
	R	04	07	禪栖寺(文字は「経栖寺」)	○
	S	05	20	普明院	○
	R	04	01	宝勝寺	○
宗派不明 (9)	R	05	10	永伝寺	×
	R	01	05	観行院	×

宗派	地区	街区	地番	寺社名等	典拠記号
宗派不明	R	05	07	玉蓮寺	×
	S	07	03	こんかう寺	×
	Q	02	12	西照寺	×
	S	07	07	地藏院	×
	S	04	04	西学寺	×
	O	20	03	宝昌寺	×
	S	07	12	業師堂	×
神社 (11)	S	07	06	愛宕	×
	R	08	04	稲荷	×
	S	07	05	(卯辰)八幡宮	○
	N	09	28	三社宮	×
	R	11	02	神明(金沢神明宮)	○
	R	01	14	諏訪大明神	×
	R	01	13	(諏訪社)奥坊	×
	M	06	02	天神別当 道安	×
	Q	03	07	天神	×
	P	01	02	いなり 天道院「天道寺」	×
	D	01	01	伊勢・福井大夫	×
	S	06	10	神主(まりしてんか)	×
	S	07	01	摩利支天	×
	O	10	07	(安江)八幡宮	×

典拠欄の○印は「貞享2年寺社由緒書」「貞享2年御領国神社来歴」に寺社名があるもの。なお貞享2年の寺社由来にみえない寺院については、「延宝年中加越能社寺来歴」に見えた場合○印、「三州寺号帳」でしか確認できないものは□印を付した。これらの寺社由来に見えない寺院名は×印を付した。

IV表 藩役所・公的施設一覧 (58件48施設)

地区	街区	地番	藩役所・施設名	備考
あ 行	O	15 01	足輕番所 8力所	一柳監物屋敷の番所
	R	10 07	一里塚	北国往還の道標
	R	11 10	一里塚	北国往還の道標
	S	01 04	一里塚	北国往還の道標
	S	14 05	一里塚	北国往還の道標
	S	23 05	御馬屋	関助馬場の付帯施設
	S	30 17	御指屋敷	鷹匠関連施設
	F	05 13	御借屋	「延宝園」では「御貸家」
	O	01 12	川除番人	普請会所所属 (浅野川水防施設)
	S	18 01	河わら	
か 行	O	06 04	河原番	普請会所所属 (浅野川水防施設)
	R	01 22	岸 (苗字にあらず)	
	E	03 03	公事場	万治年間まで堂形、「延宝園」でも同じ
	J	05 15	御蔵番三人	「延宝園」でも同じ
	F	04 01	御子々姓御長屋々敷	「延宝園」は「御貸家」とする
	C	04 02	御用屋敷	「延宝園」では「女中」屋敷とする
	D	04 03	御用屋敷	「延宝園」では「御貸屋」とする
	E	04 03	御用地	「延宝園」では「御蔵屋敷」⇒寛文12年に新堂形蔵屋敷地になったため
	S	10 03		
	O	15 01	侍番所 4力所	一柳監物屋敷の番所
さ 行 た 行	K	03 05	御鷹部屋	「延宝園」でも同じ
	K	04 12	御鷹部屋	「延宝園」でも同じ
	K	04 27	御鷹部屋	「延宝園」でも同じ
	O	11 14	鋳場屋敷	普請鍛冶の施設か?
	R	03 01	鉄炮築場	
	Q	15 01	土取場	犀川一瀬切り替え時の土砂取場
	O	15 01	二重堀	一柳監物屋敷の囲
	M	01 10	馬場	犀川べり御馬場
	S	23 01	馬場	浅野川べりの関助馬場
	O	15 01	一柳監物殿屋敷	寛文5年から預かる
は 行	K	02 62	火除	「延宝園」では岸市左衛門屋敷となる
	L	03 05	火除	防火用の空閑地=「火よけ地」
	L	03 14	火除	防火用の空閑地=「火よけ地」
	L	04 01	火除	防火用の空閑地=「火よけ地」
	L	04 10	火除	防火用の空閑地=「火よけ地」
	M	03 07	火除	防火用の空閑地=「火よけ地」
	D	03 05	御普請会所	「延宝園」でも同じ
	P	06 15	船漕場 番人	
	S	20 01	堀	
	G	01 11	町会所	「延宝園」でも同じ
ま 行	S	11 10	町尻	
	L	01 10	的場	弓矢の積古場
	L	09 14	的場	弓矢の積古場
	D	01 05	水亀 (水ため)	「延宝園」でも同じ
	F	01 04	水ため	「延宝園」でも同じ
	F	02 02	水ため	「延宝園」でも同じ
	G	03 02	水ため	「延宝園」でも同じ
	I	02 04	籠屋敷	「延宝園」では「地子」地化

*五十音順の読み方では冒頭の「御」を除いた。

*同一地番に書かれた同一文言の文字記載は一括した。

*備考欄には、惣構内部の施設については「延宝園」との比較結果を記し、公的施設について若干の解説を付したところもある。

「寛文七年金沢図」の藩士配置と都市計画

木越 隆三

はじめに

今回、約3653件（地番数では3554区画）におよぶ「寛文七年金沢図」（以下では「寛文七年図」と略記）の文字情報を、その区画ごとに識別記号や番号を与え解読したが、このような作業は、明治以来、誰も成し遂げていないことと思われる。「延宝金沢図」（以下「延宝図」）については、すでに4枚の写図があり、それを模写した史家も多くいる。模写という方法で「延宝図」に記載された文字情報は解読され、それらを活用した郷土史研究や城下町研究も多い。しかし、「寛文七年図」には写図が残っていないこともあり、詳細な解読はされていない。「延宝図」とほぼ同時代の詳細図であることから、あえて解読する意欲をそそらなかったことも要因であろう。さらに付言すれば、「延宝図」の文字情報を分類したり、集計するようなことも、これまでなされていないので今後取り組む予定である。今回の解読作業は、地番ごとに文字情報をすべて読み取り、データ化し分類した点で、画期的だと考えている。但し、屋敷廻りの実寸記載などは今回解読していない。

今後予定している「延宝図」全体の解読によって、両者を地番ごとに比較検証できるようになる。そうなれば、わずか6年間で複合城下町金沢がどのように変容したか、その変容の一端を確実な資料で押さえることができる。その結果、17世紀後半の城下町の空間構成が、きわめて具体的に確認できるだけでなく、当時焦点となっていた都市問題も浮かび出てくるであろう。この基礎データを基準に、18～19世紀における城下町の変容過程をシャープに把握することも可能となる。その結果、近世城下町の都市計画の考え方もも類推可能になると期待している。近世の都市空間は武家権力が、どのような計画性のもとで建設し、利用したのか、こうした疑問は絵図資料を活用し検証するのが有効であろう。こうしたアプローチから、近世城下町の都市計画の考え方を探ることができるのではないか。

これまで多くの城下町研究が、城館を中心に身分序列にしたがい同心円的に構成された城下町像を繰り返して指摘してきたが、その同心円構造の内実は、城下町ごとに多様であり、現在では矢守一彦の5類型によって分類することが広く行われている⁽¹⁾。惣構を基準に、内町・外町型、惣郭型などと分類した点は卓見であったが、マクロな視点からの類型化であり、個別城下ごとの歴史的な形成過程の検証に課題を残していた。絵図に表現された身分別居住の実態を、絵図資料の史料批判を前提に、厳密に時期区分する研究姿勢が今後求められる。小論が考察するのは、1667年という明確な年次における身分別居住分布の実態である。それが1673年に向け、どう変化したかを視野に入れたものであり、この時期の城下町空間に映し出された重層的で複合的な様相を、形成時期ごと段階的に腑分けする試みでもある。そのさい、近世城下町が16世紀末～17世紀初頭に、近世城郭とともに短期集中的に一斉に建設されたことの意義を、武家権力の計画都市であったという視点から、まずは解明しておく必要がある⁽²⁾。

なお本論に関連し「城を中心とした城下町景観の形成と変容」（『金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化 保存調査報告書』金沢市 2009年、2章1節「城下町金沢における都市構造」掲載、以下では「木越2009：形成と変容」とする）なる論考を「寛文七年図」の解読作業中に執筆したので参照されたい。

1 地種区分と住地規制

「寛文七年図」「延宝図」が歴史資料として優れているのは、地図情報が当時の絵図として正確であるだけでなく、住民情報が豊富であるからである。「寛文七年図」の文字情報3653件は、城下町の土地を敷地別に居住者名など個別情報を記録した部分（敷地別記載2845件）と、個別敷地の区画線を記さず道

路・水路等で区切られた大きな街区ごと本町・地子町・下屋敷などであることを文字や符牒で表した区域(街区別利用記載808件)に大きく分けることができる。敷地別記載2845件については、総括論文の表1でいえば、①無記・明地、②藩役所・公的施設、③姓名記載、④名前だけ記載、⑤地子地(武家請地含む)、⑥寺社名記載の6地種が該当する。

①無記・明地は、文字通り「明地」という表記がある敷地および、四方を囲む土地区線があるのに空欄とされた敷地である。②藩役所・公的施設は、惣構内部でいえば、蔵屋敷・公事場・算用場・普請会所・町会所などの藩役所があった敷地であり、藩管理の馬場(堂形・浅野川縁・犀川縁)、的場、角場、火除地、土取場、川除小屋、水溜、御貸屋、小小姓長屋、がけ、河原、堀なども、藩用地と認定しここに区分した(IV表)。藩主直轄の用地であり公的管理がなされた場所といえよう。③姓名記載と④名前だけ記載は、藩主から城下にて屋敷地を拝領したものの敷地である。合わせて1757件あり、今回この名前データが確実に把握できたことは大きな収穫であった。この人名データは、同時期の「待帳」と突き合わせた結果、8種類の身分に分類できた。この身分区分や身分ごとの藩士配置については、次節で詳しく述べる。

⑤地子地(武家請地含む)は、敷地内に単に「地子」と文字記載するのみで、具体的な利用者名が不明の地種である。地代徴収地であることのみ表記した点に特徴がある。つまり地子という地種注記に重点があり、誰が使用したかに関心が払われていない地種である。名前記載のある土地は原則、藩主拝領地であったのにたいし、名前を記さず「地子」負担のある地種であることを強調したのであろう。拝領地と地子地では、藩主の恩地として格差があったのである。拝領地に住むことは名誉あることであり、それだけに土地利用の規制も厳しかった。他の者に貸与し賃料を稼ぐようなことは厳禁され、見つければ拝領地没収となった。拝領地は知行高ごとに決められた歩数を拝領し、家督相続すれば継続して利用し、改易や召放となれば返還すべきものであった⁽³⁾。これにたいし、地子地は地代負担を条件に藩主から利用をゆるされた地種であるが、いつ移動を要求されても受け容れざるを得なかった。地子銀徴収は普請奉行の管轄であるが、実務は町人に委託されていた⁽⁴⁾。

このような地子地が「寛文七年図」全部で680件におよぶことは注目される。680件のうち55件は「伊藤兵助請地」「脇田九兵衛請地」「奥村伊予請地」などと表記される武家請地であった。武家請地も広いえば、⑤地子地の一種類とみだが、その理由はのちに掲げた史料やその解説から了解されよう。

⑥寺社名を記載する敷地は、藩から一定の特権を付与された寺社の敷地であるが、全体で135件125寺社となった。惣構内部に寺社がわずか3カ所というのは少ない。そこに大名前田氏の政策意図を読み取ることができる。内訳は、伊勢御師の福井太夫の敷地、城内東照宮の別当寺(常松院代理の松寿院)それに浄土真宗の東末寺(東本願寺の金沢末寺)であった。福井太夫は藩祖利家以前前田家に仕え、伊勢神宮への代参を職務とし御祓御礼を藩主一族に納め、利家・利長・利常から知行判物(120石余)を得ていた⁽⁵⁾。歴代藩主から重宝された宗教者(祈祷者)であり、寺社名書き上げに名前が漏れることもあるが、ここでは寺社地に区分した。この3寺社を除く132件124寺社が惣構の外部に配置され、その多くは3寺院群(寺町・卯辰山・小立野)に置かれたが、それ以外にも散在した(Ⅲ表)。

2845件におよぶ敷地別記載のうち藩士人名はI表・II表、寺社名はⅢ表、藩役所などはIV表にリストアップした。これにたいし街区別利用記載808件のほうは⑥軽輩組地、⑦下屋敷地、⑧本町、⑨地子町、⑩寺社門前地、⑪百姓地の6地種からなる。

⑥軽輩組地は、御歩以下の軽輩つまり足軽および御小人・草履取などの直属奉公人に与えられた拝領地であり、記載は単に「足軽」とあるものや「誰預足軽三十人之内」(寄親付足軽)、「定番足軽五人」、「公事場足軽三人」(場付足軽)と書かれた敷地や「御小人一人」「草履取二人」などと記された敷地など多様であった。身分呼称・職種を示す普通名詞に所在人数を付記するのが基本とみられる。藩がこうした軽輩に与えた拝領地を一般に「組地」と呼んでいる。一人一区画の場所も少なくないが、多くは複数が居住する土地で10人以上の所もあった。周知の万治二年令では、鉄砲足軽・掃除坊主・御

御指に各50歩、御小人は30歩と、軽輩の拝領地面積までも規定されていた⁽⁶⁾。

282区画にのぼる軽輩組地の職種別の内訳をいえば、足軽組地が234区画と83%を占め、小人・小者層の組地は少ない。足軽組地の内訳は寄親付足軽66、場付足軽10、定番足軽56、明組足軽33、「足軽」59、山廻足軽5、「裁許」5である。そのほか、掃除坊主の組地は8区画、板前は4、御小人8、本座小人5、御先番2、馬口取10、持弓の者3などであった。

絵図のこうした記述から、小者クラスの直属奉公人は名前記載の仕方では差別されていたことがわかる。あとでも指摘するが、④名前だけ記載の123人の大半は、御小人・大工であり、そのほかに名前記載が略された御小人・大工・草履取などの軽輩組地(地種⑥)があった。どちらも藩から組地を拝領しているのに、名前記載の有無で差別されていた。このほか絵図上に敷地が書かれず、地子地・町地に地借家借、間借人として存在した者もいたはずである。彼らも合わせれば、藩主に近侍した名前の知られた小者・職人層(名前が記された小者)、藩から組地を拝領した小者(名前が表記されない小者)、組地拝領のない小者、の三階層が想定できる。

足軽組地はL・M・R地区つまり犀川べりに集中している。元和以前、犀川が二瀬に分かれていた頃、中州や河原であった地域である。二瀬を一瀬に切り替える川除工事に多数の足軽以下の下層奉公人が動員されたことと関連が想定される。

⑦下屋敷地は人持三千石以上の重臣団に下付された陪臣屋敷地である⁽⁷⁾。絵図の凡例に掲げた重臣34家の符牒で示されるが、かなり広大な街区に符牒1つだけという所もあった。陪臣の屋敷地は家別に表示されないで、街区単位に文字情報件数を集計したにすぎない。面積や家数を推し計るバロメータとならないので注意してほしい。中には、相対請地が含まれる可能性もあり、これを全て拝領地とみるかどうか、今後検討すべき課題である。

⑧本町は、朱書で「町屋」とのみ記す区画であり、⑨地子町は、朱書「町屋」と「地子」の二つの文言を併記する地区である。⑩寺社門前地は「御宮門前」「天徳院門前」など、寺社の門前に置かれたことを明記した区画である。寺社門前地から地子町が多数生まれたので、城下町の中期以後の展開・変容を考えると重要な空間である。その初発の状態を確認する意味で「寛文七年図」の情報は重要である。本町は拝領地であり、地子町・寺社門前地は地子負担を求められた。拝領地に住む本町住民には、敷地を子孫に相続させる特権は認められていたが、その代わり種々の町役銀が課されており、負担が軽いわけではなかった。

⑫百姓地は、もともと城下町の所属地ではなく、村方(郡方)の土地であり年貢搾取の対象地(高に結ばれた土地)であった。城下町人口が増大するなか、城下住民が城下外の年貢地を、私的に村方から借り受け利用した土地である。こうした土地が城下町図に記されること自体、城下町が当初計画された状態から大きく変容しはじめたことを示す。こうした百姓地は一般に「相対請地」と呼ばれ、万治2年に公認されたあと寛文～元禄期に急増したことは周知のことである。相対請地の土地所持権は村方にあったから、改作奉行・郡奉行・十村による土地支配が及ぶ一方で、相対請地に建てられた屋敷等に住む住民が、武士(藩士)であれば組頭、寺社であれば寺社奉行、町人であれば町奉行による支配、百姓(頭振)であれば十村支配に服した。その意味で、面的な都市政策を遂行するうえではきわめて厄介な空間であった。縦割りの封建支配が堅持される限り、相対請地において統一の支配や都市政策は展開できず、不法移住・人口流入・貧困・犯罪・騒擾など多くの弊害や問題を生み出した。近世の都市問題は、多くの場合、このような相対請地で発生する。この相対請地が寛文期から急増し、城下町金沢でも焦眉の問題となっていた。

対策として藩は、寛文6年に武士の相対請地に規制を強めたが、宝永4年までの40年間に約10万歩の城下隣接農村の年貢地が相対請地化したという⁽⁸⁾。そのため、寛文5年に相対請地に住む庶民を町奉行管轄下に移管させたのを皮切りに、貞享4年以後も何度か相対請地住民の町奉行支配下へ管轄替えがなされた。また不法な相対請地の取り締まりも強化したが、城下敷地の縁辺部への拡張傾向は藩

政期を通して進行し、文政4年には大規模な相対請地での町立てを行い城下編入を行った⁽⁹⁾。

しかし、今回解説した「寛文七年図」の相対請地つまり「百姓地」記載は、意外に限定されていた。むしろ惣構内部に、「百姓地」は皆無であり、惣構の外側に限定された。これは、当初からの都市計画の結果とみてよい。犀川以南、浅野川以北、城西のN地区など周辺農村との境界部に多いが、それでも全部で61区画しかない。従来から指摘される10万歩といった大きな面積にとっても及ばないようにみえる。「寛文七年図」は当時、実際に存在した相対請地を、どこまで正確に把握したのか。見た限り相対請地をすべてを網羅したとはいえない。武家地・拝領地に隣接した場所などに限定したのではない。それは「寛文七年図」の作成目的ではなかったためと理解される。

ここで「寛文七年図」の作成目的について所見を示しておこう。上記からわかるように本図は百姓地(相対請地)以外、藩主から利用を許された土地ばかり記載する。これを大名に対する負担行為で識別するなら、地子負担地と拝領地に大別される。前者は地子負担を条件に利用を許された土地であり、永代にわたる利用の保証はない。藩主の都合で替え地を余儀なくされても異議を唱えられない地種である。後者は藩主から御恩として下付された土地であり、身分や御用を勤める限り相続できたが御用(身分)が終われば藩に返すべきものであった。拝領地を得た者は身分ごとに役奉仕することが義務であった。武士(藩士)ならば軍役・普請役を負担し、寺院ならば祈祷役や役銀などに応じた。町人であれば町役(1万2000人の町人足役とその他役銀)を負担した⁽¹⁰⁾。

拝領地は③④⑥⑦⑧⑩の6地種、地子地は⑤⑨⑪の3地種にわたる。残りの①②は藩用地そのものであった。このうち名前記載が丁寧になされたのは拝領地で、③④⑩は固有名詞をきちんと明記するが、軽輩・奉公人居住地の⑥や陪居居住地⑦、町人地⑧については、名前記載がなく、藩主と主従の縁が遠くなるほど記載が粗略である。しかし、④名前だけ記載のなかには、「御小人誰」「大工誰」のように、明らかに⑥組地等居住者と同等の者の名前がみえ、組地に住む軽輩に比べ厚遇されたことが窺える。名前表記のある御小人や大工・博労たちは、藩主の身边に身近に祇候する奉公人であるため、あえて名前が表記されたのであろう。たとえば、御歩並(下士)身分に属する御大工の渡辺伊兵衛(E・3の5番地)は、藩主綱紀の命令で寛文6年、犀川大工町近くの堅町から城近くの公事場横に屋敷を移した。それは藩主から大工としての能力を買われた結果であり、破格の待遇であった⁽¹¹⁾。「矢師誰」「釜師誰」とある職人なども藩主お気に入りの御用職人で拝領地を許された特権者であった。通常侍帳に記載されることのない下士・奉公人の中から、特定の技術者や近侍者を選び絵図上に名前を記したことから、この絵図の作成目的が窺える。城下町金沢に拝領地を得た家臣・奉公人の名前と住所、敷地規模を、藩主との主従の縁や祇候の親疎を判断基準に視覚化し明示することが目的であった。つまり、幕府向けに作成したものでなく、藩主に「見せる」ことを強く意識した絵図であった。彩色などの仕上げが丁寧な点も、そこに由来する。

身分別的な観点から12地種を整理すると、(ア)藩用地=①②、(イ)武家拝領地=③④⑥⑦、(ウ)町人地=⑧⑨、(エ)寺社地=⑩⑪の四つに大区分できるが、こうした身分序列だけで単純に屋敷地を配置したわけではない。藩主の側近くに仕えた者は、身分や知行が低くても城近くに居住させたし、町人は生業を営むに都合のよい場所(街道添い、川添いなど)に置かれた。立地条件や生業に配慮した機能的配置や藩主との面会回数や昵懇という人格的親疎も大きな要因となっていた。

最後に「⑤地子地」のもつ問題性に再び言及したい。地子地の特徴として、利用者が藩士・寺社・町人いずれの身分にもわたり、特定身分専用の地種でなかった点も追加したい。かかるがゆえ上記の身分序列に組み込めない地種であった。地子地が藩士によって利用されたことは、55筆の武家請地の存在(表4)からわかるが、これを裏付ける武家地法令が寛文初年(8月25日付)に発令されている。次に掲げた武家地法令は、宛名(普請奉行)・発給者(年寄衆)からみて寛文元・2年頃のものとして推定され「新跡目兄弟二分り候者居屋敷之事」という事書で始まる。この条書の最初の箇条と2番目の箇条を次に掲げた⁽¹²⁾。

「一、親跡目被仰付、知行兄弟江分り候面々之儀、親屋敷之歩数を以、応知行高、御定之歩数割符候而可被打渡候、自然余り地於有之候者、請込地子ニ可申付事」

「一、屋敷ニ而兄弟居住難成屋敷ニ八被逐吟味、兄当分被打渡余り地、請込地子可被打申付候、弟江八分際之屋敷、別所ニ而被下候之条、可被打渡事」

親の拝領地を相続するにあたり、相続人である兄弟の知行高に応じて拝領歩数を計算したとき親の拝領歩数より減ることがあった。この「余り地」は「請込地子」地にするというのが最初の箇条である。たとえば、1000石取（当たり歩数500歩）の親の跡目を息子二人で100石（当たり歩数170歩）と200石（200歩）で相続したとき、親の拝領歩数は500歩、兄弟の拝領歩数は370歩となり、差額の130歩は藩に返還されるべきところ「請込地子」地にするというのだ。つまり、親の屋敷地はそのまま使用させるが不足分は武家請地とし、地子納入を義務付けたのである。相続人である兄弟の知行高が増加されれば地子地から拝領地に戻るといふ仕組みであった。

2番目の箇条は、親の拝領地を元だけが利用したケースで、不足分はやはり「請込地子」地としたうえで、弟には別に知行高に見合った拝領地を与えるというものである。

こうした拝領武家地の配分規定が、どこまで厳格に施行されたか過大に評価できないが、「寛文七年図」の武家請地55筆の存在は、それが実行されたことを示す。武家請地にすること（地子上納）を承知すれば、跡目相続人は親の知行高より減石した場合でも、同じ敷地をそのまま利用できたとし、望みの敷地が知行高以上の面積であっても新しい屋敷地を利用できた。その意味で武家拝領地の歩数基準を規則通りに運用するうえで、武家請地の制度はまことに都合のよい方法であった。55筆以外にも、かなりの武家請地があったことが十分想定できる。

⑤地子地が、武家請地だけでなく寺社地としても利用されたことは、増田達男が「延宝図」を例に指摘している⁽⁹⁾。卯辰山麓の寺院群の所在地に、多数の地子地がみえるが、その多くが寺社地であったことは間違いなからう。「貞享2年 寺社由緒書上」などの寺社来歴書によれば、当時の金沢城下に54カ寺の浄土真宗東派の寺院が存在したが、「寺社由緒書上」や「三州寺号帳」で「拝領地」とされた13カ寺は、「寛文七年図」に寺名が登載されていた⁽¹⁰⁾。このほか特例として常福寺・善徳寺・常徳寺の3カ寺は、「貞享2年寺社由緒書上」で「町役地」「地子地」とされるのに絵図に寺名を載せていた。常福寺については、寛文3年の普請会所連書から寺屋敷移転の事情がわかる。その中で、当時小立野にあった常福寺は藩から公儀御用により収公したいと要求されたが、東末寺の看坊職にあった常福寺としては金沢末寺近辺への移転なら都合だと返答したことから、藩寄衆の判断により、絵図に記される木の新保の「大音主馬上げ地」を新寺地として与えると指示している⁽¹¹⁾。つまり、公儀御用に協力したため拝領地を得たことがわかるのである。また善福寺については、明暦2年豪姫の娘（宇喜多秀家息女、56才）を、小松城に隠居中の利常たつての願いで嫁に迎えたという特別事情があり、以後20年間、化粧料（100石）を受けていた。このため屋敷地についても優遇され、この時期拝領地であったと推定できる⁽¹²⁾。常徳寺についても、何か特別の理由があって、この時期、拝領地または地子免除とされたのであろう。

このように54カ寺の真宗寺院のうち16カ寺の寺名が、「寛文七年図」に載ったのは、それらが拝領地もしくは地子免除地であったからである。残り38カ寺は、寺社来歴書にある通り、城下の地子地に寺屋敷を置いたのである。ちなみに地子地にあった寺院のうち、唯念寺・浄誓寺などいくつかの寺院について、「寛文七年図」の該当地を推測し文字記載をみると、いずれも地子地であった。「寛文七年図」は、原則として拝領地に置かれた寺社には寺院名を記し、地子地にあった寺院名は寺社名記載を行わず、たんに「地子」と記録したのである。

つぎにK地区（小立野台地南部）の9箇所の地子地について「延宝図」と比べ変化を辿ってみると、地子町に転換していた（1区・5区・7区の石引道沿）。これは「地子地」が町人地として利用されていたことを裏付けるものである。このような事例は、犀川法船寺付近の地子地や本多町・新整町方面

でも見られる。今後、惣構外部での「延宝図」比較の範囲を広げれば、さらに多くの事例が増えるであろう。地子地が町家として利用され、一定程度まで町家が密集してくると地子町の形成に至る。その代表例は御小人町である。「寛文七年図」のP11・12区は御小人の集住地であったが、その間に多数の地子地がはさまっている。地子地に町家が急増した結果、元禄年間までに御小人町を形成させたのである⁽¹⁷⁾。

以上から、「地子地」は武家地・寺社地・町人地いずれの利用も可能な地種であり、寺院群や地子町を形成する可能性を秘めていたことに注目しなければならない。つまり、「地子地」は城下町に変化や発展を与える起爆地という性格を帯びていた。百姓地（相対請地）とともに城下町に新たなうねりを作り出す要素として重視したい。

⑤「地子地」の成立事情として、藩に返還された拝領地から地子地に地種転換したことが、まず想定される。そこで、この点につき惣構内709区画を「延宝図」と比較し、地種変化が確認できた43件⁽¹⁸⁾を材料に「地子地」に転換されたプロセスを検証したい。

表1 「寛文図」と「延宝図」比較（地種変化43例）

地区	街区	地番	分筆	「寛文七年図」記載	分類	「延宝図」記載	
1	C	0 3	02	0000	(無記)	0	算用場
2	D	0 3	02	0000	(無記)	0	岩田伝左衛門
3	H	0 5	28	0100	(無記)	0	地子
4	H	0 5	29	0000	(無記)	0	青木弥五兵衛
5	H	0 7	18	0000	(無記)	0	町屋(朱)
6	H	0 7	32	0000	(無記)	0	町屋(朱)
7	H	0 7	44	0000	(無記)	0	町屋(朱)
8	F	0 5	18	0000	明地	0	笠間半七郎
9	H	0 4	05	0000	明地	0	地子
10	H	0 4	16	0000	明地	0	地子
11	H	0 5	06	0000	明地	0	地子
12	J	0 4	01	0000	明地	0	神尾伊兵衛
13	J	0 4	09	0000	明地	0	御貸屋
14	C	0 4	02	0000	御用屋敷	10	女中
15	I	0 2	04	0000	籠屋敷	10	地子
16	F	0 4	12	0000	笠間半七	30	御貸家
17	F	0 4	13	0000	長谷川頼母	30	御貸家
18	F	0 5	10	0000	羽田三右衛門	30	羽田三右衛門地子
19	H	0 3	02	0000	大河原助右衛門	30	(無記)
20	H	0 4	29	0000	山下治兵衛	30	山下七郎兵衛地子
21	H	0 7	16	0000	岸村六右衛門	30	(無記)
22	J	0 2	07	0000	広瀬藤右衛門	30	(無記)
23	E	0 3	04	0000	堀口弥八郎	35	森川五郎右衛門御貸屋
24	D	0 1	02	0000	水野係左衛門	40	地子
25	D	0 2	14	0000	堀四郎右衛門	40	御新蔵
26	F	0 5	19	0000	前田木工助後家	40	(無記)
27	H	0 2	08	0000	磯松六左衛門	40	(無記)
28	H	0 5	15	0000	石野半左衛門	40	(無記)
29	H	0 5	07	0000	神保六左衛門	40	地子
30	H	0 6	03	0000	青木弥八	40	(無記)
31	I	0 3	20	0000	堀江少兵衛	40	地子
32	J	0 1	14	0000	出口久右衛門	40	(無記)
33	J	0 3	03	0000	林 助太夫	40	奥村因幡請地
34	D	0 1	12	0000	いしや玄古	45	町屋(朱)
35	G	0 1	11	0100	御掃除坊主頭 中嶋道門	45	町会所
36	G	0 2	16	0000	いしや寛助	45	地子
37	J	0 5	13	0000	掃除坊主頭宗理	45	地子
38	F	0 2	14	0000	さやし 九蔵	55	地子
39	J	0 1	07	0000	大工 八郎右衛門	55	(無記)
40	H	0 2	05	0401	地子	70	山田半内
41	H	0 2	05	0201	地子	70	河澤定小屋
42	F	0 5	17	0000	津田源右衛門請込	75	津田宗七郎
43	I	0 1	04	0000	町屋(朱)	80	地子町屋か(点検)

表1に掲げた地種変化事例のうち、拝領地③④から他地種に変化した24件(表1の16~39)の内訳をみると、最も多い変化は①「無記」明地に転換した9件と、⑤地子地化した9件(うち3件武家請地)が多い。藩役所・御貸家に変じたところも5件あったが、中でも町会所に変じた掃除坊主頭中嶋道円屋敷地(G1区)は注目される。①無記・明地は、いわば用途未定の藩用地であり、利用希望のない土地や藩の直轄利用予定地は、いったん①としたのであろう。これにたいし⑤「地子地」は、利用希望が見込める土地であり、地子徴収を目論んだのでこの地種になった。「地子」と簡単に記載するが、武家請地が3件含まれており実際の利用者がいたケースが多いのである。余剰の藩用地という意味でも①と⑤は似ていた。

このように表1で拝領地から⑤・①に地種変化した事例が18件もあったことから、⑤地子地化の要因として、拝領地の藩への返還・収公があったことは明確である。なお、表1の羽田家・山下家のように武家請地化したのは、上掲の武家地法令の規定に従った対応(跡目相続により拝領歩数減少)が原因とみられる。

拝領地が①や⑤に変じたあと、どうなったかといえば、⑤は上述の通り、武家地・寺社地・町地のいずれにも利用された。①は、表1で①の変化を追ってみると(1-13の13件)、再び拝領武家地となるもの(4件)、町地化するもの(3件)、地子地化するもの(4件)、算用場など藩用地(2件)となるものなど様々であった。ここから家臣に与えた拝領地が、何かの事情で返還されたあと、まずは①無記・明地化、⑤地子地化する流れがあり、そのあと①⑤は拝領地に限定されず、町地・寺社地など多様な用途に供給された。したがって、①無記・明地化、⑤地子地化したことは、城下町の土地利用が拝領地に固定された状態から、身分的に多様な活用へと転換することに道を開くものであった。惣構内部の①無記・明地、⑤地子地は、合わせて79件で全体の約1割にすぎなかったが、惣構外部では816件あり28%という高比率を占める。惣構外部での土地利用の多様化・混合化が展望でき、身分別の棲み分けが崩れてきたことを予見できる。

寛文期に顕著となる動向であるが、藩が村方から御用地を接收し、武家地(与力地・足輕組地・下屋敷地など)として供用したことも注目される。藩は寛永~寛文期、不足する藩士屋敷・与力屋敷・足輕屋敷を確保するため、城下縁辺の田井村・泉野村の百姓地を権力的に収公し御用地としたが、この御用地総高は宝永4年までに約18万歩に達した⁽⁹⁹⁾。農地を接收された村方には、村高に引高を行い年貢免除とすることで対処したこともあったが、それは村方の疲弊につながることで、村としては代替農地を求めた。しかし、寛文期ともなれば適当な代替農地を用意することは難しく、寛文5年以後の与力屋敷・足輕屋敷等の御用地の代償は、地子銀で行うことが一般化した。これを「替歩」「替地」と称しているが、実態は替地に相当する地子銀による弁済であった。毎年1歩当たり所定の地子銀を村方に納めることをもって「替地」の代わりにしたのである。1歩当たりの弁済地子銀高は、その村の類似地で相对請地となった土地の借料相場を参考に決められた⁽¹⁰⁰⁾。寛文7年までに周辺農村から接收された御用地は「寛文七年図」に記載されている。その代表例が、小立野経王寺付近に寛文5~7年に設置された小立野与力町であるが、こうした事例がほかにないか、今後文献史料との対照も行っていく必要がある。

2 藩士配置の特色

「寛文七年図」の藩士名データ1757件は、I表(本号掲載)とII表(次号掲載)に五十音順によって全員をリストアップした。分析にあたり、外惣構を境に土地利用の仕方に大きな差があると判断されたので、惣構内部の藩士名544件(人名527件+武家請地17件)をリストアップしたI表と、惣構外部に屋敷地をもつ1268件(人名1230件+武家請地38件)のII表とに区分した。惣構内部は、内惣構内側をA~Eの5地区、外惣構と内惣構の間はF~Jの5地区、惣構の外側はK~Sの9地区に区分(折り込み図版3参照)したが、地区ごとの身分別記載内訳は表4・5に集計した通りである。

表4・5では、12地種のうち9地種はそのまま示し、⑤地子は武家請地とそれ以外の2つに分類、人名記載の2地種(1757件)は、藩の身分制に即し、20=上士、30=中士、35=中士Ⅱ(組外平士)、36=中士Ⅲ(平士並)、39=与力、40=下士、45=御歩並技術者等、55=大工・職人等の8階層に分けて、分布の内訳を示した(総括論文表3参照)。人名記載をなぜ、この8階層に区分したかといえ、寛文11年侍帳に記載された多様な身分表記や、「かじ誰」「大工誰」「御登師誰」「伯楽誰」「御草履取誰」「御馬取誰」「矢師誰」など絵図人名に書かれた多様な肩書・職名に固執せず、これを生かしつつ藩の武家身分制の骨格を示す意図をもって簡潔に区別したためである²⁰⁾。

もう少し具体的に説明しよう。「寛文11年侍帳」はじめ、寛文・延宝期の加賀藩前田家中の侍帳は、管見の限り6種類のものが知られ、それらが、どのように身分区別を行い、どの程度の人数を載せているか概要を整理したのが表2である。このうち、絵図人名との比較検証の基本史料とした「寛文11年侍帳」の身分別の記載内容の集計は表3に掲げた。

表2 寛文・延宝期の侍帳記載概要

身分・職能	寛文元年侍帳	寛文8年侍帳	寛文9年侍帳	寛文11年侍帳	延宝5年侍帳	延宝3年(参考)
人持組・人持並	89人	84人	101人	人持組 62人 大目付3人・旗奉行1人・無組付13人	人持組 74人 寄触衆 10人 人持不知組衆13人	99人
				鉄砲大持 21人 弓大持 11人	使番衆 21人 横目 8人	10人
馬廻組	484人 1組82人 2組85人 3組73人 4組84人 5組77人 6組83人	486人 組外衆 60人 無役衆 16人	526人 組外衆 76人	馬廻組 513人 小松馬廻等 28人 組外 76人	馬廻組6組535人 小松馬廻等 34人 組外 72人	514人 31人 27人
定番馬廻	181人	188人	194人	城番馬廻 193人	城番馬廻 204人	221人
射手	44人	48人	51人	射手組 48人	射手組 49人	47人
異風	29人	37人	50人	異風組 46人	異風組 47人	45人
医師・算用者・鷹匠など	御歩行 67人 医師 12人 小算用 24人	定番御歩 61人	御歩 48人 定番歩行 44人 御鷹匠 62人 算用者 107人	鷹匠・鷹方 3人 鷹方組 歩小頭同心等24人	定番御歩 36人	
小姓組	265人 子小姓 44人 中小小姓 23人 小姓 198人	中小小姓 17人 子小姓 28人 大小小姓 207人	中小小姓 26人 子小姓 28人 御小姓組 185人	小姓組 185人 大近習組 25人 近習組 29人	中小小姓組 16人 子小姓 26人 小姓組・平小姓組180人	16人 32人 185人
		鷹匠組 43人 餅指 21人			御歩行裁許 47人	

・「寛文8年侍帳」は池田家文庫蔵、「延宝5年侍帳」十村後藤家文書(石川県立歴史博物館蔵)で、それ以外はすべて加越能文庫蔵(金沢市立玉川図書館蔵)。

表3 森田本「寛文11年侍帳」身分別構成

知行高階層	人持組	大目付	旗奉行	無組付	小姓組	近習組	大近習組	鉄砲大将	弓大将	射手組	異風組	鷹匠處方	馬廻組	城番馬廻組	小松・魚津・新庄馬廻り	魚津異風組外(備者)	医師等)	歩組小頭等	町同心	既組	空白	小計
1万石以上	8			1																		9
5000石以上	12	1	1																			14
3000石以上	19	1		1																		21
2000石以上	17	1		2	1			3	1				4									29
1000石以上	5			3	6	3	5	8	2				61									93
500石以上	1			3	42	5	7	9	8		1		99	3			5	2				185
400石以上					26	2	3			1			50									82
300石以上				1	51	6	6			4	2		102	1		3	4					180
200石以上					49	7	3			33	4	1	175	21		6	10		2	3		314
100石以上					9		1	1		8	37	1	11	156		19	21	8	2	4		278
100石未満						1				1				11	12		4					29
切米扶持給金				2	1	5				1	2	1					32			1		45
記載なし																					2	2
合計	62	3	1	13	185	29	25	21	11	48	46	3	513	193		28	76	10	4	8	2	1281

表4 寛文7年因 藩士1757件の地区別・身分別集計

区分番号	地種	総計	惣構内部小計	惣構外部小計	K地区	L地区	M地区	N地区	O地区	P地区	Q地区	R地区	S地区
0	用途未定 ①	215	26	189	14	16	12	31	36	18	12	15	35
10	藩用地 ②	58	14	44	4	6	2	0	17	1	1	4	9
20	上士	63	36	27	5	0	0	9	4	5	1	2	1
30	中士Ⅰ(平士)	857	321	536	62	51	39	211	52	38	3	0	80
35	中士Ⅱ(組外)	35	21	14	3	3	0	5	0	0	1	0	2
36	中士Ⅲ(平士並)	4	0	4	1	0	1	1	0	0	0	0	1
39	与力	80	0	80	0	0	0	0	0	1	78	0	1
40	下士	563	115	448	76	50	44	91	34	30	14	2	107
45	歩並技術者等	44	26	18	4	2	4	0	2	2	0	2	2
55	大工・職人等	111	8	103	1	5	5	0	9	68	3	0	12
50	輕輩組地 ⑥	282	1	281	14	61	50	9	7	22	31	58	29
60	寺社地 ⑨	135	3	132	9	2	4	5	11	4	20	54	23
70	地子地 ⑤	625	36	589	30	55	76	70	82	99	33	49	95
75	藩士請地 ⑤	55	17	38	2	2	1	8	6	3	8	2	6
80	本町(町屋) ⑧	203	73	130	0	7	30	4	21	30	2	14	22
85	地子町(町家)	57	2	55	3	0	0	5	8	0	0	4	35
65	寺社門前地 ⑩	28	10	18	2	0	0	0	1	0	10	1	4
90	百姓地 ⑨	61	0	61	0	7	0	9	7	2	2	17	17
100	下屋敷地 ⑦	177	0	177	3	39	0	34	11	60	14	8	8
合計		3653	709	2944	233	306	268	492	308	383	233	232	489

藩士1757件中、中士以上は55%＝959件(侍帳と一致者数)→内訳：惣構内部378件(72%)、惣構外部581件(47%)

表5 寛文7年図 惣構内部身分別の城下分布

区分 番号	地 種	惣構内部 全体	内惣構内	外惣構内	AB 地区	C 地区	D 地区	E 地区	F 地区	G 地区	H 地区	I 地区	J 地区
0	用途未定	26	7	19	2	3	1	1	3	1	10	1	4
10	藩用地	14	6	8	0	1	3	2	4	2	0	1	1
20	上士	36	19	17	5	2	8	4	8	5	2	0	2
30	中士	321	26	295	3	8	7	8	50	21	118	66	40
35	組外平士	21	6	15	0	5	0	1	5	3	4	3	0
40	下士	115	8	107	0	1	5	2	21	7	38	20	21
45	歩並技術者等	26	9	17	0	4	2	3	6	3	6	1	1
55	大工・職人等	8	1	7	0	0	0	1	3	0	2	1	1
50	輕衆組地	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
60	寺社地	3	2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0
70	地子地	53	4	32	0	1	3	0	4	3	16	6	3
75	藩士請地		1	16	0	0	1	3	0	2	1	10	
80	本町(町屋)	73	30	43	0	8	22	0	11	15	13	4	0
85	地子町(町家)	2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0
65	寺社門前地	10	0	10	0	0	0	0	2	8	0	0	0
90	百姓地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	下屋敷地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		709	119	590	10	34	52	23	120	69	213	105	83

表2・3からわかるように、寛文・延宝期の侍帳は、人持組士(6人の組頭含む)のほか大目付・奇触衆・無組付・鉄砲大将・弓大将・横目・使番衆など多彩な身分と職名を混合記載するが、このうちの職種・身分を上士とするか線引きは難しい。人持以上を上士とすることに異議はないであろうが、問題は人持に準ずる職にあるものを上士(人持)と認定するかどうかである。ここでは、「寛文11年侍帳」の「人持」「人持分」「大目付」をまずは上士とし、それ以外では3千石以上に限定して「20=上士」身分と認定した。

また平士身分とされる小姓組・馬廻組・射手組・異風組のほか弓大将、鉄砲大将などが「30=中士」に分類されるが、組に編成されず特定技能をもって藩主に祇候した医者・学者・文人などで平士に待遇された者(「寛文11年侍帳」で組外に登録された76人)については、別に「35=平士II(組外平士)」を設定し区別した。

ひとくちに近世武士の身分階層といっても、きわめて多様であり、藩により大名により様々である。加賀藩前田家中においても同様であり、17世紀においては身分階層そのものが形成途上にあり多分に流動的な要素も含んでいた。「人持分」「平士並」「御歩並」といった境界身分が設定されたのは、身分区別の難しさから生じたものである。身分呼称は多様であり、その職務実態が必ずしも明確でないため、これを簡潔に区分するのは簡単ではない。状況や立場によって肩書や身分を使い分けることは、現在でもあり得ることだが、同様の事態は近世武家社会でもしばしばみられる。そうしたことを勘案すれば、知行高で区切るのも整理上都合がよいこともある。このような視点をもって、「寛文11年侍帳」と「寛文七年図」記載人名の比較を行い、一致・不一致も身分判断の基準とし、上記8階層を設定した(1表では6階層のみ)。

「寛文11年侍帳」は石高順に配列した侍帳であり、表2・3からわかるように、ほとんどが平士以上の身分とみてよい。ただし「組外」76人の右に掲載した「歩組小頭」「町同心」「厩組」「空白」の24人については、御歩・御歩並に相当する性格をもち、判断に困った。しかし、ここでは「寛文11年侍帳」が平士以上の掲載を原則とした点を重視し、その末席とはいえ、あえて追記されたことに意味を

認め、彼らは「平士並」待遇の下士と判断することにした。それゆえ、彼らのため「36=平士Ⅱ（平士並）」という身分階層を設けたのである。

また「寛文11年侍帳」は、242人の与力人名を付載するので、これも絵図人名と比較してみた。その結果、Q地区で78人、P地区で1人、S地区で1人同定できた。そこで、かれらを対象に「39=与力」という分類を行った。与力の所在地は、圧倒的にQ地区に集中したが、これは寛文7年3月に出された小立野与力町の設置令によるものである⁽²²⁾。「寛文七年図」は寛文7年10月時点の調査結果が反映されたものだから、与力町形成途上の状態がわかる。記載された与力の大半が寄親付与力であること、石坂与力町がこの時点で未成立であることが、今回の解説で明らかとなった。

本論では、作業仮説の一つとして、「寛文11年侍帳」に名前が載らない藩士は、すべて〔40〕〔45〕〔55〕（下士以下）に分類した。その結果、「寛文11年侍帳」が漏らした上士・中士の身分把握に誤解が生じることが承知しているが、それは、今後修正してゆけばよい問題だと考えている。その修正は「寛文11年侍帳」の不備を正す作業でもあり、藩士個々の検証によって果たされるものであり、短時間で行うのは難しい。次々に不備が発見されると思うが、今気付いている不備を、少しだけ直しておくり、ある程度の量がまとまった段階で一斉に修正をかけたほうが効果的だと考え、あえてこのような単純化を行った。したがって、今回の解説作業および本論で行った8階層分類の個人ごとの身分評価については、課題が残っていることに留意していただきたい。とはいえ「寛文11年侍帳」に漏れた上士・中士は、数からいってわずかだと考えている。多くて10名前後であろう。藩士分布の全体を考察するうえで大きな影響はない。

以上より「寛文11年侍帳」掲載人名と一致した絵図人名は、すべて「20=上士」「30=中士」「35=中士Ⅰ（組外）」「36=中士Ⅱ（平士並）」「39=与力」の5階層に分類した。これにたいし、「40=下士」「45=歩並技術者等」「55=大工・職人等」は、「寛文11年侍帳」に同定できる人名が見いだせなかった者である。この3階層はどれも「寛文11年侍帳」が掲載対象としない下級武士や奉公人であり、中には藩士の格別の取り計らいで知行・扶持を得た町人・文人・技術者が相当数含まれていた⁽²³⁾。I表の侍帳不一致人名（分組40・45）には、「寛文元年侍帳」に掲載された御歩組・小算用衆と一致する者が47名程いたので注記した⁽²⁴⁾。しかし「寛文元年侍帳」掲載の御歩組・小算用衆といえども全員を網羅したものでなく、知行取に限定され、多数を占める切米取や扶持・給銀取は略されている。そのため、これだけ多くの不一致がでたのである。ここから「40=下士」の多くは、御歩組・小算用衆・定番御歩であると推測できる。

また「寛文11年侍帳」付載された与力242人以外にも組付与力・本組与力などがいたはずだが、ここまで侍帳は載せていない。侍帳に漏れた与力衆も「40=下士」に含まれているはずである。このほか、穴太・御大工・細工人・料理人など「御歩並」とされた芸者も、基本的には「40=下士」に属するが、絵図記載の人名の職能肩書、あるいは筆者の知見の範囲で、「御歩並」に相当する芸者（大工・穴太）と判断された者は「45=歩並技術者等」に区別した。また、絵図の職能肩書によって下士（御歩・御歩並）以下の軽輩身分（足軽以下）と推定される者は「55=大工・職人等」に区分した。藩召抱の御大工や扶持人大工と思われる者や御小人などが「55=大工・職人等」のなかでは多数を占めるが、彼らは「50=組地」に配置された家中と同等身分であった。軽輩（足軽・小者）身分は、前にみたように名前記載（分組55）と組地記載（分組50）に分かれていたことから、さきに本図の作成目的を推定してみたのである。なお、「40」と「45」の識別は、個別人名の検証が進めば、当然訂正すべきものが出るものと考えている。今回は、私の狭い知見の限りで分類したことを断っておきたい。

絵図上の藩士名1757件を、以上の8階層に区分し、城下19地区において、どう配置されていたか、表4・5に、その分布状況を示した。1757件のうち中士以上（20・30・35・36）は全部で959件で約55%となる。惣構内部だけで378件、72%であり、惣構外部で581件、47%となり、惣構内部に中士以上がいかに集中していたか明確である。こうした点をもとに、寛文7年時点での城下町における藩士配

置の実情を以下のようにまとめておきたい。

(1) 惣構(外惣構)の内部と外部での相異は上述のとおり明瞭であるが、惣構内部にあっても、内・外の2つの惣構を境に藩士配置が大きく異なることも注目される。内惣構内部(A-E区)の面積は、外惣構内部(F-J区)の3分2程度なのに、区画数は119と少なく、F-J区590区画の5分1である。これは内惣構の1区画当たり面積が大きいことを示す。両者とも武家地が過半を占めるが、内惣構内部のほうが大きな面積を持つ上級武士が多く上土比率が17%と高いためである。地子地は例外的にみられるだけで、本町と武家押領地ばかりで構成され、寺社地が少ないのも惣構内部の特色である。藩用地と上・中土、本町で大半を占めるのは、城廻りの要地にふさわしい景観といえる。なお、内惣構内部の地区ごとの土地利用の特色は別稿(木越2009「形成と変容」)で詳しくふれた。

(2) 外惣構と内惣構の間(F-J区)は、内惣構内部と共通する点が多いが、他方で惣構外部につながる側面ももつ。下土や地子地が多いのは惣構外部に共通する側面であり、寺社が少なく本町比率が高いのは内惣構と共通する性質である。しかし、全体としての特徴は、中土層の集住という点にある。上土層も内惣構ほどの密度はないが実数で17名と多いので、F-J区は、上・中土層の集住地で本町が最も広い地区と総括できる。

(3) 外惣構の外側の藩士配置(K-S区)については、地区ごとに特色を列記したい。

K地区(小立野台地南部):下土屋敷と中土屋敷が多い地区。

L地区(本多町から城南):軽輩組地・地子地が多く、中・下土が地子地と同等に分布する。本多家の広大な下屋敷を含むので、これも大きな特色である。

M地区(堅町筋から法船寺町までの旧犀川中洲地区):地子地と軽輩組地が多く、中・下土がそれに次ぐ。L地区とよく似た住民構成だが、組地が19地区中最多であり、足軽組地の集住地というものが、この地区の特徴である。本町も多い。

N地区(宮腰往来南部の城西西部):中・下土が圧倒的に多い地区で地子地も多い。その点で外惣構内部と似ているが、本町がなく武家地としての集中度が高い。縁辺部に下屋敷地も多い。しかし中土の数は19地区のなかで最多である点が特色で、中土に特化した地区であった。

O地区(宮腰往来北部の城北西部):地子地・中土が多いが、他方で本町・地子町・寺社地も一定数分布するので特色がみえにくい。惣構外部にみられる諸要素が広く混在する地区といえる。

P地区(兼六園下の城東部):御小人など藩直属の奉公人や大工・職人が多く、下屋敷・地子地も19地区中最多である。材木町などの本町が多いのも特徴である。御小人に象徴される軽輩組地が集中する地区と、東外惣構添いに並列する本町街区、縁辺部の広大な下屋敷地、以上の特徴ある3部分から成る地区である。この御小人集住区に「御小人町」という地子町が元禄期までに設置されたが⁽²⁰⁾、地子町である以上、住民の大半は町人であり御小人ではない。町立て以前に御小人組地であったための呼称である。御小人組地から徐々に地子町に変化したのであるが、もともと組地には町名がなかった。絵図をみると御小人町の形成途上の様子が窺える。

Q地区(小立野台地北部):前述の通り経王寺付近の街区は、与力の集住地であり、寛文7年に設置した小立野与力町の建設時の状況がわかる。そのほか寺社と寺社門前地の多いのが特徴である。

R地区(犀川以南南部):軽輩組地と寺社地が大半をしめ、地子地の多い地区である。武家地はわずか6区画で、西部に一部下屋敷地がある程度である。この地域が当初より武家地として計画されていなかったことが、ここから想定できる。なお石坂与力町は、寛文7年時点で、まだできていない。

S地区(浅野川以北北部):下土と地子地が多く、中土の数はN地区に次いで多い。また北国往還漂いの本町のほかに地子町の記載数が4族群に多く、下土と地子町が多い地区と特徴付けられる。

中・下土の数がN地区に次いで多いことから、浅野川以北のこの地域は、武家地として当初より重視された地域だと考えられ、城の大手が北にあったことに対応したものと推定される。

表4・5をもとに、藩士配置の特徴を地区ごとに概観してみたが、これをベースに都市計画の構想を読み取ることが可能となろう。しかし、「延宝図」との比較はじめ、関連する文献の検証も必要なので、詳細な検討は次号に譲ることにしたい。

ところで、「寛文11年侍帳」に記載された平士以上1281人のすべてが、「寛文七年図」に記載されていたわけではない。絵図に記載された藩士で「寛文11年侍帳」に記載されていたのは、平士以上で959件（惣構内部378件、惣構外部581件）である。絵図に名前がなく侍帳だけに見える藩士が329人いたが、彼らは城下町に住所がない者といえる。与力も242人中80人が一致しただけで、残り162人の名前は絵図に見えない。与力の中には寄親の屋敷地や下屋敷地に混在していた可能性があり、今後さらに調査が必要である。平士以上のなかで、絵図中に見えない藩士名をみていくと、木下順庵・田中一閑など明らかに江戸在住の者や、医者亨徳院（曲直瀬氏）など、大坂着米から扶持を得る者、篠島豊前のように今石動に永く屋敷を構えた者がいたので、この329人の多くは城下町金沢以外に常住するものと推定される。小松・高岡・七尾・今石動・宮腰など町奉行の置かれた領内主要都市のほか、江戸定府（定詰）藩士、大坂・京都在住の藩士までも「寛文11年侍帳」は載せていたのである。この点も今後詳細にすべき課題である。

結 び 一領主の側からの都市計画一

小論では、まず「寛文七年図」に書かれた文字情報をもとに12の地種に区分した理由を解説し、百姓地・地子地に17世紀後半の都市問題が集約されていたことを示した。藩用地や無記・明地記載との関連や地種変化のもつ意味も考察し、惣構外部に集中する地子地が城下町変容の起爆地であることを展望した。地子地は郡地との境界付近に限定されず、城下内部に広く分布していた。それらは町人地、寺社地としても利用されたので、武家地と町人地・寺社地が融合する要因になったことも推定でき、今後も引き続き検証すべき課題と考える。

名前が記載された1757件については、「寛文11年侍帳」と照合し、記載藩士を8階層に区分し、19地区ごとの分布状況を検証してみた。その結果、藩士の身分別配置状況が、従来以上に具体的かつ数量的に示すことができた。これらを総括すると、領主的関心からみた城下町の土地利用の計画性（原則）をいくつか指摘できる。

第一は、惣構内部は原則として拝領地だけとし地子地・地子町は置かないという原則が読み取れる。絵図には53件の地子地が存在するが、本来は拝領地であったものからの地種変化と推測される。惣構内部に地子地が生じたのは、当初の計画からの変容を示す現象であり、武家地配置の矛盾、代替り時の変動などが要因で発生したものである。それがいつ発生したかが、今後の課題である。

第二は、惣構内部に寺社拝領地を置かないという原則が、寛永年間以後に確立していた点である。当初、城廻りに多くの寺院があったが、惣構内部が武家地として整備が進むにつれ、寺社は惣構の外側に移住させられた。田中喜男が指摘した元和・寛永期の都市政策の結果とみてよく²⁰⁰、三代藩主前田利常によって明確にされた政策である。

第三は、「御城近屋敷、今般大切二候間、御徒以下之者へハむさと相渡中間敷候」とする武家地法令がある²⁰¹ように、内惣構内部は、御歩以下の下土・軽輩の武家地は配置しないという原則である。但し例外的に配置されたのはC地区である。藩主一族に近侍する医者・奥女中・掃除坊主・小姓などの集住区であるため（木越2009「形成と変容」）、下土的な存在でも藩士の信任さえあれば居住が許されることがあった。御大工の渡辺伊兵衛を城近くの公事場横に置いたのも格別の抜擢事例であるが、これが格別の厚遇と見られたのは、この原則が存在したからである。

第四は、惣構外部の9地区で看取できる計画性である。寺社地・組地が集中するR地区（犀川以南）

や、中土層が集中するN地区（城西西部）の形成は特徴的であり、田中喜男の研究を参照すれば、これは寛永8・12年の城下町大火後の都市政策の結果と解釈できよう。これにたいし、Q地区の与力集中地区は、寛文5～7年に着手された町作りを示すものである。同様にP地区での御小人集住政策も、比較的新しい現象ではないか。ただP地区の本町・下屋敷の設置は、寛永以前に遡るものであろう。S地区に中下土が集中することも注目され、その沿革が慶長・元和期まで遡るものであるなら、城下北部のもつ独自の意義が想定できる。軽輩組地をL・M・R地区に集中させた点も都市計画の重要な柱であった。犀川が二瀬から一瀬となり、M地区が河原中洲の状態から町地・拝領地に変貌したのは元和以後のことであるから¹⁰⁾、この藩士配置が完了したのは寛永初期とみることができる。最後に城下町の矛盾を象徴する地子地がO・P・S地区、つまり城北部に多く見られたが、これは、この地域が寛文期に変動期を迎えていた徴証と理解しておきたい。

以上、1667年段階の藩士配置の原則をいくつか読み取ってみたいが、まだ粗いスケッチにすぎない。今後ここで紹介した「寛文七年図」文字情報や藩士人名データを、電子データによる寛文図上に重ねることになれば、より明確に前田氏の都市計画や都市政策が浮かび出るのであろう。その結果、城下町の空間構造研究が新たなステージに進むことを期待したい。また「寛文七年図」は「延宝図」の6年前に作成された現存最古の藩用城下図であるにもかかわらず、これまで「延宝図」の藩に隠れ詳細な検討がなされてこなかった。小論によって、こうした「延宝図」偏重の流れが改まることも期待している。

[註]

- (1) 小野晃司1993『近世城下町の研究（増補版）』（法政大学出版会、初出1928）、矢守一彦1970『都市プランの研究』大明堂、宮本雅明2005『都市空間の近世史研究』中央公論美術出版。
- (2) 近世城下町は武家権力の意志だけで都市形態が決まったわけではない。それぞれの城下がもつ歴史・風土、集住する商工民や経済的成熟度なども大きな要素である。ただ、城下町の計画性を考察するにあたり大名権力の意志という側面に限定し考察を進めることは、総合的な検証の基礎的作業として不可欠である。なお武家地に関しては、宮崎勝美1989『江戸の武家屋敷地』（『日本都市史研究入門Ⅰ空間』東京大学出版会）、岩淵令治2004『江戸武家地の研究』（塙書房）、宮崎勝美・吉田伸之編『武家屋敷』（山川出版社）などの成果があり、城下町金沢の武家地に関しては、木越隆三2006a『金沢城下 内惣構の築造時期について』（『陶磁器の社会史』桂書房）や木越2006b『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造』（『年報都市史研究』14号）などがある。
- (3) (4) 『加賀藩史料』2、万治2年11月28日令。
- (5) 御宮別当については金沢城研究調査室2005『金沢東照宮の研究』が詳しい。森田平次著『金沢古蹟志』（歴史図書社、1976年）巻29の「福井土佐来歴」の項目。
- (6) 『加賀藩史料』2、万治2年11月28日令。
- (7) 木越2006bで3千石以上の下屋敷地配置について詳細に論じた。
- (8) 前掲『金沢古蹟志』、田中喜男1964『城下町金沢』日本書院、田中喜男1977『城下町の成立・変容』『伝統都市の空間論・金沢』弘尚社など。
- (9) 『稿本金沢市史（市街編第二）』、金沢市2005『金沢市史（通史2）近世』など。
- (10) 田中喜男1986『幕藩制都市の研究』文献出版、田中喜男1978『加賀藩における都市の研究』文一総合出版など。
- (11) 「渡辺家累代系図」（小松市渡辺亮二氏所蔵）によれば、寛文元年7月の綱紀入国以後の経歴として、同年9月に知行高が10石加増され77俵取りとなり、江戸や金沢で作事の設計・監理に活躍した。その功勞により、寛文5年8月「居屋敷堅町辺二罷在候処、御城近へ参り可申旨結構ナル被仰出、替地修理谷辺二拝領仕、翌年引移り申候」とあり、犀川大工町に近い堅町にあった居屋敷を公事場隣に寛文6年移した。これを裏付けるように絵図中の該当場所（E3-5）に「渡辺伊兵衛」の名がみえる。
- (12) 『普請会所役付等覚書』河内山家文書。差出人は津田玄蕃（正真）・奥村因幡（庸礼）・前田対馬（孝貞）の3人で、宛名は普請奉行の津田・岡田・村の三氏である。これらの在職期間からおよその年次が推定できた。
- (13) 増田達夫2006『延宝金沢図』にみる城下町の空間構造—身分別居住地の配置構成から—（『年報都市史研究』14号）。

- (14) 浄土真宗東派54カ寺の屋敷地の地種集計は「貞享二年 寺社由緒書上」「三州寺号帳」(金沢大学日本海文化研究家編『寺社由来(上巻)』石川県図書館協会、1975年)による。
- (15) 寛文3年4月10日付の「東末寺看坊常福寺」あて普請会所書状(常福寺文書)では「御手前拝領居屋敷之儀、公儀就御用、内談申入処ニ、幸末寺年寄悪敷候間、如何様之悪地遠所ニ而も末寺へ近所ニ候者、御請合被成、替地被仰付被下候様ニとの御断ニ付、右之段、今枝民部殿・奥村因幡殿・奥村河内殿・前田対馬殿宛申出ニ、左候者、大音主馬上地之内拝領地歩数貳百貳拾九歩打渡可申旨被仰渡候間、明日右之所へ御取ニ可有御出候、其外請込地之儀ハ、地子肝煎相対を以御請込可有之候、其段、此方より可申付候、以上」とあり、当時小立野にあった常福寺の寺屋敷を、藩が公儀御用を理由に替地させようとしたところ、幸いにも東本願寺金沢末寺の看坊職にあった常福寺側からも東末寺近辺への移転を望んでおり、藩年寄(前田孝貞・奥村庸礼・今枝直方)に相談したところ、寛文図掲載地点(大音主馬上げ地)で拝領地229歩を下付することに決したことがわかる。
- (16) 善福寺所蔵文書。閲覧にあたり大桑齊氏から便宜を得た。大桑氏作成の「ふり姫関係古文書」で宇喜多秀家息女との縁組一件の概要がわかった。
- (17) 前掲『金沢古蹟志』巻30の「御小人町」「御小人組地跡」の項目。
- (18) 「寛文七年図」709件を「延宝図」725件と比較した識別結果は、同一記載が527件、同姓記載などほぼ同種とみられるもの100件、別家異動は28件、地種変化43件、寛文七年図のみ記載11件、延宝図のみ記載16件であった。
- (19) 寛文期の4年間で田井村の御用地高は1万2000歩、泉野村でも同じ頃10年余で約3万歩が御用地に転用され、宝永4年までに接収された御用地は17万7845歩に及んだ(金沢市2002『金沢市史(資料編9)近世七』)。
- (20) 金沢市2002の1編3章3節「御用地・相對請地」は、寛文年間の御用地取公事例(195~202号など地子銀による「替歩」代償例ほか、万治2年の194号では引高対応の事例がある)や寛文5年から地子銀対応になったことを指摘する宝永3年「十村書上」(202号)を載せる。
- (21) 加賀藩武家身分の基本階層は、(人持組頭)・人持・平士・与力・御歩・(御歩並)・足軽・小者の8階層であるが、()を付した人持組頭・御歩並を、それぞれ人持・御歩の一部とみなせば6階層となる(拙稿「藩士の身分と格式」金沢市2005『金沢市史(通史2)近世2』2編2章)。なお年寄衆八家身分の確立は、貞享3年~元禄初期であるから、寛文期の武士身分を考察する本論で八家身分は設けなかった。
- (22) 『加賀藩史料』4編の寛文7年3月24日の触状、『国事雑抄』にも関連の普請会所法令を載せるが、与力屋敷の取公は寛文5年から実施されていた(金沢市2002)。
- (23) 惣構内部では「六生奥源三郎」「かうらい万右衛門」「さやし久蔵」「御灰や孫左衛門」「御掃除坊主頭中嶋道円」「渡辺伊兵衛」などがこれに該当、惣構外部では「山上善右衛門(O5—4)」「諸橋大夫 甚吉(N3—11)」がいた。いずれも「寛文11年侍帳」に掲載されていない。加賀建仁寺流の祖とされる山上氏が惣構外部におり、御大工渡辺氏(註11参照)が、堅町から惣構内部、石川門側に移転したのも異例の厚遇であった。なお絵図にも侍帳にも名前を載せる文人としては、千宗室、小堀新十郎(遠州の次男)、小瀬南庵、本阿弥光甫(光山)、などがおり、惣構内部に住所をもっていた。
- (24) 「寛文元年侍帳」の御歩・小算用と一致した内訳は、惣構内部で10人、惣構外部で37人。
- (25) 木越隆三2006b
- (26) 田中喜男1977「城下町の成立・変容」(『伝統都市の空間論・金沢』弘詢社)
- (27) 「普請会所役付等覚書」(河内山家文書)に収録された「貞享2年12月令」。
- (28) 二瀬に分流した犀川を、元和年間、坂井就安が奉行となり一瀬にした。これにより、犀川の河原にあった地域が町地化した(『金沢古蹟誌』、田中喜男1977など)。

「寛文七年金沢図」等に見る医者の居住地と城内での医療

池田 仁子

はじめに

近世城下町に関して、これまで都市プランや町割の形成、経済活動の仕組み等の観点から分析がなされ、とりわけ空間構造の類型研究で金沢は複合城下町という評価も出された⁽¹⁾。また、当町の加賀藩重臣の屋敷図の解説も進み⁽²⁾、さらに、町人の生活や藩の重臣の生活についての研究⁽³⁾のほか、筆者は暮らしの中の医者を取扱い、当藩領内の医者には藩医、重臣召抱の家中医、町医・村医等がいることを指摘した⁽⁴⁾。一方、疾病史の視点からの考察⁽⁵⁾、或いは金沢城普請と医療に関する論述⁽⁶⁾、重臣の医療に関する論考⁽⁷⁾、蘭学と医者との動向について考究したものなど⁽⁸⁾、医者や医療関連の論考も多彩である。生活史という分野は広範ではあるが、従来の諸研究を踏まえ、膨大な未刊史料や絵図を駆使しながら加賀藩のこの分野の研究が必要と考える。

本稿では石川県立図書館蔵の「寛文七年金沢図」(560×501²、以下、寛文七年図と略記)及び「延宝金沢図」(590×545²、以下、延宝図と略記)において、今回新たな調査から藩医の居住地を確認し、2図を比較検討する。合せて各藩医の履歴を検索しながら、医者の居住地の意味や寛文七年図の意義について考える。次に、金沢城内での藩主前田家の暮らしにおける医療に関し、右2図記載の医者やその子孫等の諸活動について垣間見る。特に藩主の側近や重臣の日記類などを活用、検索しながら医者の活動を把握する。これら金沢城の二ノ丸及び金谷出丸等の建物築造の時期や利用などの面で藩主前田家の奥向に関連しながら、医療や医者の諸活動を考察し、近世城下町生活史解明の一助にしたい。

なお、近世日本の医学の流れを概観すると、およそ、[A]元和～宝永期(中国の13から14世紀以来の李朱医方の影響を受けた医方が後世方として確立し、同様に中国3世紀の『傷寒論』を至上とする古医方が新たに興る)、[B]享保～天明頃(古医方が漢方の主流となり、蘭学も影響し始める)、[C]寛政～幕末迄(各説の折衷派が活躍)の3期に区分される⁽⁹⁾。本稿では、ほぼ右[A]の時期に相当する近世初期から貞享期頃までの事例についてみていく。

一、藩医の住居位置と履歴―「寛文七年金沢図」と「延宝金沢図」の比較検討―

「慶長年中御家中分限帳」(金沢市立玉川図書館加越能文庫「慶長延宝加越分限帳」)から医者を検索すると、少なくとも300石の覚中(内山)・長庵(山科)・慶庵(高田)、200石の里庵(飛鳥井)・道甫、150石の沢田道加・養軒(不破、外科)、100石の不亂(名倉)の8名程が確認できる。ここでは、いわば戦乱終結以前の武断の要素の強い藩政初期にすでに複数の藩医が召抱えられ、彼らは戦闘による傷病兵も手当したことが推測される。右の内、内山覚中(初代、寛永4年没)は毛利元就の家人内山土佐の次男で、慶長11年(1606)富山で前田利長に仕え、これが本道の藩医の嚆矢という⁽¹⁰⁾。さらに、「新山田詳書」(3巻、加越能文庫)寛永18年条に「金瘡(刀傷)ノ不亂坊(右の名倉)と見え、また、延宝3年(1675)の侍帳(「慶長延宝加越分限帳」)には本道医師・外科・目医者・歯医師等28人程の中に「金瘡」の医師として小林幸庵(初代、100石)・生田丈仙(金子5枚)が記され興味深い。

さて、寛文七年図には今回の調査で武家屋敷・藩用地・寺社・町屋など3653の文字件数を確認したが、人名記載1757件(総括論文)の内、藩医の居住位置について、[図1]に[表1]のアル及び★印補遺の分を含め、計42人を示した。[図1]では藩医が金沢城内及び外総構の内側乃至その近辺に屋敷を拝領したことが読み取れる。また、[表1]では内・外総構堀の内側に関しては、寛文七年図・延宝図の2図ともそれぞれ調査対象にしたため、*印のように寛文七年図になく、延宝図のみ記載ある医者もピックアップできたが、外総構堀の外側に限っては、寛文七年図を中心とし、延宝図で同屋敷

地の記載はどうかを検索したものである。したがって、延宝図の外総構堀の外側に関しては、寛文七年図になく、延宝図のみにある場合なども含め今回は悉皆調査には及ばなかった。

〔表1〕では、藩医42人中、★印補遺の小林幸庵を含めアの道慶からミの高木宗三までのおよそ8割に当たる33人が総構の内側に屋敷を拝領している。この内金沢城に最も近い位置のC地区に長崎・江間・大石・加藤・坂井のほか藤田2家など8家が密集しており、これらは居住当初藩主前田家の医療担当者として最重要視されていたことが想定される。また、外総構堀の外側に居住するのはハの矢田周囲よりルの益庵までの9人で、彼らもやはり西総構堀に比較的近い所に屋敷を拝領している。右の高木の屋敷地は「永代地子」銀を納める請地である。さらに、クの坂井とホの小瀬の両家に親戚関係を有する子の堀部養叔は史料に頻出し（後述）、その居住位置をみると西内総構と西外総構の間に挟まれ、「御子々姓（延宝5年奥小將に改称）御長屋々敷」に隣接し、金谷出丸や二ノ丸に近く、養叔が藩主前田家の医療担当上、距離的かつ信頼性において重要な位置を占めていたことを物語っている。

なお、〔表1〕以外に寛文11年（1671）侍帳（県立図書館森田文庫）には次の医者の記載がある。【生田丈仙】36歳、黄金5枚、外30人扶持、組外、外科。【大知坊法橋】馬嶋、69歳、黄金5枚、組外。



〔図1〕「寛文七年金沢図」にみる藩医の居住位置
 (石川県立図書館蔵の図(部分)の上に〔表1〕のアル〜及び★印補遺の藩医の屋敷位置等を加工表示した。全体図は本書折込図を参照)

〔表1〕「寛文七年金沢図」・「延宝金沢図」にみる医者一覧

記号等	「寛文七年金沢図」					「延宝金沢図」			
	地区	街区	地番	藩医名	分類	寛文11年待帳、(同元年待帳)〔諸士系譜〕等記事	石高	藩医名	寛文11年待帳、〔諸士系譜〕等記事
ア	C	02	04	いしや道慶	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○(医師道慶)	
イ	C	02	08	(長崎)林正	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○(長崎林正)	
ウ	C	02	09	江間慶寿	35	〔竹林坊〕、42才組外、歯医者	100	○(江間)	
エ	C	03	03	大石玄哲	35	〔大石三折の父〕	(200)	大石三賢(折)	39才組外、医者200石
オ	C	03	04	藤田三雪	35	(藤田玄碩の父か)	(150)	藤田玄碩	41才組外、医師150石
カ	C	03	05	加藤正悦	35	76才組外、医師	200	加藤玄幸(玄好)	(「延宝分限帳」)10人扶持
キ	C	03	07	藤田玄仙	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○	
ク	C	03	08	坂井就安(寿庵)	35	63才組外、医師	200	○	
ケ	D	01	07	医者宗芸	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○(医師宗芸)	
コ	D	01	12	いしや玄古	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○(町屋)	
サ	E	01	04	いしや玄益	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○	
シ	F	01	01	目いしや(佐々木)寿徳	×45	(「金沢之図」〔佐々木〕)	×	○	
ス	F	02	13	いしや 宗献	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○	
セ	F	02	16	佐々正益	35	(医師)〔寛文9年没〕	(300)	佐々長録(琢)	〔正益傳、快安の子、20人扶持〕
ソ	F	02	26	いしや三叔	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○(医師三叔)	
タ	F	03	02	玄碩	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○(いしや玄碩)	
チ	F	04	10	堀部養叔	35	51才組外、医師	200	○	
ツ	F	04	21	高田友庵	35	50才組外、医師〔祐庵〕	200	○	
テ	G	02	16	いしや見の	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○(地子)	
ト	G	03	08	いしや(内山)寛仲(2代目)	35	77才組外、医師 寛中	100	○(内山寛仲)	
ナ	G	03	16	江間慶嘉(慶賢)	35	42才組外、歯医師	60俵	○(慶嘉)	
★	H	04	20	小林幸庵	35	(「延宝分限帳」〔金磨〕)	(100)	(小林源太郎)	4才7人扶持(幸庵孫)
ニ	H	04	34	いしや(津田)宗意	×45	(寛文4年待帳〔津田宗意〕か、子か)	×	医師道伯	
ハ	H	04	40	山脇玄悦	35	57才組外、医師	200	○	
ホ	H	05	20	いしや正親	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○	
ノ	H	05	25	不破養伯	35	36才組外、外科	150	○	
ハ	H	06	14	はりたて(久保)寿斎	35	65才組外、鍼医「久保寿斎」	100	○(久保寿斎)	
ヒ	H	07	14	いしや(鈴木)道悦	35	(「延宝分限帳」〔鈴木〕)	(300)	○	
フ	H	07	23	渡部休庵	×45	(「手記」19巻「渡辺玖庵」)	×	○	
ヘ	H	07	40	いしや正寿	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○	
★	I	03	03	(野村園之助)				いしや(藤田)卜庵	「金沢古蹟志」8巻「藤田」
ホ	I	03	04	小瀬南庵(2代目)	35	64才書物奉行、組外、医師	200	小瀬順理〔又四郎〕	
マ	I	03	12	いしや正宗	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○	
ミ	J	04	04	いしや高木宗三 永代地子	75	該当なし	×	○(いしや宗三地子)	
ム	L	03	06	外科(矢田)周閑	35	45才組外、外科	150	○(矢田周閑)	
メ	L	03	12	いしや(磯野)玄察	×45	(「手記」3巻「磯野」)	×	○	
モ	M	05	32	針立正安	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○	
ヤ	M	07	14	外科(黒川)寛針	×45	(「手記」3巻「黒川」)	×	○	
ユ	N	01	05	能瀬玄竹	35	44才組外、外科〔元禄7年没〕	150	○	
ヨ	N	01	10	堀部養佐	35	40才組外、医師〔養叔弟〕	150	○	
ラ	N	01	33	堀宗佐	35	65才組外、外科	小1両	○	
リ	N	17	29	外科(名倉)幸春	35	46才組外、外科	150	外科(名倉)幸伯	「延宝分限帳」10人扶持
ル	O	13	23	医者益庵	×45	該当なし(医者・歩並か)	×	○(いしや益庵)	

本表は総括論文の1表より医者を抽出し、加筆・改稿したもので、★印は補遺の分である。分類では35は組外平土並身分を、45は歩並身分を、また、「延宝金沢図」の記載が「寛文七年金沢図」と同一の場合は○を、()は医者以外、×印は不明を示し、「金沢之図」は金沢市立玉川図書館蔵(19.9.76)で、「手記」は「熊田貞親手記」(同館加越能文庫)、「延宝分限帳」は「慶長延宝加蘭分限帳」(同)の略記である。「諸士系譜」(加越能文庫)、「金沢古蹟志」(石川県立図書館蔵森田文庫)、寛文11年待帳(同)のほかは「加藤正悦の待帳」(複製、石川県立図書館蔵、昭和45年)を活用した。なお、佐々正益・小林幸庵・鈴木道悦に関し、総括論文1表の分類欄は「×45」だが、校正段階で彼らが待帳・分限帳に登録されていることがわかり、読み直しに「35」に改め、石高も各これらに依った。

目医師。〔享徳院法眼〕曲直瀬、41歳、300俵大坂着米、組外、医師。〔佐々玄養〕21歳、10人扶持、組外、医師。〔佐々快安〕57歳、150石、組外、医師。〔鈴木道論(倫)〕54歳、300石、組外、医師。〔富山周南〕61歳、200石、組外、外科。〔堀宗叔〕31歳、150石、組外、外科。堀部養佐の子。

右佐々家につき〔表1〕のように寛文七年図は隠居中の正益(寛文元年致仕)の名を、また同人没

後の寛文11年侍帳は正益嫡子快安(寛文元年相続)の名を登載、翌12年快安死去により、延宝図は快安嫡子長球を記載する。同様のケースは小林家でも幸庵・源右衛門・源太郎と代替りする(「諸士系譜」)。このように、寛文・延宝の短期間に当主が3代出現する事例が確認され、今後他家に関しても2図の記載事情や時期等比較検討が期待される。

さらに、[表1]で寛文七年図の居住藩医42人の内、延宝図でほぼ同一人とみられるのは32人で、二の道伯とりの幸伯等を含め工の大石、オの藤田、カに加藤のほか、前述のセの佐々、★印補遺の小林等は各々寛文七年図の医者の子や孫である。それ以外、屋敷地がほかに転用されたのはこの町屋とテの地子地の2例のみである。したがって、医者居住地に関しては、42例中、40例が寛文7年時居住の本人もしくは子か孫が延宝期にもその屋敷地に居住しており、この点で両図の間で大きな相違は見られない。また、寛文・延宝期の藩医の石高や給金は300石から小判10両程までで、寛文11年侍帳に記載の者は多くは平士並身分で、藩士として原則的には軍事編成上は組外だが⁽¹¹⁾、他方、苗字のない寛文七年図記載の医者の中、同侍帳にも無記載の者の多くは御歩並身分とみられ、両者とも金沢居住の者は屋敷を拝領し、2図に記載されたものと解せる。かくして、七年図記載の医者42人([表1])は今後の研究によつては増える場合もあり得る。一方、寛文七年図と11年侍帳では4年の差があり、同侍帳では人物比定できる者も含め寛文七年図記載の16人及び同図以外の8人の合計24人の記載しかなく、この中には京詰の亨徳院のような金沢居住以外の者も含まれる。右亨徳院(曲直瀬)は延宝5年侍帳(十村後藤家文書、石川県立歴史博物館蔵)に「京薬師」47才、「御借し小屋」と見える。この亨徳院は日本医学の中興の祖曲直瀬正盛の後裔、曲直瀬玄承(延宝2年500俵、延宝5年没)であることは「先祖由緒并一類附帳」(明治3年、曲直瀬安治郎、加越能文庫)でわかる⁽¹²⁾。

また、寛文七年図に不記で、寛文11年侍帳記載の鈴木道倫(寛文七年図及び延宝3年分限帳記載の鈴木道悦(300石)との関係は不詳)に関しては、延宝5年侍帳に「江戸」と見え、また、同8年綱紀の在江戸期間中、江戸の姫方の医療を担当している(後述)。貞享4年段階でも江戸の中屋敷詰で(「前田貞親手記」12巻)、また、堀部養叔・坂井泰順・矢田周閑・江間口安等に「江戸往来」の手下が下賜されている際、道倫にはその記載が見えない(「同」14巻)。したがって、右堀部ら4名が江戸と金沢を往来し、両地で前田家等の診療に携わったのとは異なり、少なくとも延宝から貞享期、道倫は江戸定府の可能性もある。さらに、江間竹林坊のような事例から、ほぼ同時期における同一人物と推測される医者について、寛文七年図記載の人物名が「諸士系譜」(金沢市立玉川図書館加越能文庫)の人物名と相違する者もあり、また、改名する場合も少なくない。さらに、寛文七年図記載上と「諸士系譜」記載上の相違があることも考えられ、一層複雑さを極めている点も否めない。

二、城内での医療—藩主前田綱紀と恭姫・豊姫の事例—

(1) 綱紀の病状と治療

延宝元年藩主綱紀に近侍し(250石、のち850石)、天和2年奥小将、元禄3年再び近侍した葛巻昌興(大野木高俊、多門、権佐、昌信)自筆日記「葛巻昌興日記」(27冊、加越能文庫、延宝5年～元禄5年)より医者や城内での診療に関して概観しよう。その前に寛文七年図記載の佐々正益の孫佐々常憲(政尚)は寛文11年侍帳に近習と見え、同様に寛文七年図の山脇玄悦の子山脇春視(作大夫)も近習とみえるなど医者や薬事の系統を引く者が藩主の近習方を勤めていることは興味深い。

延宝8年江戸で綱紀は口中を患い、同地の町医者本賀徳明に付け薬の治療を受け、また、坂井泰順・鈴木道倫らは姫方の診療につき常々仰付の筋とは相違する事態となり、閉門を申付られる。同年金沢へ帰国した綱紀は、大聖寺藩主前田利明が中気で倒れたのに際し、治療のため堀部養叔を派遣する。翌9年堀部養叔・山脇玄悦は300石、坂井泰順は新知200石を拝領する。これによれば、泰順の閉門は半年余で赦免となり、新知拝領の形を採ったものとみられる。また、泰順は「前田貞親手記」(後述)に貞享期「赤龍丹」「万病円」という薬を調合する記事が見え([表2])、同人の著書に「加能所産薬

草考」がある点注目される⁽¹³⁾。

坂井泰順の祖父は就安(初代、「諸士系譜」では乾安)といい、小瀬甫庵の実子で200石である。この初代甫庵は著書「太閤記」で有名な医者で、寛永元年(1624)加賀藩に出仕、同17年没する。2代目甫庵は婿養子であり、実は池田治部左衛門勇で、寛文七年図〔表1〕のへ)に見えるのは2代目甫庵に比定できる。同人の嗣子は堀部養叔二男又四郎といい、延宝図に右寛文図の同地番に住む小瀬順理である(「諸士系譜」、森田文庫「金沢古蹟志」8巻)。さて、初代坂井就安は実父小瀬甫庵(初代)より先、慶長19年加賀藩に出仕し、石川郡野々市の代官を勤め、元和の侍帳に無役衆、200石、坂井寿庵として見え、寛永4年侍帳に「御薬師衆」と記され、寛永15年没する⁽¹⁴⁾。また、坂井泰順の父は祖父と同様就安(2代目、乾安、200石、元禄8年没)といい、[表1]に示したように寛文七年図及び延宝図記載の人物である。さらに泰順の嗣子は小瀬復庵(坂井順元、430石)であり、その妻は堀部養叔嫡子養順の娘であるなど、坂井・小瀬・堀部の3家における姻戚関係を知ることが出来る。

さて、再び江戸参勤となった延宝9年5月、綱紀は度々杉山検校の鍼治療を受け、この後も鍼治療は続くが、同人は「葛巻昌興日記」にも見える杉山和一である。將軍綱吉の病を治し、のち杉山流鍼術を振興させ、幕府が保護した盲人団体の最高位、関東総検校として絶大な権力をもった⁽¹⁵⁾。このほか、天和元年から貞享3年の間、江戸で綱紀は井関玄悦(曲直瀬玄朔(1549~1631)の弟子)・今大路道三(曲直瀬親俊、延寿院)・吉田意安などの脈診・投薬・治療を受ける。また、貞享3年9月、綱紀は御灸による足の痛みがもとで体調不良となり、御稽古能を3日後に延期する。なお、灸痛は前田備前貞親においても勤務困難の激痛の事例が確認できる(「前田貞親手記」貞享5年5月7~13日)。

次に、「前田貞親手記」(65冊、加越能文庫、貞享3年~元禄15年、以下「手記」と略記)は貞享3年(1686)若年寄、元禄4年(1691)家老(宝永4年没まで)、この間元禄16年小松城代を勤めた前田貞親の著で、これを明治期に前田家編輯方が手写したものである。全体的に大部であるため、本稿では右65冊のうち1~20巻までの貞享3年11月から同5年8月(貞享5年9月30日に元禄元年と改元)までを主に対象とし、医療と医者との動向について垣間見る。

〔表2〕貞享期金沢城内での藩主綱紀の御療林と医者との診療活動
(「前田貞親手記」等より作成。姫の診療に関しては別表とした)

年(綱紀年齢)、記載月日、主要記事
貞享3年(44歳)11月16日頭痛、鼻中より出血、鼻入口に御出来、腹膨え、後髮際や肩腕腰だるく、昨晚喉内痛く、養叔御診押診、寒気故の御逆上せと診断、薬調合、差上。17日風邪、清涕出て、鼻詰り、舌濁き、鼻中余程痛く出血、咳出、睡眠に支障、養叔脈診、脈拍数多いと診断、薬調合差上。19日少々快方、養叔薬二貼調進。20日養叔脈診、脈拍数多く、薬二貼調進。21日依然風邪気味、咳痛、薬加味調進。22日前田備後中症左半身不随、久保定興鍼治療。23日養叔薬二貼調進。28日養叔年寄女中山を診察、薬処方。
12月8日端玄川洋診、其他女中病氣療治に付、当暮銀子下賜の旨仰出。○坂井泰順赤龍丹を再調合。人參は御納戸内より取出、他は会所奉行へ談じ薬種を調進。22日泰順赤龍丹調合済み、一器差上。24日養叔押診、逆上せ・胸痞え・頭痛、薬二貼調進。25日養叔へ白銀・羽織下賜の旨仰出。○養叔押診、若干御快方、左方脈拍数多く、薬二貼調進。27日気色変化なく薬調進。29日御氣逆上せに付薬調進。
同4年(45歳)正月18・19日漆仕立の甘酒は虫疝氣等養生に良き旨養叔回答。外科矢田周閑、歯医師江間口安参勤御供決定。25日藤田玄仙・波部攻庵・磯野玄察・黒川寛針御目見願却下。26日養叔参勤道中御供人急病の際、二から七町内に参上の旨申渡。28日坂井泰順金沢より江戸へ免足の命。晦日泰順来月2日頃出立予定。
2月12日一柳監物目悪い、馬鳴柳庵昨日より診察、鍼治療、20日過鍼予定。
3月1日知行割付に付医者は三ツ五分、四ツの旨申渡。6・21・24日養叔孫勝之助養子御徒組召出願、御請。8日養叔押診、若干逆上せ、足腫氣、食細氣味。
貞享5年(46歳)6月20日養叔押診、御腹膨え、九愈に御灸。21・22日端玄仙長九郎左衛門診察に付白銀・羽織等下賜。24日養叔押診、若干御不快、御小水色有り、薬二貼調進。27日養叔押診、鳩尾御痞え、背張り、若干脈拍数多く、薬二貼調進。

なお、金沢城二ノ丸御殿中、藩主綱紀の私生活は御居間廻りといわれる空間で営まれ⁽¹⁰⁾、医者による診療もここでなされたものとみられる。

[表2]より金沢での綱紀の病状についてみていくと、貞享3年11月には鼻中に腫物が出来、出血、腹具合が悪く、後髪生え際や肩・腕・腰の辺も「したるく」(だるく)、喉は痛み、咳、寒気による逆上せ、風邪、清涕、鼻詰りが有り、脈拍数が多いといった「様軀」であった。同4年正月・2月は特記するようなことは起こらなかったのか、比較的健康で過ごしたものとみられ、3月には若干の逆上せや足に腫れがあり、食欲不振であった。この後綱紀は江戸参勤だが、明けて5年6月再び金沢での生活が始まり、腹や鳩尾の痞え、小水に色有り、背張り、脈は若干浮大気味であった。これに対する城内での医者による治療の様子を概観すると、殆ど堀部養叔が脈診の上、薬を調進し、或いは九愈(背中にある灸の要点)に御灸をしており、この時期綱紀の主治医は本道(内科)医師の養叔であったことがわかる。補助として本道は端玄仙(川)が、外科は矢田周閑が、歯医師は江間口安が各々勤め、前述の如く、坂井泰順が薬の調合を行なう。このほか、その理由など詳細は不明だが、藤田玄仙・渡部玖庵・磯野玄察・黒川寛針は御目見を願出するが却下される。さらに、右玄仙は藩老長九郎左衛門を診察し、また、馬嶋柳庵は城下木ノ新保持明院北隣の屋敷地(総括論文、IV表、O-15-01)に御預けの身となっている元伊予西条城主一柳監物(1624~1702)の眼を診察し、針治療を行なっている。なお、右馬嶋柳庵は馬嶋大知坊(前述)の子で(「手記」貞享5年2月7日条)、南北朝期清眼僧都創始の馬嶋流眼科の医者であろう⁽¹¹⁾。

ともあれ、堀部養叔らは綱紀の病気が重い時は毎日診療の記載が「手記」に見え、おそらく健康維持のため殆ど常時拝診の姿勢でいたのであろう。養叔は元禄7年に没するが、特に綱紀の信頼篤かったとみられ、後述のように豊姫の診察にも関わり、また、漆樹の皮の煎汁で造った甘酒を飲むことは養生に良いか諮問を受け、「本草綱目」に漆酒は見えないが、乾漆の性質は咳や腹中の殺虫、瘡口の瘻口や腰痛に効き、長く服用すれば身は軽く老を防ぐゆえ、御前が漆甘酒を召上ることは然るべきと答えている。真偽は不詳だが、乾漆は充血剤・駆虫剤・咳止め薬などに使用されるゆえ、養叔の見解はそれなりの根拠あることともいえるようか。

ところで、加賀藩の職制の整備は綱紀の代に本格化し、寛文9年若年寄が設置され、貞享3年の職制改革で老臣の職が明文化された。しかし、藩老・家老・若年寄の支配区分が必ずしも明確ではなく、かつ複雑で、例えば人事に関する仰渡は、直接藩老・家老・若年寄から行なう場合と支配頭等を介して行なう場合があり、役方の職務支配は、支配という緩やかな拘束と人事や法令の伝達システムとしてのみ機能したという⁽¹²⁾。また、藩主に近侍し、御用を勤める近侍御用には藩主の私的な面を近習方、公的な面を奏者方が各々担当した。また、「寺社方并支配方勤方覚」によれば、藩医は明和8年(1771)段階で寺社奉行の支配下に置かれているが⁽¹³⁾、ここで藩医の一族の身分・役職に関する事例を挙げよう。養叔の係勝之助の養子願が聞入れられ、御歩組への召出の請書は永原久兵衛(孝之)の名を付け、若年寄前田貞親が持参し、葛巻仲四郎を以て綱紀に上申したことが「手記」貞享4年3月24日条に見える。右永原はこの年4月10日に奏者番に、元禄9年9月に寺社奉行になる。この時の役職は正式には奏者番でないが、同役の仕事をしていたものとみられる。これをみる限り、藩医の一族の身分や役職に関しては、奏者番の役職の者→若年寄→奥小將→綱紀に上申という形で手続きがなされた。

なお、堀部養叔の嫡子養碩も医者で、山科長庵(「諸士系譜」では延宝9年600俵、元禄元年没)が病気のため、その代わりとして江戸へ参勤し、節姫の医療に従事するため、上屋敷内の塩川安左衛門の跡小屋に住むことになった(「手記」貞享5年4月6日、18日条)。

次に、金沢と江戸の関わりをみながら、江戸藩邸での医療と医者の概要について触れておく。貞享4年4月17日から翌5年5月晦日までの間、江戸での綱紀の主な病状を概観すると、4年5月より6月にかけて、左鼻の脇の頬に腫物が出来、熱と激しい頭痛、膿・咳・痰・清涕、肩凝り、脚痺れ、鳩尾痞え等に苦しみ、小用濁り、腹張り、鼻息臭く、脈が張るといった状態であった。これらに対する

綱紀の治療は、堀部養叔をはじめ、江戸の町医者中村玄悦・井関玄悦、坂井泰順などが担当し、杉山檢校は鍼治療を行なっている。また、薬の調合は胃もたれを防ぐため「かす煎」と合わせ、煎生姜二分を入れて調進し、時には胸がすっきりするので砂糖水を召上ることもあった。7月から8月にかけては時折発熱があり、持病にも苦しみ、また、歯茎が腫れ、顔や頭にも激痛が走り、また、喉から胸の辺と背中辺りが痞えるといった状態で、丸薬3包、煎薬2貼も同じ日に投薬されることもあった。9月から12月にかけて、持病のほか、右脚「積鼻」(痺)の下辺りが激痛となり、「腹騒」(下痢)、発熱、疝氣(腹や腰が痛む病氣)を患った。翌5年2月には再度御灸による痛みにも苦しむ、相変わらず持病が出て、再び左歯茎が腫れ、白い膿のようなものも出て、鼻の左側まで痛みが襲った。

ここで、綱紀の持病は頭痛と痰、痞え(喉や胸が塞がる、また、そう感じる)であったことがわかる(「手記」貞享4年11月27日、12月2日条)。綱紀は長寿で藩政を主導した藩主として名高いが、持病等が「手記」に頻出しており、金沢在国中も江戸にても常にこれに悩まされたものとみられる。

なお、この時期江戸藩邸で藩士や姫などの医療に当たった医者は町医者の中村玄悦、藩医の山科長庵、鈴木道倫・矢田周庵・江間口安・堀部養叔・堀部養碩・坂井泰順、さらに、杉山檢校・山添宗積・吉田一庵(意安か)・木村養運のほか、山科理安・同順庵らであった。

綱紀の診療に関して金沢・江戸を問わず、ほぼ共通していえることは、「手記」に綱紀の様態について仰出されるには云々といったように記されており、まず、堀部養叔による問診から始まり、脈をとって診察し、時には飲み薬・御灸・鍼の治療方法に関し、綱紀自身の希望を受入れて治療が行なわれた。様態は天気にも左右されることもあり、快晴の日は心身ともに清快で、逆に悪天候や寒気に当たった場合、頭痛、痰・咳・鼻汁が出て、これら持病も悪化し、風邪を引き易く、また、ストレスか、虫歯によるものか、定かでないが、左の歯茎が腫れ易かった。

(2) 金沢城内での恭姫・豊姫の診療

寛永の大火後、創建された金沢城二ノ丸御殿については、綱紀治政の前半期、17世紀後半頃より二ノ丸西側の数寄屋丸の部屋方や女中らの住まいも徐々に建てられ、元禄9、10年ころにはほぼ完成した。同御殿中、子女は御広式、奥女中は数寄屋丸の御部屋方に住み、これらが「奥向」といわれた⁽⁹⁰⁾。おそらく、金谷御殿を含む前田家における奥向の女性たちの総人数とみられる「御広式女中」は、明治2年では254人いたと記録されている(金沢市立玉川図書館加越能文庫「陸原惟厚 備忘録 一」中「明治二年己巳春御家中知行并人員調理」)。詳細は今後の調査研究に期待されるが、金谷出丸の屋敷もあわせ、以下、貞享期を中心に城内での恭姫・豊姫の医療についてみていく。なお、金谷出丸は吉徳時代から子弟や側室のための住居が建立されたとする傾きもあるが⁽⁹¹⁾、すでに綱紀の時代における同人娘豊姫の居住空間になっていたことを次に確認していこう。

その前に[表3]にみるように、貞享2年3月藩老長尚連に嫁した綱紀の養女恭姫(実は七日市藩主前田利意娘、当時21歳)はその後もしばしば二ノ丸へ登城し、宿泊したことは、姫の逗留中の昼夜にわたる詰番が存在したことで明らかである(「手記」2巻)。したがって、同3年12月の恭姫の病氣治療の記事は、金沢城内におけるもので、熱、頭痛、腹が痞え、特に両頰にちかちかと赤味が有ったが、養叔が診断した結果、疱疹とは見えず、念のため薬は見合わせている。重病ではなかったようで、以後この患いの記載は見えず、当日養叔は恭姫から白銀を拝領している。この前後に端玄仙も恭姫の診療に関わっていたものとみられ、御歳暮の祝儀を恭姫から拝領し、請書を不破彦三(為貞、奏者番)・岡嶋一郎兵衛(元為、寺社奉行)宛に提出する。

なお、綱紀の当時8歳の江戸の娘、節姫について、翌4年正月及び3月末から4月にかけ、咳や腹が痞え、「いきり」(熱)有り、杉山檢校が鍼治療をし、また、鈴木道倫・坂井泰順が診療するが、2日後には熱が下がり、痞えも快方に向い、薬は1日1貼とする。4月には再び右側に痞えが2回程有った。

綱紀が在府となった貞享4年6月、この年3月26日に誕生した綱紀と保寿院の娘豊姫(前田孝資妻)

[表3]金沢城内での恭姫・豊姫の診療と医者との諸活動

(「前田貞親手記」「葛巻昌興日記」より作成。参考として江戸の節姫に関しては〔 〕で表記した)

年月日、主要記事
貞享3年12月22日恭姫一昨日より熱有り頭痛、御腹痛え、堀部養叔昨朝・今朝診療、両頰かちかちと赤味出、御腹痛とは見え、葉見合せ。右に付恭姫より白銀拝願。27日端玄川恭姫より歳暮祝儀拝願御請(26日付、不破彦三・岡嶋一郎兵衛宛)。
同4年正月(21日江戸節姫7日より15日迄御吹気の為山科長庵・鈴木道倫診療、薬調進、12日杉山檢校右腹御痛えに付誠三本治療。右旨菊池八郎・井上勘左衛門より大年奇三人乗宛上申。28日坂井泰順江戸へ発足の旨命。晦日泰順来月2日頃出立予定。 2月7日泰順出立の事命。11日山科長庵2月中に泰順と交代勤務の旨命。21日泰順16日不破彦三・岡嶋一郎兵衛宛書状。当8日金沢出立。15日江戸中屋敷参着、江戸節姫拝診にて御機嫌宜しき旨書面御覧に入る。24日山科長安江戸より帰着の旨上申。 〔4月4日江戸節姫前月27日夜いきり、鈴木道倫・坂井泰順照診、前月29日朝節姫診察、御痛え少々快方、薬服用、熱下がる由道倫・泰順診断。食欲回復。薬一日一貼とする。杉山檢校前月25日腹右に少々御痛え有るとて針治療(3月27日・4月朔日同様針治療)〕。 【編紀在江戸】6月14日金沢の豊姫の養育に付金谷御殿が宜しく、御作事等仰。17日金谷出丸の豊姫の御座敷の絵図御覧。房方は年奇女中一兩人、外女中は五、六人とするなど軽少にと申渡。29日金谷屋敷豊姫の御部屋絵図信濃が差上。湯殿等数多入れず、江戸藩邸・金沢御城の房方の様子を調査するよう命。 【同右】12月6日来年帰国の際は江戸へ山科長庵を召寄、金沢の豊姫の保養は養叔が担当、帰国直接は暫時坂井泰順が代勤の事決定。
貞享5年6月16日泰順月一、二度豊姫診療の命。20日豊姫昨年より虚弱の由養叔口上、養叔の薬服用故、薬・御灸等養生の儀は御側女中と連絡を綿密にすべくと命。21日豊姫一昨夜御せわりかとお小川申す。小兒医師渡辺丸庵、長庵弟子明石立庵・岸田如安在番。22日右三人豊姫診療。留詞申付。24日編紀豊姫を見舞い、瘦せ、顔色宜くないと思召。小用多く御通じ有り。一昨日御せわり激しき事小川申す。養叔・立庵・如庵・休(玖)庵・玄仙・長庵が診療。佐渡も金谷御殿見舞。羅花丸を差上。25日豊姫御せわり強く、編紀金谷へ御成り、養叔・玄仙・泰順・富山宗甫、町医師立庵、休庵、久保寿静診療。御誠二本、牛黄円服用、御快寝。江戸山添道仙方へ御密丸取寄の旨書状遣す。26日豊姫御邸に付養叔や玄仙の葉等老中各診議。長庵葉に付言上。目覚め前診察、いきり有る由養叔・玄仙・寿静上申。27日江戸より密丸届く。夜中快寝、いきり無し、せわり有り、脈拍数多い旨玄仙・養叔口上。頃日いきり有る旨女中言上。玄仙御葉加減、御針用いる。小用20回。29日、豊姫御灸別儀なし。御快方の御様子小川・中村・玄仙・寿静・養叔上申。 7月3日豊姫患いに付御宮辺其右衛門坂上の時鐘を越後屋敷へ移す。4日豊姫夜前吐乳、御虫痛。6日吐乳。7日、京都へ医師呼寄に付御使小頭ら一四人明日発足。10日豊姫吐乳一度、昨日迄渡辺丸庵御葉差上。13日豊姫快然、小水少々。昨日二三度。16日豊姫気色養生の為、京より医師津田寿軒到着。申刻金谷屋敷広式、御部屋へ参上。診察。18日豊姫夜中いきり、後快然。20日気色愈々御快気。 8月5日来年は養叔参勤に付、小兒医師京都より召抱の旨命。以降豊姫吐乳続く。25日吐乳止まらず、山科理安御葉調進。28日理安上申により豊姫寝所に鋪置の絵を掛け、邪鬼を払うため江戸藩邸から取寄せの事決定。(9月14日右届く) 10月12日、豊姫御快気。25日豊姫金谷屋敷より御病後初めて登城。八時半二ノ丸へ御移徙。供十数名の内御乗物船に久保寿音が随行。

は藩老前田佐渡(孝貞)邸で保育されていたが、今後は金谷御殿で養育するよう仰が有り、作事が申渡され、座敷の絵図を編紀も御覧になり、房中は年奇女中一兩人のほか、女中は5、6人とするよう指示された。その訳は2、3歳に成長したら「御難儀」になるからで、「別館」が好いとする。また、城内の二ノ丸は狭いので金谷出丸が良く、池の際の御亭は「御文庫之御用」となっているが、湿気も取除き、湯殿等も数多くは入れないよう経済的に豪華さを戒めている。そのため清泰院(編紀母、明暦2年没)存命の頃の江戸藩邸及び金沢城二ノ丸の房方の様子を調べるよう申渡された。当時金谷出丸は寛文頃設置の金谷文庫が、或いは延宝9年存在した書院・亭榭・馬場が、また、貞享元年1棟増築して6棟となった文庫があったという¹⁰⁾。これらに加え、渡部亮二家文書(小松市)「累代系図」により藩の御大工渡部伊兵衛琢知が延宝8年11月「金谷御屋敷御文庫建、同所御亭等出来相勤」め、

天和元年(延宝9)2月には「金谷御屋鋪馬場・御亭并御数寄屋干場出来御用相勤」めたことが確認できる。これらのことから、少なくとも寛文より貞享4年ころまでの金谷出丸は文庫や書院、御亭、馬場のみが有ったが、豊姫移住のため、同年6月以降に御屋敷の作事が開始されたものとみられる。因みに、「手記」(23巻)貞享5年11月18日条に「去年より金谷屋敷之御広式二四人充相詰」と見え、同屋敷の詰番が貞享4年より始まったことから、同時に前田家の一部の女性たちも居住したのであろうか。いずれにしても、金谷出丸が居住空間として機能し始めたのは貞享4、5年のこととみられ、前田家子女の金谷出丸居住は豊姫が最初とみることができよう。

すなわち、豊姫が前田佐渡邸より金谷に移ったのは、貞享5年6月であり、少なくともこの時までには金谷屋敷の豊姫の部屋が完成していたものとみられる。その前年、同4年12月、来年帰国の際は江戸へ山科長庵を呼寄せ、金沢の豊姫の保養は養叔に担当させるが、姫が馴れていないため人見知りを案じ、帰国直後は暫時坂井泰順を中心に診させるよう命有り。かくして、綱紀ら帰国後の貞享5年6月16日、前もって金沢に帰郷していた泰順は月に1、2度豊姫の診療を拝命する。以下、豊姫の診療の様子をみていこう。

同年6月20日、豊姫は昨年より少し虚弱になった由養叔が口上で述べ、薬・御灸等養生の儀は御側女中と連絡を綿密にすべきと命ぜられる。21日気色に別条ないが、一昨夜は「御せわり」(御機嫌悪く、むずがること)かと存じた旨を年寄女中の小川が申す。そこで長庵の弟子で小児科の町医者明石立庵・岸田如安、ほか藩医の渡辺玖庵が在番後、明日診療を拝命。22日、明石立庵・岸田如安と渡辺玖庵が豊姫を診療する。町奉行へ明石・岸田の誓詞の件を申付る。24日、豊姫を綱紀が御覧になり「御内引御色相」宜くないと思召される。小用多く御通じ有り。一昨日御せわりが激しかったと小川が申す。養叔・立庵・如庵・休(玖)庵・玄仙・長庵が診療に当たる。佐渡も金谷御殿に御見舞に來り、御機嫌よく、色相も別条無く、「乳母之濕」に当たったのか吟味すべきと言上。耀花丸を差上る。25日、御せわり強く、綱紀も金谷へ御成り、医師を召寄るよう命ずる。これにより養叔・玄仙・泰順・富山宗甫、立庵・休庵・久保寿静参り診療。御鍼2本成し、牛黄円服用、五時過豊姫は快復する。江戸の山添道仙方へ「御密丸」所望の旨の書状を早飛脚にて遣わす。26日豊姫御滞のため、養叔や玄仙の薬等につき老中各詮議、長庵が薬につき言上する。今朝目覚め前に診察の結果、いきり少し有る由養叔が診断し、続けて玄仙・寿静も同様に上申。養叔は先達て二ノ丸へ参上、「御むつかり」は御虫気の外「肝火」(癩癩のこ)等に依ると述べ、御薬調進後治り、様軀により鍼か練葉差上の旨を伺い、料簡次第と仰有り。27日江戸の山添道仙より來書、駒井与兵衛へ申置いた密丸届く。豊姫は快寝、今朝いきり無し。が、九時前せわり有り、脈拍数少々多いと玄仙・養叔が口上で報告。惣じて頃日昼頃よりいきり有る旨を女中が言上。玄仙は御薬加減し、御針を用いる。小用九時過迄20回有り。29日豊姫への御灸は問題なし。豊姫は久々佐渡宅に成長の所、此度金谷屋敷へ御移に付綱紀より御祝儀下さる。豊姫の快方の様子を小川・中村・玄仙・寿静が言上、「御同篇」と養叔も報告する。

しかし、同年7月3日、城内御宮辺の甚右衛門坂上にある時鐘が「金(谷)屋敷へ間近響き、豊姫が「御煩敷」障りになっているゆえ、三十人頭へ談じ、手木の者迄動員し、「御急之事」として「当分」越後屋敷へこれを移した(「手記」20巻、「葛巻昌興日記」22巻)。その後同月の豊姫は吐乳数回、腹虫痛、いきり有り、渡部玖庵が薬を調進するが、小用少ない日や23度の日も有り。京より小児医師津田寿軒(藩医津田正流・寿軒〈静嘉堂文庫「加州金府城下図」)らの祖か)を呼寄せ。町宿は石浦町和泉屋武兵衛方で、到着日に金谷御殿広式、御部屋へ参上し、豊姫を診察する。8月、来年は養叔が在府故、再び京より小児医師を呼寄せよう仰せ。豊姫は依然数回吐乳有り、止まらない時は山科理安(「諸士系譜」では200石、元禄2年召出)が薬を調進する。また、理安の上申により、金谷御殿の豊姫の寝所に邪氣を払うよう、鍾馗の絵を掛けるため、江戸藩邸より取寄せることとなり、9月に届く。こうして、同月26日山科理安の帰京に際し、白銀・羽織が下賜されており、漸く豊姫の様子はほぼ安定したものとみられる。

以上のような幼い2歳の豊姫の一連の体調不良は、前田佐渡郎より金谷御殿への移住による環境の変化が主な原因となって自家中毒を引き起こしたものと推察される。かくして、同年(元禄元年)10月25日豊姫は二ノ丸へ移徙、その時の御供数十人の内御乗物脇に久保寿斎が随行する。因みに翌元禄2年閏正月27日、豊姫は金谷御殿の広式へ帰り、二ノ丸に居住したのはおよそ4ヵ月の短期間であった。

また、金沢・江戸を問わず、藩医の治療は前田家以外にも、貞享3年11月22日、藩老前田備後(直作)が「中症」を患い、左半分が不随、口元が右へゆがむといった症状に対し、久保定興が針治療し、また、同3年12月ころ、女中の患につき端玄川が療治し、さらに同4年9月21日、江戸にて御細工者加藤惣大夫の発病に対し、堀部養叔・坂井泰順が治療、同4年10月13日、江戸にて宝生九郎の母を養叔が診療するといった事例が確認できる。なお、右女中の名は誰か不明であり、治療を受けた場所も定かでない。が、勤務中に発病し、城内で治療を受けた可能性は否定できない。因みに、寛文七年図には城下の北西部で宮腰往還の南側(次号掲載予定、Ⅱ表、N-08-09)に女中中村の屋敷が確認され、ほかに金谷出丸の北側(総括論文、Ⅰ表、C-03-10)に女中「ミナミ」の名が記載され、また、延宝図の同地番に女中らが居住していたことがわかる。

おわりに

「寛文七年金沢図」にみえる医者について現段階で42人を確認した。この内、特に内総構堀の内側で、金沢城の北西部に密集して居住する長崎・江間・大石・加藤・坂井、藤田など8家は居住当初から、藩主前田家の医療担当者として重要な位置にあったものと推察され、さらに右の内、坂井家などは少なくとも延宝期より文献に見え、前田家の信頼性をもっとも篤く、一家の直接的治療に当たっていたことがわかった。また、藩医全体では、前田家や加賀藩周辺の人々の健康上緊急時にも応えるべく、金沢城内及び外総構堀の内側乃至その近辺に屋敷を拝領した。さらに、「延宝金沢図」においても、藩医の多くが「寛文七年金沢図」と同一の屋敷地に、同一人か、その子や孫が居住していたことを確認した。次に、右2図にみえる藩医は、ほぼ同時期に作成された寛文11年侍帳等で照合すると、300石から小判10両など小禄の者までおり、「寛文七年金沢図」と右侍帳では4年の差があり、この間世代交代等による変化も有り得るため一概には言えないが、侍帳記載の24人の中には京詰などの者も含むものとみられるが、単純に両者を比較すると、図中の方が18人多いことがわかる。これは、侍帳が平士クラスを中心にし、御歩並クラスの藩医までは網羅してないこと等に起因しているものと思われる。このように考えると、「寛文七年金沢図」がこの時期における加賀藩の最大数の医者を示しており、図中における文字情報のもつ意義は大きいといわざるを得ない。ただし、11年の侍帳に記載の亨徳院や鈴木道倫など当時金沢居住者以外の者は寛文七年図に不記の場合もある点、指摘しておきたい。

一方、藩主綱紀は亨徳院を召抱え、また、杉山校校の治療を受けるなど当代一流の医者との関わりが深かった。貞享期までの金沢城内での医療について、江戸藩邸も含めた綱紀の場合をみると先の坂井家や書物奉行かつ藩医の小瀬家と親戚関係にある堀部養叔のような主治医的な藩医のほか、これを補佐する端玄仙や坂井泰順のような副主治医的な藩医がおり、その他町医者も臨時的に治療に加わることもあったこと、また、綱紀は頭痛と痰と痞えという持病があったことなどを確認した。さらに、長家へ嫁いだ後も二ノ丸へ登城滞留し同所で治療を受けた綱紀の美女恭姫のほか、金谷出丸における同人娘豊姫の医療・保養をみると、自らの病状を訴えるのに困難な乳幼児に対しては細心の注意・配慮がなされ、藩医のほかにも数人の町医者が治療スタッフに加わり、ときには金沢から使者を派遣し、京より町医者と呼寄せたことがわかった。こうした綱紀や豊姫らに対する養叔や坂井泰順らの医療の関わり方が、この元禄以降も連続性があるのか、否かについての追跡調査をはじめ、「延宝金沢図」を主体とした外総構堀の外側に関する調査や他の城下町絵図と照合の上で近世中後期の藩医についても、側近衆や重臣たちの日記などの史料を活用しながら彼らの動向に絡めて見て行く必要がある。

次に、金谷出丸について寛文期から文庫や書院、御亭、馬場があったところ、藩老前田佐渡郎で誕

生していた豊姫の移住等を目指し、貞享4年金谷屋敷の作事が行なわれ、同広式の詰番も開始され、翌5年6月同姫の移徙に至った。このように、金谷出丸が前田家の居住空間として機能し始めるのは貞享4、5年頃であることを解明した。さらに、新御殿に移り住み、自家中毒を引き起こした幼い豊姫のために、時鐘を基右衛門坂上から越後屋敷に移動させた。これら藩主前田家の保育・医療の過程で城内の施設が建築・移築する事例を紹介した。また、豊姫が前田佐渡邸で、のち、久丸が横山筑後(正房)邸でそれぞれ誕生するなど綱紀の子の生誕地が重臣邸である背景には、二ノ丸や金谷出丸の居住空間が未整備で、狭小であったことを物語っている。さらに、敬姫は金谷で誕生し、豊姫とともに元禄2年5月段階で同所に居住していた様子が窺われ⁽²⁾、その2年後両姫と同じ母を持つ利章(富五郎、四代大聖寺藩主)も金谷で誕生する。すなわち、貞享末から元禄期にかけ、金谷出丸が前田家の居住空間として、徐々に整備されていったことが推測される。今後二ノ丸や数寄屋丸の詳細な建造時期の問題、さらに幕末期慶寧の診療について「拝診日記」(元治元年8月、石川県立図書館蔵)に見える「御医者溜」とあるのは金沢城内のどの部屋に相当するのか、というような医者に関わる問題や子女の養育などを中心とした金沢城内の各部署・施設の築造や利用についても今後の課題となった。

以上、「寛文七年金沢因」記載の医者42人の内、ほぼ20年後の貞享期まで、金沢城内での藩主及び姫の医療に携わった藤田玄仙、坂井就安の孫泰順、堀部養叔、矢田周閑・磯野玄察・渡部休庵・黒川寛針、江間竹林坊弟口安、久保寿斎、同嫡子寿静などの事例をみてきたが、その他の医者はどのような仕事に当たっていたのか。幕末・維新时期まで含めて近世広く藩医の役割をみた場合、藩主家の医療を中心に、藩士や加賀藩周辺の人物の治療のほか、例えば南部藩(盛岡市中央公民館蔵、南部家図書「御城廻御修補全」元文6年6月8日条)や熊本藩などと同様、各城内の造営普請人の治療⁽³⁾、また、御教小屋への勤務、或いは流行病予防・手当のため在方への派遣、戦陣における藩医・家中医らの治療の問題があり⁽⁴⁾、さらに維新时期北越戦争でのウイリスによる戦陣医学⁽⁵⁾の一端が藩医の由緒一類附帳にみられるなど藩政との関わりが確認される。これらは具体的にどのように行なわれたのか、今後の課題が残された。

[註]

- (1) 矢守一彦『都市プランの研究』大明堂、昭和45年。高沢裕一・中野節子「城下町金沢の形成」(『金沢城と前田氏領国の諸城』名著出版、昭和60年)。吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」(『週刊朝日百科』、『日本の歴史 別冊・歴史の読み方2』昭和63年)。高橋康夫・吉田伸之『日本都市史入門』、東京大学出版会、平成2～5年。高橋康夫ほか編『図集 日本都市史』東京大学出版会、平成13年。木越隆三「『延宝金沢因』にみる城下町の空間構造—武家屋敷地の配置を中心に—」(『年報 都市史研究』14号、平成18年)。増田達男「『延宝金沢因』にみる城下町の空間構造—身分別住居地の配置構成から—」(『同』)。木越隆三「城下町の中に城下町を築く」(『北國文庫』35号、北國新聞社、平成20年3月)など。
- (2) 木越隆三・池田仁子「藩老横山家の3枚の下屋敷図について」(石川県金沢城調査研究所『研究紀要 金沢城研究』6号、平成20年)。
- (3) 田中喜男『城下町金沢』日本書院、昭和44年。同『加賀藩における都市の研究』文一総合出版、昭和53年。池田仁子「金沢城代横山家と重臣—加賀藩藩老と陪臣にみる城下町の生活—」(『研究紀要 金沢城研究』7号、平成21年)など。
- (4) 池田仁子「医者と暮らしの諸相」(19世紀加賀藩「技術文化」研究会『時代に挑んだ科学者たち』北國新聞社、平成21年)。ほか、医者の種類として藩内医がおり、これに関する文献については木越隆三氏に御教示いただいた(田中喜男『加賀藩被差別部落史研究』明石書店、昭和61年、87・644頁など)。なお、これについては史料・史実に則し取り上げたもので、差別を容認するものではない。
- (5) 前川哲明氏による以下の諸論文、「瘧疾・コレラの流行と対策—藩政期疫病史の試み—」(『市史かなざわ』6号、平成12年)、「藩政期村方における疾病と医療活動」(『同』10号、平成15年)、「藩政期麻疹の流行と乳母さがし—喜多二郎義寛の日記からみる—」(加能地域史研究会『地域社会の歴史と人物』北國新聞社、平成20年)。

- (6) 池田仁子「加賀藩蘭学と医者の動向」(『北陸史学』55号、平成18年)、白峰旬「文化期金沢城二の丸再建工事期間中における労務管理に関する考察—『御造営方日並記』の内容分析から—」(石川県金沢城調査研究所『研究紀要 金沢城研究』7号、平成21年)。
- (7) 池田仁子「金沢城代横山家出生にみる家臣と医者と女性」(石川県金沢城調査研究所『研究紀要 金沢城研究』6号、平成20年)、竹松幸香「加賀藩上級武士の疾病・医療について」(『加能地域史』47号、平成20年)。
- (8) 片桐一男「蘭学、その江戸と北陸」思文閣出版、平成7年。沼田次郎「洋学」吉川弘文館、平成8年。津田進三「加賀藩最初の蘭方藩医藤井方亭について」(『石川郷土史学会々誌』6号、昭和48年)、同「日本最初の蘭方内科医吉田長淑」(『同』8号、昭和50年)。池田仁子「金子鶴村の蘭学と海外・科学知識—化政期加賀藩蘭学受容の側面—」(『日本歴史』698号、平成18年7月)、同「大高元哲の事績をめぐって—加賀藩蘭学の受容と展開—」(加能地域史研究会『地域社会の歴史と人物』北國新聞社、平成20年)など。
- (9) 酒井シズ『病が語る日本史』講談社、平成14年、279頁。
- (10) 日置謙『加能郷土辞彙』改訂増補版、北國出版社、昭和48年、「内山覚中」の項。
- (11) 『金沢市史 通史編2 近世』金沢市、平成17年、272頁。
- (12) 本稿では亨徳院・今大路・曲直瀬について、ほかに高柳光寿ほか編『新訂 寛政重修諸家譜』10巻・19巻(続群書類従完成会、昭和56年)、『国史大辞典』13巻(吉川弘文館、平成4年)、多留淳文「北陸における曲直瀬家の系譜—その医学的意義—」(『北陸医史』5巻2号、昭和59年3月)を参照した。
- (13) 前掲(10)日置著、「坂井泰順」の項。
- (14) 石野友康「藩政の成立と展開」(『野々市町史 通史編』石川県野々市町、平成18年、282~283頁)。
- (15) 酒井シズ『絵で読む江戸の病と養生』講談社、平成15年、82頁。
- (16) 石野友康『葛巻昌興日記』にみる金沢城二ノ丸御殿の呼称と用途」(『研究紀要 金沢城研究』5号、石川県教育委員会金沢城研究調査室、平成19年)。金沢城調査研究所『よみがえる金沢城』二、石川県教育委員会、平成21年、30~31頁。
- (17) 前掲(9)酒井著、104頁。
- (18) 松方冬子「加賀藩の機構と江戸家老」(『史学雑誌』102編9号、平成5年9月、29頁)、石野友康「年寄・家老・若年寄」(『金沢市史 資料編4』金沢市、平成13年、311頁)、木越隆三「年寄衆八家と役方・組方」(『同 通史編2』金沢市、平成17年、330・331頁)。なお、初期の加賀藩政や金沢城について関連史料も含め、木越・石野の両氏に多くの御教示を賜った。
- (19) 前掲(18)『金沢市史 資料編4』564頁。
- (20) 前掲(16)『よみがえる金沢城』二、32~35頁。
- (21) 前掲(10)日置著「金谷御殿」の項。前掲(18)『金沢市史 通史編2』198頁。
- (22) 前掲(10)日置著「金谷御殿」の項。金沢城研究調査室『よみがえる金沢城—四一〇年の歴史を歩む—』石川県教育委員会、平成18年、76頁。
- (23) 前田育徳会『加賀藩史料』五編、清文堂出版、昭和55年、22頁。
- (24) 前掲(4)池田、27~28頁。
- (25) 軍駐・軍事と医者の関わりについては、木越隆三・池田仁子「横山家の家臣団と家中統制」中、池田「明治元年の分限帳にみる横山家中」(石川県金沢城調査研究室『金沢城代と横山家文書の研究』平成19年、49頁)。
- (26) 吉良枝郎『幕末から廃藩置県までの西洋医学』築地書館、平成17年、144頁。

[付記]

本稿執筆に当たり、金沢城調査研究所の木越隆三・北川晴夫・石野友康の各氏に大変お世話になった。衷心より感謝申し上げたい。

文化5年の金沢城二の丸再建許可老中奉書と再建許可願絵図について

白峰 旬

はじめに

文化5(1808)年正月の大火による金沢城二の丸御殿の焼失は、宝暦9年(1759)4月の大火による同御殿焼失に続く大惨事であり、その再建には加賀藩として多大な労働力と資材の投入を必要とした。その再建過程などの諸相については、『金沢市史』通史編2、『よみがえる金沢城』1、2、『御造営方日並記』上巻の解説に述べられているが⁽¹⁾、本稿では、再建工事の前提となった幕府への申請と幕府からの許可という点に着目して、その具体的史料である文化5年の金沢城二の丸再建許可願絵図、及び、再建許可老中奉書について、その具体的内容を検討したい。

なお、文化5年の二の丸再建許可願絵図については、すでに木越隆三氏による緻密な考察がなされているが⁽²⁾、本稿では、木越氏による研究成果に学びながら、再建許可願絵図と老中奉書の記載内容との比較検討や、再建許可願絵図の分析において追加できる視点を提示したいと思う。さらに、金沢城の城郭修補願絵図(再建許可願絵図も含む)の系譜と分類についても考察を試みたい。

1. 二の丸再建許可老中奉書(文化5年10月27日付)

金沢城の二の丸再建を許可する老中奉書は文化5年10月27日付で出された。その老中奉書(写)の内容は『加賀藩史料』11編の同日条(「諸事覚書」)に記載されており⁽³⁾、具体的文言は以下になる。

以上

加賀国金沢城火事之節、(a) 二丸家作不残、(b) 同所北之方瓦塀四ヶ所、(c) 同所二重櫓一ヶ所、(d) 同所門一ヶ所、(e) 同所長屋一ヶ所、(f) 同所東之方二重櫓二ヶ所、(g) 同所長屋一ヶ所、(h) 同所東南之間瓦塀一ヶ所、(i) 同所門一ヶ所、(j) 同所東之方門一ヶ所、(k) 三丸北之方長屋一ヶ所、(ア) 焼失に付而取建之事、并(1) 二丸東之方瓦塀一ヶ所、(m) 同所続瓦塀一ヶ所、(イ) 取壊、且又(n) 櫓下・長屋下・塀下石垣平均高一間一尺余、長延二百一間四尺、(ウ) 焼損候所修補之儀、絵図朱引之趣得其意候、願之通以連々如元普請可被申付候、恐々謹言

文化五辰十月二十七日

土井大炊頭利厚 判

青山下野守忠裕 判

牧野備前守忠精 判

松平伊豆守信明 判

松平加賀守殿

老中奉書で許可された各項目を明確にするため、上記の老中奉書の文中において、許可された各項目を(a)～(n)にそれぞれ区分して下線を引き、許可内容別に(ア)～(ウ)に区分して下線を引いた。上記の老中奉書では許可項目を列記し、それぞれ何ヶ所であるのかを明示しているが、各許可項目について作表したものが表1である。

表1を見るとわかるように、老中奉書による許可事項は(a)～(n)の14項目である。その許可内容は、(ア)焼失したため再建作事を許可した箇所…(a)～(k)、(イ)瓦塀の取り壊しを許可した箇所…(1)～(m)、(ウ)焼け損じた石垣の修補を許可した箇所…(n)というように大きく3つの部分からなっている。再建作事を許可した各パーツは、二の丸家作すべて、二重櫓3ヶ所、長屋3ヶ所⁽⁴⁾、門3ヶ所、瓦塀5ヶ所であり、このうち三の丸の長屋1ヶ所以外はすべて二の丸にあるので、二の丸における再建作事が中心であったことがわかる。

この老中奉書を見ると、櫓・長屋・門について具体的な名称が記されていないが、これは、後述するように再建許可願絵図の表記において、櫓・長屋・門の具体的な名称が記されていないことに起因している。これらの櫓・長屋・門の具体的な名称の比定は表1にまとめた。

また、二の丸御殿のことを、「二丸家作」と表記しているのは、後述するように、再建許可願絵図の願文において「家作」と表記していることに起因すると思われる。ちなみに、安永9年(1780)に久保田城(秋田城)の焼失再建を許可した老中奉書においても、本丸御殿のことを「本丸家作」と表記しているので⁽⁵⁾、幕府側では、老中奉書の表記において、御殿のことを「家作」と統一して表記するようにしていたのかもしれない。そして、安永9年の久保田城(秋田城)焼失再建許可の老中奉書は、「羽羽国秋田城火事之節、本丸家作不残」という書き出しで始まっており、文化5年の金沢城二の丸再建許可老中奉書の書き出しと書式としては共通している。

なお、この老中奉書において奉書日付の日に署名している老中は土井利厚であるので、この申請に関する担当の月番老中⁽⁶⁾は土井利厚であったことがわかる。そして、土井利厚は前月(文化5年9月)の月番老中であるので⁽⁷⁾、加賀藩からの許可申請は文化5年9月におこなわれた可能性が高い。

2. 二の丸再建許可願絵図(文化5年)

文化5年の二の丸再建許可願絵図(控図)は、「加賀国金沢城絵図」という題名で、現在、石川県立図書館に所蔵されている。筆者はこの絵図を2008年10月に石川県立図書館において閲覧し写真撮影をおこなった(写真1は絵図を折り畳んだ状態。写真2は絵図を上から見た状態。以下、絵図中の各部分の写真については、適宜提示する)。

この絵図の評価については、すでに木越隆三氏によって的確にまとめられているので⁽⁸⁾、以下にその摘要を記すこととしたい。

- ①宝暦10年(1760)の再建許可願絵図(石川県立歴史博物館所蔵、前田育徳会所蔵)⁽⁹⁾と同じく、正保城絵図系(「寛文八年図」と通称される延宝年間(1673~1681)作成の「加賀国金沢之絵図」[金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵])⁽¹⁰⁾の図柄に16箇所(16箇所の焼失箇所を朱線で明示している)。
- ②それだけでなく、建物の屋根に朱色・青色・緑色⁽¹¹⁾を施している。
- ③緑色は「宝暦九年焼失後仮建之分」(=宝暦火災後、仮復旧にとどまる箇所)、青色は「先年之通出来」(=宝暦火災後、文化5年までに再建された箇所、または、宝暦火災に被災していない箇所)、朱色は「文化五年春焼失」(文化5年の被災箇所)というように区分されている。
- ④この絵図における緑色表示により、宝暦大火後の再建状況が確認できる。
- ⑤藩主(前田斉広)の修理願文が正確に記述されているので、宝暦10年の再建許可願絵図より原因に近い控図である。
- ⑥下絵図の作成には金沢城代の命を受けた加賀藩穴生方の後藤小三郎がかかわっており、作成段階で宝暦10年の再建許可願絵図や寛政11年(1799)の地震による修補願絵図(この絵図は現存していない)を参照した。

木越氏によるこれらの指摘は、この絵図中に示された情報を読み取るうえで重要なポイントであり、本稿ではこうした前提を踏まえて、この絵図についてあらためて内容分析をおこないたい。

この絵図の特徴をまとめると以下ようになる。

《絵図の右半分の描写・記載内容》(写真2の右半分)

絵図の大きさは筆者が実測したところ、縦114cm×横197.8cmであり⁽¹²⁾、横長の紙面である。その右半分に金沢城の各曲輪の石垣と建物が俯瞰的に描かれ(東西南北の方位記載があり、南を上にして描かれている)、絵図の凡例の通り、文化5年の火災による城中の焼失箇所は、朱色の縁取りが各建物にされている。

そして、各焼失箇所から直線で朱線を引き、金沢城を描いた下の余白の部分に、「當正月焼失之箇所」

として、16ヶ所の焼失箇所が文として具体的に記載されている(写真3)。その記載については表2としてまとめた。表2を見るとわかるように、16ヶ所の焼失箇所に関する具体的な記載は、すべての文が「此〜」で始まる点が共通している。それぞれの文において、方位に関する記載は一切ないが、これは、各焼失箇所から直線で朱線を引いて、文を記載しているため、方位を記さなくてもそれぞれの箇所が明確にわかるからであろう。

この絵図には、焼失した二の丸御殿の建物は描かれていない。ただし、「二之丸 書院并住居焼失」という文字の記載はある(写真4)。このように焼失した二の丸御殿の建物を描かない点や、「二之丸 書院并住居焼失」という文字の記載がある点は、宝暦10年の再建許可願絵図も同様である。火災によって焼失した二の丸御殿の建物を描かないことは奇異な印象を受けるが、これは文化5年と宝暦10年の再建許可願絵図の図柄が、上述の木越氏の指摘にあるように、正保城絵図系の「寛文八年図」と通称される延宝年間作成の「加賀国金沢之絵図」の図柄をもとに成立しており、その「加賀国金沢之絵図」にも二の丸御殿の建物は描かれていない点に起因すると考えられる。つまり、文化5年と宝暦10年の再建許可願絵図の図柄は、正保城絵図系の絵図の図柄を踏襲しているため、二の丸御殿の建物が描かれていないのである。そのため「二之丸 書院并住居焼失」という文字の記載で二の丸御殿が焼失したことを示したのである。

このように、この絵図には二の丸御殿の建物は描かれていないので、二の丸御殿については、城内の他の焼失箇所のように焼失箇所から直線で朱線を引いて、金沢城を描いた下の余白の部分に文を記載することはされていない。

絵図中の色分けの凡例は、「○(○の中は深緑色で塗り込めてある)此色宝暦九年焼失後仮建之分」、「○(○の中は青色で塗り込めてある)此色先年通出来之分」、「○(○の中は朱色で塗り込めてある)此色文化五年春焼失」と記されていて、3分類されている(写真5)。

色分けの意味の理解としては、上記の木越氏の指摘通りであるが、屋根の色分けを示すと考えられることからすると、深緑色は板屋根(宝暦火災後、「仮建」なので板屋根にしてある、という意味であろう)、青色は瓦屋根という意味であったと思われる。

なお、木越氏は本丸と尾坂門は緑色の箇所である、としているが⁽¹³⁾、絵図を見ると、本丸内の三階櫓の櫓台横の石垣上の塼は屋根が青色であり、大手口にあたる尾坂門も屋根は青色である。この2ヶ所は、宝暦10年の再建許可願絵図を見ると焼失した箇所なので、宝暦火災後、文化5年までに再建された箇所であることがわかる。

この絵図(文化5年の再建許可願絵図)では、上述のように、文化5年の火災による城中の焼失箇所は、朱色の縁取りが各建物にされているが、この類例として、寛保3年(1743)の火災焼失による豊後府内城の再建許可願絵図⁽¹⁴⁾でも、同様に焼失箇所は朱色で描かれている。こうした点を考慮すると、焼失再建の許可願絵図の描き方について、焼失した建物を朱色で描くように幕府は大名側に対して指導していたと推測され、その意味では宝暦10年の再建許可願絵図も幕府へ提出した清絵図は、焼失した建物が朱色で描かれていた可能性が高い⁽¹⁵⁾。

この絵図における曲輪名の記載は、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「三之丸続」、「薪丸」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」であり、金沢城の中心部分の曲輪名しか記載されておらず、新丸や金谷出丸の曲輪名記載はない。また、鶴の丸の場所を「三之丸之内」と記載している点は注意される。こうした曲輪名の記載は、宝暦10年の再建許可願絵図と同じであり⁽¹⁶⁾、文化5年の再建許可願絵図は宝暦10年の再建許可願絵図の曲輪名記載を踏襲したことがわかる。

正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」における曲輪名記載は、「本丸」、「本丸之内」、「付段」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「薪丸」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」、「此丸」(=新丸を指す)、「花畑」(=金谷出丸を指す)であり、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「薪丸」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」の曲輪名記載は共通している。このことから、文化5年と宝暦10年の再建許可願絵図におけ

る曲輪名記載が、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」における曲輪名記載をほぼ踏襲していることがわかる。鶴の丸の場所を「三之丸之内」と記載することを踏襲している点も注意される。

文化5年の再建許可願絵図には、「大手口」と「搦手口」の記載があり(写真6、7)、「大手口」には門の名称の記載はない(写真6)、「搦手口」には「石川門」と記載されている(写真7)。この点は、宝暦10年の再建許可願絵図も同じであり、文化5年の再建許可願絵図は宝暦10年の再建許可願絵図の記載を踏襲したことがわかる。正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」にも「大手口」と「搦手口」の記載があり(ただし、「石川門」の記載はない)、文化5年と宝暦10年の再建許可願絵図における「大手口」と「搦手口」の記載が、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」の記載を踏襲したものであることがわかる。

《絵図の左半分の記載内容》(写真2の左半分)

絵図の左半分には「加賀国金澤城當正月焼失所々」として、一つ書きで焼失した箇所が列記されている(写真8)。一つ書きは合計で18ヶ条の一つ書きが記されており、具体的記載内容については表3としてまとめた。

表3を見ると、絵図における一つ書きの各記載が、上記の老中奉書で記載された各許可項目に対応していることがわかる。つまり、老中奉書における各許可項目の文面は、絵図における一つ書きの各記載をほぼ復唱するような形で正確に反映されて記載されたものである。ただし、老中奉書では、それぞれ何ヶ所であるのかを明示しているが、この点は老中奉書にのみ見られる。

そして、絵図における一つ書きでは、金沢城の櫓名・長屋名・門名について具体的に記載していないため、この絵図における一つ書きの各記載をほぼ踏襲した老中奉書における各許可項目の記載でも櫓名・長屋名・門名は記載されていないのである。このように老中奉書において櫓名などが具体的に記されないのは、他の老中奉書においても同様であるので、幕府としては大名側から提出された下絵図を査閲した段階で、櫓名や門名は記さないように指導していたと考えられる⁽¹⁷⁾。

上述した、絵図の右半分に「當正月焼失之箇所」として記載された16ヶ所の焼失箇所の記載(各焼失箇所から直線で朱線を引き、その下に記された文)と比較して2つ増えているのは、「當正月焼失之箇所」には記されていなかった二の丸御殿の焼失について一つ書きを設けていることと、「當正月焼失之箇所」では石垣破損箇所について、各建物の焼失箇所とセットでそれぞれ記載していたものを、「加賀国金澤城當正月焼失所々」では各建物の焼失箇所とは切り離して、石垣の破損箇所を一つにまとめて一つ書きを設けたためである。

「加賀国金澤城當正月焼失所々」の一つ書きと、上述の「當正月焼失之箇所」の各記載との違いは、「加賀国金澤城當正月焼失所々」では、①それぞれの一つ書きでは方位が記されている(この方位の付け方は、二の丸の中心点を基準にしていると考えられる)、②二の丸御殿の焼失について記した1つ書きがある、③石垣の破損箇所を一つにまとめて一つ書きを設けている、④18ヶ条の一つ書きのあとに願文・藩主名・年が記されている、という点である。

このように考えると、「當正月焼失之箇所」(絵図の右半分における記載)は、各焼失箇所から直線で朱線を引いたその説明文であるのに対して、「加賀国金澤城當正月焼失所々」(絵図の左半分における記載)は国名と城名が記載されており、各焼失箇所の一つ書きに藩主名で願文を付けた正式な幕府への申請文であることがわかる。

絵図中において、一つ書きのあとに藩主名で記された願文は以下ようになる(写真9)。

右之所々 (a) 家作・門・櫓・長屋・瓦塼焼失仕、(b) 石垣焼損并 (c) (「瓦塼」脱カ) 取壊候所々、(ア) 先規之通以連々取建之申度奉願候、且 (d) 寶暦九年家作等焼失、(e) 寛政十一年就地震石垣破損之分、(イ) 其時々御届申上御聞濟候分、未取建不申所々、是又以連々如元可申付与奉存候、以上

文化五年

松平加賀守

上記の願文の内容を明確にするため、(a)～(e)、(ア)～(イ)を文中に付けて下線を引いた。(a)は、願文の横に記された18ヶ条の一つ書きの内、全焼した二の丸御殿(「二之丸書院并住居」)をはじめとする焼失箇所に関する15ヶ条の一つ書きの内容を指しており、(b)は、同じく18ヶ条の一つ書きの内、石垣の焼け損じについて記された最後の1ヶ条の一つ書きを指している。(c)は、「取壊候」としか書かれていないが、18ヶ条の一つ書きの内、瓦塀を取り壊す2ヶ条の一つ書きを指していることは明らかなので、本来、「瓦塀取壊候」という文でなければならぬところ、「瓦塀」という文字が脱漏したものと思われる。よって、幕府へ提出した清絵図では「瓦塀取壊候」という文になっていた可能性が高い。

(ア)は、上記(a)～(c)に関して、「先規」の通りに再建したい旨の願書(申請)である。ただし、正確には、(a)の焼失した建物の再建、(b)の焼け損じた石垣の修補、(c)の取り壊した瓦塀の再建を願い出たことになり、許可した老中奉書(文化5年10月27日付)の文面(前掲)は、それらを許可した内容になっている。ただし、老中奉書の文面では瓦塀2ヶ所を取り壊すことを許可した内容になっており、この願文にあるように取り壊した瓦塀の再建の申請を許可した内容にはなっていないが、そのようになった理由は不明である。

(d)は、宝暦9年の火災で焼失した箇所、(e)は寛政11年の地震で破損した石垣を指しており、これらの箇所について、(イ)は、その時々幕府へ届け出て許可された箇所のうち、いまだ建物の再建(あるいは石垣の修補)に取り掛かっていない箇所について、申し付ける予定である旨を述べた部分である。

ここで注意しなければならない点は、文化5年から見て(d)は49年前に焼失した箇所の再建、(e)は9年前に地震で破損した石垣の修補に関する項目であり、幕府の許可をすでにとっているが、未着工の箇所について、再建や修補を申し付けることを幕府へ報告した、という点である。

つまり、上記(d)、(e)及び(イ)は、許可を得るために幕府へ申請した文言ではなく、単なる幕府への報告であることを意味する⁽¹¹⁾。

このことは、(ア)の文末が「～奉願候」というように願書の書式をとっているのに対して、(イ)が「～奉存候」というように願書の書式をとっていない点からも明らかである⁽¹²⁾。

このように、上記(d)、(e)及び(イ)は幕府への申請項目ではなかったため、上記(d)、(e)及び(イ)に関する記載は、絵図中の一つ書きにも出てきておらず、許可した老中奉書(文化5年10月27日付)の文面(前掲)にも全く触れられていない。

なお、この絵図には「文化五年」とのみ記されていて月日が記載されていないため、提出した月日が不明であるが、上述のように、許可をした老中奉書における老中の署名位置をもとに考えると、担当の月番老中である土井利厚が月番を勤めたのが老中奉書発給の前月である文化5年9月であることから提出されたのは9月である可能性が高い。

3. 金沢城修補許可願絵図(再建許可願絵図)の系譜と分類

江戸時代における金沢城の修補許可願絵図(再建許可願絵図を含む)については、すでに木越隆三氏によって、ミクロ・マクロ両面から詳細な考察がおこなわれている⁽¹³⁾。

木越氏の考察によれば、金沢城の修補許可願絵図(再建許可願絵図を含む)は、元和7年(1621)2月、寛永8年(1631)6月・9月、慶安3年(1650)10月3日、寛文元年(万治4年)(1661)正月16日、寛文2年(1662)6月26日、寛文7年(1667)5月11日、寛文11年(1671)6月11日、元文(1736～1741)～宝暦初期(年月未詳)、宝暦10年6月、寛政11年、文化5年、安政3年(1856)2月の計13種ある⁽¹⁴⁾。

このうち絵図が現存しているのは、

①寛文2年6月26日(前田育徳会所蔵⁽¹⁵⁾。以下、寛文2年図と略称する)

- ②寛文7年5月11日(前田育徳会所蔵⁽³⁵⁾。以下、寛文7年図と略称する)
 ③寛文11年6月11日(前田育徳会所蔵⁽³⁶⁾。以下、寛文11年図と略称する)
 ④元文～宝暦初期(年月未詳)(金沢市照円寺所蔵⁽³⁷⁾。ただし、前掲『よみがえる金沢城』1⁽³⁸⁾では、元禄～享保年間に比定している。以下、照円寺所蔵図と略称する)
 ⑤宝暦10年6月(前田育徳会所蔵⁽³⁷⁾。石川県立歴史博物館所蔵⁽³⁹⁾。以下、宝暦10年図と略称する)
 ⑥文化5年(石川県立図書館所蔵⁽⁴⁰⁾。以下、文化5年図と略称する)
 ⑦安政3年2月(金沢市立玉川図書館後藤文庫所蔵⁽⁴⁰⁾。以下、安政3年図と略称する)の7種である⁽⁴¹⁾。

木越氏は、寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図、安政3年図は、建物は一切表現せず石垣・土居・堀の描写だけで城全体を描くもので、普請会所の穴生方が作図にあっていたので、「普請会所系修補願図」と呼称した。

また、宝暦10年図、文化5年図は、寛文8年図(正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」を指す)の図柄に携って石垣廻りの櫓・長屋・塀などの建物を描く修補願図であり、「国絵図系修補願図」と呼称し、2つの類型に分類した⁽⁴²⁾。なお、木越氏がこの分類を発表した2004年の翌年である2005年に照円寺所蔵図が発見され⁽⁴³⁾、その後、照円寺所蔵図についても、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」の図柄が利用されていた、と指摘している⁽⁴⁴⁾。

こうした木越氏による建物描写の有無に基準を置く分類の仕方は確かに有効ではあるが、私見としては若干の異論がある。例えば、安政3年図について、木越氏は正保城絵図系の図柄ではないとしているが⁽⁴⁵⁾、建物が描かれてはいないものの、城全体の図柄としては宝暦10年図、文化5年図と同様に明らかに正保城絵図系の図柄である。

また、木越氏は、他の大名家の寛文期の城郭修補願図と比べ、前田家の寛文期の城郭修補願図は、正保城絵図との親近性は薄い、と指摘しているが⁽⁴⁶⁾、照円寺所蔵図に関する元文～宝暦初期という木越氏による年次比定についての再検討(詳しくは後述する)とも併せて再考する必要がある。

このような点も踏まえて、本稿では、金沢城の修補許可願図(再建許可願図を含む)について、私案としての分類を以下に提示したい。

【非正保城絵図系→A類…寛文2年図、B類…寛文7年図、寛文11年図】

寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図について、3図とも建物を一切描かない点や、寛文2年図、寛文7年図は北の丸を描かずに省略する、など共通した特徴があることは、すでに木越氏によって指摘されているが⁽⁴⁷⁾、本稿においてあらためてその特徴を以下のようにまとめてみたい。

{3図の共通点と相違点}

- ▼3図とも「大手門」という記載があるが、正保城絵図系に見られる「大手口」、「搦手口」という記載はない。
- ▼曲輪名の記載は、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「玉泉院丸」は3図に共通し、寛文2年図と寛文7年図には「芳春院丸」の記載がある。記載の文字の向きは、「二之丸」、「三之丸」、「玉泉院丸」は3図とも共通する。寛文2年図と寛文7年図は「芳春院丸」の記載の向きが共通する。寛文7年図と寛文11年図は「本丸」の記載の向きが共通する。
- ▼寛文2年図と寛文7年図は「加州金澤城」と城名を記載している。
- ▼3図とも金谷出丸を描いていない。
- ▼3図とも「東」、「西」、「南」、「北」の方位記載があり、その記載位置も同じである。
- ▼寛文7年図は本丸にある御三階櫓の櫓台石垣とその周辺の石垣を描いているが、寛文2年図、寛文11年図は描いていない。
- ▼寛文2年図、寛文7年図は石垣の描写が城全域に及ぶが、寛文11年図は修理申請箇所のみ石垣を描いている。

- ▼寛文2年図は、寛文7年図、寛文11年図に比較して、三の丸と新丸の位置が東寄りになっている。
- ▼寛文2年図、寛文7年図は玉泉院丸における松の木を立体的に描写しているが、寛文11年図は玉泉院丸に松の木は描かれていない。
- ▼3図とも石垣破損箇所について、直線で朱線を引いて文で注記している。
- ▼寛文2年図、寛文11年図は、一つ書きで石垣破損箇所の説明をおこない、藩主名と年月日を記載している。
- ▼寛文7年図は、石垣破損箇所が一ヶ所であるため、一つ書きではなく文章として石垣破損箇所の説明を記し、藩主名と年月日を記載している。
- ▼全体の図柄を比較すると、寛文2年図と寛文7年図、寛文11年図は別々のプロトタイプの絵図（原型図）を基本形としていることがわかる。

以上のように、寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図は絵図の描写や記載に共通点があり、寛文2年図と寛文7年図、寛文11年図ではプロトタイプの絵図（原型図）が異なるが、正保城絵図系の絵図とは別系統の非正保城絵図系の絵図という点で一つのカテゴリーとしてまとめることができる。

寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図が非正保城絵図系の絵図であり、建物を一切描いていないということは、寛文2年図、寛文7年図、寛文11年図のプロトタイプの絵図（原型図）が正保城絵図が作成される以前の金沢城絵図であった、ということ意味する。逆に考えれば、プロトタイプの絵図（原型図）が正保城絵図成立以前の絵図であったため、正保城絵図のように俯瞰的に建物を描くことができなかつた、ということなのかもしれない。

寛文2年図と全く同じ図柄の絵図として、木越氏は「金沢城之図」（金沢市立玉川図書館後藤文庫所蔵）⁽³⁸⁾の存在を指摘している。この「金沢城之図」は、寛文2年図と図柄は全く同じであり、玉泉院丸の松の木を立体的に描写している点も共通するが、曲輪名や方位の記載が全くなく、文字情報は一切記載されていない。よって、「金沢城之図」は、寛文2年図のプロトタイプの絵図（原型図）と見なすことができ、プロトタイプの絵図（原型図）そのものは幕府へ提出しないので、藩用図ということになる。

このプロトタイプの絵図（原型図）は、寛文2年図に限らず、石垣修補許可願のため加賀藩が幕府へ提出する絵図（=幕用図）のために作成されたと考えられ、修補許可願絵図そのものは現存しないが、寛文2年図以前の修補許可願絵図も、このプロトタイプの絵図（原型図）をもとに作成されたと推測できる。

寛文7年図、寛文11年図については、プロトタイプの絵図（原型図）は確認できないが、地割図である「金沢城内絵図」（安土城考古博物館所蔵）⁽³⁹⁾、「金沢城絵図」（石川県立歴史博物館所蔵）⁽⁴⁰⁾、「金沢城之図」（金沢市立玉川図書館津田文庫所蔵）⁽⁴¹⁾、「金沢城図」（富山県立図書館所蔵）⁽⁴²⁾や、前掲「金沢城之図」⁽⁴³⁾に似た絵図である「加州金沢城之図」（石川県立図書館所蔵）⁽⁴⁴⁾と全体の図柄が近似することから（ただし、寛文7年図は金谷出丸と北の丸を描かず、寛文11年図は金谷出丸を描いていない）、金沢城の地割図をもとにプロトタイプの絵図（原型図）が作成されたと考えられる。

木越氏の考察によれば、金沢城の地割図である前掲「金沢城内絵図」⁽⁴⁵⁾は、精度の高い測量（縮尺600分の1）に基づく情報量の多い藩用絵図（慶長図を除けば最古の藩用図）であり、万治2年（1659）～延宝4年（1676）の景観を描くもので、寛文年間（1661～1673）の3点の修補許可願絵図とともに金沢城の最も古い時代を描く基本図である⁽⁴⁶⁾。

この点を考慮すれば、寛文2年図のプロトタイプの絵図（原型図）である前掲「金沢城之図」⁽⁴⁷⁾は、三の丸と新丸の位置を東寄りに描くなどして、絵図としての精度が低かったため、そうした絵図の歪みを修正する目的で、前掲「金沢城内絵図」⁽⁴⁸⁾のような精度の高い地割図をもとに寛文7年図、寛文11年図のプロトタイプの絵図（原型図）が作成された、と推測できる。

なお、木越氏は、幕用図と藩用図を比較すると、一般に幕用図に書かれた城内の地形情報は簡素に

し、詳細な情報は幕府に知らせないようにしたことがわかる、と指摘していること⁽⁴⁹⁾を勘案すると、寛文2年図、寛文11年図に本丸の三階櫓台石垣とその周辺の石垣が描かれていない点、寛文2年図、寛文7年図に金谷出丸と北の丸を描かない点、寛文11年図に金谷出丸を描かない点は、幕府への防諜上(本丸内の縄張りの状況を秘匿するため、城全体の面積を過小に見せるため)、意図的に描いていないのかもしれない。

以上のように、寛文2年図と寛文7年図、寛文11年図はプロトタイプ(原型図)が異なると考えられることから、A類…寛文2年図(全城図としては、方位的に見て歪みがある精度の低い藩用図に基づいた絵図をプロトタイプとする)、B類…寛文7年図、寛文11年図(全城図としては精度の高い藩用図である地割図に基づいた絵図をプロトタイプとする)というように分類したい。

【正保城絵図系→C類…照円寺所蔵図】

木越氏によれば、照円寺所蔵のこの絵図は、2005年の秋に金沢城の城郭修補許可願絵図として新しく確認されたものである⁽⁵⁰⁾。木越氏は照円寺所蔵図について、前掲『よみがえる金沢城』1⁽⁵¹⁾では元禄(1688~1704)~享保年間(1716~1736)に年次比定し、『絵図でみる金沢城』⁽⁵²⁾では元文~宝暦初期に年次比定している。元禄~享保年間に比定した理由は説明されていないが、元文~宝暦初期に比定した理由について、木越氏は、絵図中に描かれた9ヶ所の石垣修理箇所のうち5ヶ所は、加賀藩穴生の後藤家四代左兵衛の御用履歴に書かれた元文元年(1736)~宝暦7年(1757)の石垣修理箇所と一致するので、宝暦前半期に作成された、と推測している⁽⁵³⁾。

こうした年次比定に関する再検討も含めて、本稿ではあらためて照円寺所蔵図について検討をおこなうが、照円寺所蔵図の特徴をまとめると以下ようになる。

▼東西南北の方位記載はない。

▼9ヶ所の石垣破損箇所について、直線で朱線を引いているが注記の文の記載はない。

▼一つ書きによる石垣破損箇所の説明記載もなく、藩主名と年月日の記載もない。そのため、この絵図の年代は不明である。

▼全体の図柄は、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」(「寛文八年図」と通称される絵図)に近似し、城内の建物が俯瞰的に描かれている。

▼城郭への進入経路が朱色の導線に描かれているが、これは正保城絵図に一般的に見られる特徴である。

▼玉泉院丸には松の木が立体的に描かれているが、こうした描写は正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」とも共通する。ちなみに、玉泉院丸における松の木の立体的描写は、宝暦10年図、文化5年図、安政3年図には見られない。

▼曲輪名の記載は、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「鶴之丸」、「新丸」、「出丸」(=金谷出丸を指す)である。ただし、これらの曲輪名は後世に加筆された可能性もある(つまり、もともとはこの絵図には曲輪名が記載されていなかった可能性がある)。

▼城内にある東照宮が立体的に描かれているが、こうした描写は正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」とも共通する。ちなみに、城内にある東照宮の立体的描写は、宝暦10年図、文化5年図、安政3年図には見られない。

▼色分けの凡例が、4つの色違いの○で示されているが、その4つの○の下に説明文の記載はない。

▼絵図の上部に「寛文年間之制図 鳥瞰図ナリ 正副二枚」、「御城中像画之御絵図 但、朱引有之」という張り紙がある。この張り紙は、後世に張られた可能性もある。

以上のように、照円寺所蔵図は、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」に近似することから、正保城絵図系の修補許可願絵図と位置付けてよからう。照円寺所蔵図のプロトタイプ(原型図)としては、木越氏が前掲「加賀国金沢之絵図」に近似した図柄だけを描く類似の絵図として紹介した「金沢古城図」(金沢市立玉川図書館所蔵)⁽⁵⁴⁾が該当する。この「金沢古城図」は、朱色の導線は描か

れていないが、玉泉院丸における松の木の立体的描写や城内の東照宮の立体的描写が照円寺所蔵図に酷似しており、前掲「加賀国金沢之絵図」に近似している。そして、曲輪名や方位記載が全くなく、「大手」、「搦手」の記載もない。このように文字情報は一切記載されていない。

上述のように、照円寺所蔵図には、「寛文年間之制図 鳥瞰図ナリ 正副二枚」、「御城中像画之御絵図 但、朱引有之」という張り紙がある。木越氏はこの「寛文年間之制図 鳥瞰図ナリ 正副二枚」の意味については言及していないが、この張り紙の内容は重要な意味を持つと考えられる。まず、「寛文年間之制図」という記載は、照円寺所蔵図が寛文年間に作成されたことを意味する。「正副二枚」という記載は、同種の絵図が2枚あり、1枚が正本（＝清絵図）で、もう1枚が副本（＝控図、または下図）という意味であろう。この絵図を見ると、その描写内容から下図であることは明瞭なので、この絵図は副本（＝下図）に該当することがわかる。とすると、この絵図（＝下図）とは別に正本である同内容の絵図がもう1枚存在し、その絵図には「寛文〇年〇月〇日」という記載がされていた可能性が高い。そのため、「寛文年間之制図」という記載がされたのであろう。つまり、本来は清絵図としての正本（＝清絵図）とこの絵図（＝下図）が1セットで照円寺に所蔵されていたが、その後、何らかの事情で清絵図（＝正本）が散逸し、下図（＝副本）であるこの絵図だけが残った、ということになる。

「鳥瞰図ナリ」という記載については、「鳥瞰図」という言葉は明治時代以降の語と考えられ⁹³⁾、江戸時代の語ではないと考えられる。よって、「寛文年間之制図 鳥瞰図ナリ 正副二枚」という張り紙は明治時代以降のものであると思われ、明治時代以降もある時期までは「正副二枚」の絵図が1セットで存在していた、ということになる。

また、「御城中像画之御絵図 但、朱引有之」という張り紙における「朱引有之」という記載は、絵図中において、石垣破損箇所について直線で朱線を引いていることを指すのであろう。

照円寺所蔵図の年次比定については、上述のように、木越氏によって、元文～宝暦初期に比定されているが、そもそも石垣修補許可願絵図というのは、石垣修理をおこなう前に幕府へ提出して許可してもらおうことを願う性格の絵図であるから⁹⁴⁾、この絵図は石垣修理がおこなわれた元文～宝暦初期よりも前の時代に作成された絵図であると考えられる。

とすると、上述したように、この絵図が寛文年間の絵図であると考えた場合、時代的には矛盾しないことになる。寛文期と元文～宝暦初期は、年代的に見て60年以上のひらきがあるが、寛文期に幕府の許可を取って、その後、何らかの理由で石垣修理作業への着手が遅れて、元文～宝暦初期に石垣修理がおこなわれた、と推測すれば整合的に理解できる。

よって、照円寺所蔵図の作成年次は「寛文年間之制図」と張り紙にあるように、寛文年間と考えてよかろう。このように考えると、金沢城の修補許可願絵図については、上述のように、寛文期には非正保城絵図系の絵図と正保城絵図系の絵図が混在していた、ということになる。

【正保城絵図系→D類…宝暦10年図、文化5年図】

宝暦10年図と文化5年図は、金沢城が火災（宝暦9年の宝暦の大火、文化5年の二の丸火災）により焼失した際の再建許可願絵図という点では共通する性格を持つ。宝暦の大火では、本丸・二の丸・三の丸・新丸など城内の大半が焼失したのに対して、文化5年の二の丸火災は二の丸を中心とした焼失であり、被害の大きさという点では宝暦の大火の方が被害は甚大であった。そのため、宝暦10年図には建物を中心として142ヶ所の焼失箇所が朱線を引き記載されている⁹⁵⁾。文化5年図では上述のように、二の丸御殿などが焼失し、16ヶ所の焼失箇所が朱線を引いて記載されている。

宝暦10年図と文化5年図の図柄は、木越氏が指摘するように、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」の図柄を踏襲している⁹⁶⁾。

同じ正保城絵図系の修補許可願絵図である上記の照円寺所蔵図に比較すると、宝暦10年図と文化5年図の図柄は、玉泉院丸における松の木の立体的描写や城内の東照宮の立体的描写がなく、城郭への

進入経路が朱色の導線を描かれることもないため、全体的にすっきりとした印象を受ける。これは、時代がくだり、より汎用性のあるシンプルな図柄にリニューアルされていった、と見なすことができよう。換言すれば、上記C類の照円寺所蔵図は、正保城絵図系の修補許可願絵図がD類の宝暦10年図、文化5年図へ収斂されていく過程での過渡的な絵図であると位置付けることができる。

宝暦10年図と文化5年図は、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「三之丸続」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」、「薪丸」という曲輪名の記載が共通し⁽⁹⁹⁾、「大手口」、「搦手口」の記載も共通する。

【正保城絵図系→E類…安政3年図】

安政3年図について、木越氏は、正保城絵図系の図柄ではない、とする⁽⁹⁰⁾。しかし、建物の描写こそないものの、全体の図柄は正保城絵図系の図柄と見なしてよいと思われる。そして、「本丸」、「二之丸」、「三之丸」、「三之丸之内」、「三之丸続」、「芳春院丸」、「玉泉院丸」、「薪丸」という曲輪名の記載や、「大手口」、「搦手口」の記載が宝暦10年図、文化5年図と共通する。また、絵図の右半分は城の全体図を描写して、左半分に破損箇所の一つ書きと藩主名で願文を記している点は文化5年図と共通する。

このように、安政3年図は宝暦10年図、文化5年図と共通点があり、図柄として正保城絵図系の絵図と見なしてよいが、建物の描写がないことから、上記D類と区別してE類とした。

なお、木越氏は、「金沢城中石塁図」（金沢市立玉川図書館後藤文庫所蔵）⁽⁹¹⁾について、安政3年図に近い図柄である、としている⁽⁹²⁾。しかし、「金沢城中石塁図」は、曲輪名の記載が「御本丸」、「二之御丸」、「三之御丸」、「東之御丸」、「薪丸」であり、上述した宝暦10年図、文化5年図、安政3年図の曲輪名記載とは異なっている。また、宝暦10年図、文化5年図、安政3年図に記されている「大手口」、「搦手口」の記載もない。よって、安政3年図と「金沢城中石塁図」は建物表記がないという点が共通し、全体の図柄も似ているものの、曲輪名記載などの相違から「金沢城中石塁図」は、正保城絵図系の絵図ではないことがわかるので、「金沢城中石塁図」は安政3年図のプロトタイプ⁽⁹³⁾の絵図（原型図）には該当しないと考えられる。

以上のように、現存する金沢城修補許可願絵図（再建許可願絵図も含む）について、非正保城絵図系のA類（寛文2年図）、B類（寛文7年図、寛文11年図）、正保城絵図系のC類（照円寺所蔵図）、D類（宝暦10年図、文化5年図）、E類（安政3年図）に分類した。特に正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」（「寛文八年図」と通称される絵図）と正保城絵図系のD類、E類の絵図との曲輪名記載、「大手口」、「搦手口」記載の共通性は、記載情報の継承という意味で注意される点である⁽⁹⁴⁾。

また、絵図中における曲輪名等の記載を比較した表4を見るとわかるように、非正保城絵図系のA類（寛文2年図）、B類（寛文7年図、寛文11年図）の絵図と、正保城絵図系のD類（宝暦10年図、文化5年図）、E類（安政3年図）の絵図は、それぞれ記載項目において共通性があり、非正保城絵図系と正保城絵図系という区分で記載の特徴が明確に分かれることを示している。

金沢城修補許可願絵図の系統が、寛文期を境目として、精度が低く建物描写もない非正保城絵図系（A類、B類）から精度が高く建物描写も詳細な正保城絵図系（C類、D類、E類）に切り替わり幕末まで継承された、ということは、マクロ的に見れば、幕府による正保城絵図調進の目的が、その図柄や描写・記載様式を城郭修補許可願絵図にフィードバックさせることにあり、そのように幕府が大名側に対して指導した、ということを示すものであろう。

おわりに

本稿では、上述のように、文化5年の金沢城二の丸再建許可老中奉書と再建許可願絵図の内容について検討し、さらに金沢城修補許可願絵図（再建許可願絵図）の系譜と分類について考察してきたが、上記で指摘できなかった問題について、以下に指摘しておきたい。

まず、文化5年の再建許可願絵図において、本来は三重櫓である二の丸の橋爪櫓⁽⁹⁵⁾と菱櫓が、二重

櫓に偽装されて描写されている問題がある。文化5年の再建許可願絵図について、その描写内容をみると、二の丸の橋爪櫓と菱櫓が二重櫓として描かれていることに気付く(写真10)。この絵図中では、橋爪櫓と菱櫓についてそれぞれ直線で朱線を引き、それぞれ「此二重櫓焼失」と記載され(写真3、表2参照)、一つ書きにおいてもそれぞれ「二重櫓焼失」と記載されている(写真8、表3参照)。

この橋爪櫓と菱櫓は実際には三重三階の櫓であるから、幕府へ提出した再建許可願絵図に二重櫓として描かれ、また、二重櫓と記載されていることは、実情よりも櫓の規模を小さく見せて(=偽装して)加賀藩が幕府へ申請したことになる。

そして、再建を許可した前掲の老中奉書(文化5年10月27日付)においても「二重櫓二ヶ所」(橋爪櫓と菱櫓を指す)として再建を許可している(表1参照)。

このように、加賀藩は、金沢城二の丸の橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として再建を幕府へ申請し、幕府もこの2つの櫓を二重櫓として再建を許可したことになる。

こうした実際の櫓の階層とは相違した申請がおこなわれるようになった時期はいつからなのであろうか。この点を解明するため、文化5年の再建許可願絵図が正保城絵図系の絵図であることから、それ以前の正保城絵図系の絵図における橋爪櫓と菱櫓の描写との比較を作表したものが表5である。

表5を見ると、「加賀国金沢之城絵図」だけが橋爪櫓と菱櫓を三重櫓として描き、「金沢御城絵図」、「御城中像画之御絵図」(照円寺所蔵図)、「金沢城之図」(宝暦10年図)、「加賀国金沢城絵図」(宝暦10年図)、「加賀国金沢城絵図」(文化5年図)はすべて橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として描いていることがわかる。

このことは、延宝年間の「金沢御城絵図」以降、加賀藩としては一貫して幕府に対して橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として届け出ていることを示している(ただし、「金沢御城絵図」は幕府へ提出された絵図ではない)。こうした絵図以外にも、宝暦5年(1755)5月に加賀藩が幕府の巡見上使に報告した「金沢城廓廻櫓数之書」では、二の丸には二重櫓が4ヶ所であると記されており⁽⁶⁵⁾、二の丸における三重櫓の記載はない。また、同9年5月に加賀藩が宝暦の大火の城内の被災状況を報告した「加州金沢城中焼失之覚」においても、二の丸では「二階櫓 四ヶ所」が焼失した、と記されていて⁽⁶⁶⁾、二の丸における三重櫓の記載はない。

こうした諸点を考慮すると、加賀藩が橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として偽装して絵図に描写することになった最初の図が延宝期の「金沢御城絵図」であり、橋爪櫓と菱櫓を二重櫓として描くことに関してはその後の基本図となったということになる。

つまり、その後の幕用図の基本図とするために、それまでの正保城絵図系の幕用図プラン(「加賀国金沢之城絵図」)を修正して(実態とは乖離しているが)、作り直したものが延宝期の「金沢御城絵図」と言える。ただし、こうした幕用図プランの変更の背景として、幕府側の指導によるものであったのか、或いは、加賀藩側に意図的に偽装しようとする意図があったのかは不明である。

木越氏は、幕用図としての城絵図には、必ずしも城の実情がそのまま描かれぬ、という点を指摘しているが⁽⁶⁷⁾、橋爪櫓と菱櫓を実際の三重櫓ではなく二重櫓として描くことには何だったのであつたのであろうか。その点について明確な理由はわからないが、金沢城において三重三階の櫓は、本丸の三階櫓、二の丸の橋爪櫓(ただし、橋爪櫓は橋爪一の門に入って見上げた視点では一重目の屋根がなく二重櫓に見える)と菱櫓の3ヶ所だけであるので、橋爪櫓と菱櫓を二重櫓に描くということは、絵図の描写の中では、金沢城においては三重櫓は本丸の三階櫓だけであることを示すことになり、そのあたりに理由があるのではないかと推測するが、詳しい検討は今後の課題としたい。

なお、金沢城の正保城絵図には、二の丸の橋爪櫓と菱櫓が二重櫓として描かれていたのか、或いは、三重櫓として描かれていたのか注目されるが、現在、金沢城の正保城絵図は伝存していないので、その点は不明である。

次に問題となるのが、老中奉書で許可される約4ヶ月前から再建工事に着手していた問題である。

上述のように、二の丸再建を許可する老中奉書は文化5年10月27日付で出された。同年正月15日に大火によって二の丸御殿が全焼したので⁽⁶⁶⁾、許可されたのは約9ヶ月後ということになり、許可された後に再建工事に着手するのが通常の手順であった。しかし、同年4月に金沢城二の丸再建の造営奉行8人が命じられ、同年6月28日に二の丸御殿造営の工事に着手し、同年7月25日に二の丸御殿柱立の儀がおこなわれている⁽⁶⁷⁾。そして、同年7月26日には藩主前田斉広が二の丸御殿造営の現場を視察した⁽⁷⁰⁾。

このように、二の丸再建工事は老中奉書で許可される約4ヶ月前から着手されたことは明らかであるが、その背景にあった理由は不明である。宝暦の大火後の再建工事では、宝暦9年4月に被災し、老中奉書で許可されたのが同10年8月であり⁽⁷¹⁾、再建工事に着手したのは同11年2月からであった⁽⁷²⁾。よって、宝暦の再建工事では、老中奉書で許可された後に再建工事に着手したことがわかるが、文化5年の二の丸再建工事では許可と工事着手の順番が逆になっている。その理由について、加賀藩と幕府との間の幕藩交渉において事前の了解（内諾）を得ていたのか、或いは、幕府から許可が出ることを前提に、再建工事を急いだ加賀藩が独断で工事を許可前に前倒しさせてスタートさせたのか、などの事情の有無に関する検討は今後の課題である。

こうした問題点以外に、①四十間長屋は老中奉書で再建が許可されたが、その後、実際には再建されなかったことから⁽⁷³⁾、老中奉書で再建の許可をとった場合でも再建されなかったケースがある、②宝暦10年の再建許可願絵図では裏口御門は立派な櫓門として描かれているのに対して、文化5年の再建許可願絵図では裏口御門は簡略な冠木門として描かれているので（写真11）、宝暦の大火後、裏口御門は櫓門として本格的な再建がされず、冠木門のみの仮再建の状態であったことがわかる、という点も指摘できる。

本稿の検討では、再建許可願絵図と再建を許可した老中奉書の両史料が残っていたことによって、文化5年の金沢城二の丸再建の申請と許可の具体的内容が詳細に把握でき、両史料の内容に関する対応関係も明確にすることができた。この点を考慮すると、金沢城に限らず、大名居城の修補（再建も含む）について申請内容と許可内容の対応関係や具体的把握には修補許可願絵図（再建許可願絵図）と老中奉書の両史料の伝存が必要である、ということを再認識させられる。

また、金沢城修補許可願絵図（再建許可願絵図）の系譜と分類の考察では、プロトタイプの絵図（原型図）の存在が確認できた。プロトタイプの絵図（原型図）さえ決まっていれば、あとはそれをコピーした絵図を作成して、その都度、石垣の破損箇所（火災の場合は焼失箇所）などを記載すればよいわけであり、プロトタイプの絵図（原型図）とそれをもとに作成した修補許可願絵図（再建許可願絵図）との対応関係が具体的に確認できたことは大きな成果であった。

そして、金沢城修補許可願絵図（再建許可願絵図）について、精度が低い非正保城絵図系の絵図から、精度が高く建物の俯瞰的描写がされている正保城絵図系の絵図への切り替えが確認できたことは、マクロ的に見れば、正保城絵図そのものの歴史的意義にも関連する問題であり、幕府による正保城絵図調進の目的が単純に大名統制のためという漠然としたものではなく、具体的にその成果を城郭修補許可願絵図（再建許可願絵図）にフィードバックさせるという具体的目的があったことを強く窺わせる。

以上のように、本稿の検討により種々の論点を指摘できたが、本稿の考察のベースになった先行研究として、金沢城調査研究所副所長の木越隆三氏による多種の金沢城絵図に関する近年の精力的な研究成果⁽⁷⁴⁾に拠るところが大きく、その点で同氏の研究成果に深く敬意を表する次第である。また、同研究所調査研究専門員の石野友康氏からは、本稿の作成上、疑問点に関する筆者の種々の質問に対して真摯な御回答・御教示をいただき、厚く謝意を表する次第である。

[註]

- (1) 『金沢市史』通史編2、近世(金沢市史編纂委員会編集、金沢市発行、2005年、196～198頁)。『よみがえる金沢城』1(石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集、石川県教育委員会発行、北國新聞社発売、2006年)。『よみがえる金沢城』2(石川県金沢城調査研究所編集、石川県教育委員会発行、北國新聞社発売、2009年)。『御造営方日並記』上巻(金沢城史料叢書1)(石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年、388～408頁)の木越隆三氏、石野友康氏による解説。
- (2) 金沢城研究調査室「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」(『研究紀要金沢城研究』2号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年)。『絵図でみる金沢城』(金沢城史料叢書6・金沢城全城絵図と三御門絵図)(石川県金沢城調査研究所編集・発行、2008年)。前掲『絵図でみる金沢城』における絵図等の解説は木越隆三氏が執筆している。前掲『よみがえる金沢城』1(105頁)の「文化5年加賀国金沢城絵図(石川県立図書館蔵)」の木越隆三氏による解説。
- (3) 『加賀藩史料』11編(著作者・侯爵前田家編輯部、1937年、762～763頁)。
- (4) 金沢城の場合、長屋とは大規模な多門を意味する。
- (5) 『国典類抄』6巻(吉部6)(秋田県立秋田図書館編集、秋田県教育委員会発行、1988年、610～611頁)。この老中奉書(写)について、前掲『国典類抄』6巻(610～611頁)より引用すると以下ようになるが、老中奉書の原本には「安永九子」の付年号が記されていたはずである。

口(以カ)上

出羽国秋田城火事之節本丸家作不残、同東方表門老ヶ旭、同裏門老ヶ旭、同西方(「門」脱カ)老ヶ旭、同南方櫓座敷老ヶ旭、同東西南方多門長屋三棟、同侍番旭老ヶ旭、役旭八ヶ旭、足輕番旭武ヶ旭、納戸文庫武ヶ旭、土藏老ヶ旭、塙旭々、同西方櫓老ヶ旭、焼失二付而取建之事、絵図未引之趣得其意候、願之通以連々如元可有普請候、恐々謹言

二月七日

松平右京大夫

輝高判

田沼主殿頭

意次判

板倉左渡守

勝信(清カ)判

松平周防守

康福判

佐竹右京大夫殿

- (6) 城郭修補(再建なども含む)の申請に関する担当の月番老中が、城郭修補(再建なども含む)を許可した老中奉書において奉書日付の口下に署名している点については、拙著『日本近世城郭史の研究』(校倉書房、1998年、326頁)を参照されたい。
- (7) 荒川秀俊「老中月番表」(『日本歴史』267号、吉川弘文館、1970年)。
- (8) 前掲『研究紀要金沢城研究』2号(26～28頁)。前掲『絵図でみる金沢城』(74、97～98頁)。前掲『よみがえる金沢城』1(105頁)。
- (9) 前掲『絵図でみる金沢城』(11頁の図版11)。前掲『よみがえる金沢城』1(93頁)。
- (10) 前掲『絵図でみる金沢城』(6頁の図版5)。
- (11) 木越氏は緑色としているが(前掲『絵図でみる金沢城』、97頁、前掲「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」、27頁)、実際に絵図を見ると、深緑色とした方が正確である。
- (12) この絵図について、前掲「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」(26頁)では114cm×198cm、前掲『絵図でみる金沢城』(12頁)では116cm×187cmとする。
- (13) 前掲『絵図でみる金沢城』(97頁)。
- (14) 大分県立大分図書館所蔵「豊後府内城絵図」(図録『豊後府内城』(第14回特別展「城のある風景」)、大分市歴史資料館編集・発行、1995年、5頁)。
- (15) 現存する宝暦10年の再建許可願絵図は焼失した建物が朱色で描かれていないが、これは清絵図作成段階に近い控図ではなく、下絵図作成段階に近い控図であったためと考えられる。

- (16) 宝暦10年の再建許可願絵図は石川県立歴史博物館所蔵絵図と前田育徳会所蔵絵図の2種があり、石川県立歴史博物館所蔵絵図は「三之丸之内」という記載を書き落としている。木越氏は、前田育徳会所蔵絵図に比較して石川県立歴史博物館所蔵絵図の方が「より原図に近い」と指摘している(前掲『絵図でみる金沢城』、12頁)。「三之丸之内」の記載の書き落としがない、という点からすると前田育徳会所蔵絵図の方が原図に近いのではないだろうか。
- (17) 大名から幕府に対して城郭修補(再建なども含む)についての申請から許可までの具体的段階については、前掲・拙著『日本近世城郭史の研究』の第2編第3章を参照されたい。
- (18) この点について、木越隆三氏は、「宝暦大火以後、なお再建に至っていない建物が多く残っていたことから、合わせて再度の再建・修復も願い出たのである」(前掲『絵図でみる金沢城』、97頁、下線引用者)。「宝暦以来、再建されていない建物の再建と合わせての申請となっている」(前掲『絵図でみる金沢城』、98頁、下線引用者)。「宝暦・寛政に許可された場所のうち未修理箇所も併せて許可を求めている」(前掲『金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告I—』、27頁、下線引用者)と指摘しているが、こうした指摘は再検討の必要があろう。
- (19) このように考えると、木越氏が「二の丸書院・住居」をはじめとする焼失部分を「元の如く申し付けるべくと存じ奉る」と述べ、「願い奉る」と謙譲していない点に注意され、水戸家並の待遇ゆえの余裕である(前掲『よみがえる金沢城』1、105頁)としている点は事実認識であると言わざるを得ない。藩主名で記された上記の願文を見るとわかるように、焼失部分の再建については「~奉願候」と記しているのに対して、石垣修補に関して、すでに幕府の許可をとっているが未着工の箇所について、石垣修補を「~以速々如元可申付与奉存候」と記しているのである。つまり、「元の如く申し付けるべくと存じ奉る」と述べているのは、「二の丸書院・住居」をはじめとする焼失部分の再建に関してではなく、その再建については、やはり「願い奉る」と謙譲しているのである。よって、「水戸家並の待遇ゆえの余裕」という指摘も適切ではないと言えよう。
- (20) 前掲『金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告I—』。前掲『絵図でみる金沢城』(74~75頁、93~100頁)。前掲『よみがえる金沢城』1(74、93、105頁)。
- (21) 前掲『絵図でみる金沢城』(95頁の表2)。
- (22) 前掲『絵図でみる金沢城』(8頁の図版7)。
- (23) 前掲『絵図でみる金沢城』(9頁の図版8)。
- (24) 前掲『絵図でみる金沢城』(9頁の図版9)。
- (25) 前掲『絵図でみる金沢城』(10頁の図版10)。
- (26) 前掲『よみがえる金沢城』1(74頁)。
- (27) 前掲『よみがえる金沢城』1(93頁)。
- (28) 前掲『絵図でみる金沢城』(11頁の図版11)。
- (29) 前掲『絵図でみる金沢城』(12頁の図版12)。
- (30) 前掲『絵図でみる金沢城』(13頁の図版13)。
- (31) 前掲『絵図でみる金沢城』(95頁の表2)。
- (32) 前掲『金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告I—』(31頁)。
- (33) 前掲『絵図でみる金沢城』(97頁)。
- (34) 前掲『絵図でみる金沢城』(94頁)。
- (35) 前掲『絵図でみる金沢城』(94~95頁)。
- (36) 前掲『絵図でみる金沢城』(95頁)。
- (37) 前掲『絵図でみる金沢城』(94頁)。前掲『よみがえる金沢城』1(74頁)。
- (38) 前掲『絵図でみる金沢城』(96頁の図版90)。
- (39) 前掲『絵図でみる金沢城』(31頁の図版25)。
- (40) 前掲『絵図でみる金沢城』(32頁の図版26)。
- (41) 前掲『絵図でみる金沢城』(39頁の図版29)。
- (42) 前掲『絵図でみる金沢城』(39頁の図版30)。
- (43) 前掲『絵図でみる金沢城』(39頁の図版29)。
- (44) 前掲『絵図でみる金沢城』(112頁の図版96)。
- (45) 前掲『絵図でみる金沢城』(31頁の図版25)。

- (46) 前掲『絵図でみる金沢城』(77, 110頁)。
- (47) 前掲『絵図でみる金沢城』(96頁の図版90)。
- (48) 前掲『絵図でみる金沢城』(31頁の図版25)。
- (49) 前掲『絵図でみる金沢城』(112頁)。
- (50) 前掲『絵図でみる金沢城』(97頁)。
- (51) 前掲『よみがえる金沢城』1 (74頁)。
- (52) 前掲『絵図でみる金沢城』(95頁)。
- (53) 前掲『絵図でみる金沢城』(74, 97, 100頁)。
- (54) 前掲『絵図でみる金沢城』(96頁の図版88)。
- (55) 『日本国語大辞典(第二版)』9巻(小学館, 2002年, 31頁)で「鳥瞰図」という語を調べると、「鳥瞰図」の例文は、1910年以降の用例しか載っていない。
- (56) よって、「元文～宝暦初期の修理箇所を届け出た控図の写図と推定できた」(前掲『絵図でみる金沢城』, 97頁)という木越氏の指摘は、幕府へ石垣修理後に届け出た絵図、という理解であるが、この理解は前提が間違っていると思われる。
- (57) 前掲「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」(28頁)。142ヶ所の焼失箇所について、絵図中の朱線を引いた各具体的記載は、前掲「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」の表3(29～30頁)を参照されたい。
- (58) 前掲『絵図でみる金沢城』(94頁)。
- (59) 宝暦10年図は前田育徳会所蔵絵図と石川県立歴史博物館所蔵絵図があるが、石川県立歴史博物館所蔵絵図は「三之丸之内」の記載を書き落としている。
- (60) 前掲『絵図でみる金沢城』(95頁)。
- (61) 前掲『絵図でみる金沢城』(40頁の図版31)。
- (62) 前掲『絵図でみる金沢城』(78頁)。
- (63) 例えば、正保城絵図系の前掲「加賀国金沢之絵図」とD類の宝暦10年図、文化5年図、E類の安政3年図に共通する「芳春院丸」という曲輪名は、前田利家の正室である芳春院になむ名称であるが、石野友康氏の御教示によれば、寛永期など古い時期はともかく、のちには対幕府向けの時のみ芳春院丸という曲輪名が見えるとのことで、実際には使わなくなった芳春院丸という曲輪名を幕末の安政3年図にも記載しているということになる。こうしたことがおこる背景には、幕府へ提出する修補許可願絵図の中の曲輪の記載名が実態と乖離していても、正保城絵図系の絵図の前例に倣って踏襲されていった、という先例主義の原則が窺えて興味深い。
- (64) 現在、橋爪門続櫓と通称されている櫓は、文化期の金沢城二の丸再建時の同時代史料である『御造営方日並記』では「橋爪御櫓」として一貫して表記されている(前掲『御造営方日並記』上巻, 359, 380頁など)。よって、本稿では橋爪櫓として表記する。
- (65) 『金沢市史』資料編3, 近世1(金沢市史編纂委員会編集, 金沢市発行, 1999年, 708頁)。
- (66) 前掲『金沢市史』資料編3, 近世1(715頁)。
- (67) 木越隆三「金沢城の地割図と二の丸御殿絵図」(『研究紀要金沢城研究』3号, 石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集・発行, 2005年, 30頁)。
- (68) 前掲『加賀藩史料』11編(677～685頁)。
- (69) 前掲『加賀藩史料』11編(724～725, 735～738, 747～748頁)。
- (70) 前掲『加賀藩史料』11編(748頁)。
- (71) 『加賀藩史料』8編(著作者・侯爵前田家編輯部, 1935年, 170頁)。
- (72) 前掲『加賀藩史料』8編(179～180頁)。前掲『金沢市史』通史編2, 近世(195頁)。
- (73) 文化5年の大火後、四十間長屋が再建されなかったことは、石野友康氏の御教示による。
- (74) 前掲「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」。前掲「金沢城の地割図と二の丸御殿絵図」。前掲『絵図でみる金沢城』, 前掲『よみがえる金沢城』1(74, 93, 105頁)。

表1 老中奉書(文化5年10月27日付)において再建等を許可された箇所

〔加賀藩史料〕11編、762~763頁

	老中奉書において再建等を許可された箇所	表2との対応関係 ()内は比定箇所	再建願絵図		
			A	B	C
a	二の丸家作残らず (注1)	丸数字なし(二の丸御殿すべて)	×	○	×
b	同所(二の丸)北の方、瓦礫4ヶ所	②、④、⑤、⑩	○	○	○
c	同所(二の丸北の方)二重櫓1ヶ所 (注2)	③(裏口御門の升形の西方にある二重櫓)	○	○	○
d	同所(二の丸北の方)門1ヶ所	①(裏口御門)	○	○	○
e	同所(二の丸北の方)長屋1ヶ所	⑨(楽屋多門)	○	○	○
f	同所(二の丸)東の方、二重櫓2ヶ所 (注3)	⑧、⑬(菱櫓と橋爪櫓)	○	○	○
g	同所(二の丸東の方)長屋1ヶ所	⑫(五十間長屋)	○	○	○
h	同所(二の丸)東南の間、瓦礫1ヶ所	⑦	○	○	○
i	同所(二の丸東南の間)門1ヶ所	⑮(橋爪二の門)	○	○	○
j	同所(二の丸)東の方、門1ヶ所	⑭(橋爪一の門)	○	○	○
k	三の丸北の方長屋1ヶ所 ※(ア) a~kは焼失について再建を許可した項目である	⑩(四十間長屋(三の丸)) (注4)	○	○	○
l	二の丸東の方瓦礫1ヶ所	⑥	○	○	○
m	同所(二の丸東の方)被瓦礫1ヶ所 ※(イ) l, mは瓦礫の取り壊しを許可した項目である	⑯	○	○	○
n	檐下・長屋下・廊下石垣、平均高さ1間1尺余、長さ延べ201間4尺 ※(ウ) nは焼け損じの石垣を修補することを許可した項目である	②、③、④、⑤、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬	○	○	○

【凡例】

A…再建許可願絵図(文化5年)において直線で朱線を引き、焼失箇所について記載した文(記載箇所)の有無

B…再建許可願絵図(文化5年)における一つ書きでの焼失箇所についての記載文(記載箇所)の有無

C…再建許可願絵図(文化5年)における絵の描写の有無

①~⑯…表2の①~⑯に対応している。これは、再建許可願絵図(文化5年)において、各焼失箇所から直線で朱線を引き、金沢城を描いた下の余白の部分に、「當正月焼失之箇所」として、16ヶ所の焼失箇所が文として具体的に記載されているものである(写真3)。

a~n…本論の老中奉書の引用文中における(a)~(n)に対応している。

(注1) 再建許可願絵図(文化5年)には二の丸御殿そのものは描かれていない(写真4)。

(注2) この二重櫓は老中奉書で再建を許可されたものの、その後再建されなかった。

(注3) 菱櫓と橋爪櫓を二重櫓としている点は注意される。

(注4) この四十間長屋は老中奉書で再建を許可されたものの、その後再建されなかった。

表2 再建許可願絵図(文化5年)における「當正月焼失之箇所」(注1)

	當正月焼失之箇所	比定箇所
①	此門焼失	裏口御門
②	此瓦礫長貳拾間四尺焼失、此下石垣高三尺破損	切手門と二重櫓の間にある塀(=瓦礫)
③	此二重櫓焼失、此下石垣高貳間貳尺破損	裏口御門の升形の西方にある二重櫓
④	此瓦礫長七間焼失、此下石垣高三尺破損	裏口御門の升形の南側の塀(=瓦礫)
⑤	此瓦礫長拾宅間三尺焼失、此下石垣高四尺破損	裏口御門から楽屋多門へ続く塀(=瓦礫)
⑥	此瓦礫長折廻拾五間取壊	橋爪櫓の西方にある塀(=瓦礫)
⑦	此瓦礫長八間焼失	橋爪櫓の南方にある塀(=瓦礫)(注2)
⑧	此二重櫓焼失、此下石垣高七尺破損	菱櫓(注3)
⑨	此長屋焼失、此下石垣高四尺破損	楽屋多門

⑩	此長屋焼失	四十間長屋 (三の丸)
⑪	此瓦塀長三拾間焼失、此下石垣高三尺破損	栗屋多門と菱櫓の間にある塀 (=瓦塀)
⑫	此長屋焼失、此下石垣高四尺破損	五十間長屋
⑬	此二重櫓焼失、此下石垣高三間尺破損	橋爪櫓 (注4)
⑭	此門焼失	橋爪二の門
⑮	此門焼失、左右石垣高五尺破損	橋爪一の門
⑯	此瓦塀長貳拾間取壊	橋爪一の門に続いている塀 (=瓦塀)

(注1) 再建許可願絵図(文化5年)において、各焼失箇所から直線で朱線を引き、金沢城を描いた下の余白の部分に、「當正月焼失之箇所」として、16ヶ所の焼失箇所が文として具体的に記載されている(写真3)。この記載箇所の作表については、すでに木越隆三氏がおこなっているが(木越隆三〔金沢城研究調査室〕「金沢城全城絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告1—」、『研究紀要金沢城研究』2号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年、27頁の表2「文化5年被災箇所」)、本稿ではあらためて作表することとしたので、比定箇所について、木越氏の作表部分とは表記が異なる点もある。

(注2) ただし、絵図中の朱引きの直線は橋爪櫓の屋根の上でとまっている(写真10)。

(注3) 菱櫓は実際には三重櫓であるが、絵図中の描写では二重櫓として描かれている(写真10)。

(注4) 橋爪櫓は実際には三重櫓であるが、絵図中の描写では二重櫓として描かれている(写真10)。

表3 再建許可願絵図(文化5年)における「加賀國金澤城當正月焼失所々」(注1)

	加賀國金澤城當正月焼失所々	表1との 対応関係	表2との対応関係 ()内は比定箇所
1	二之丸書院并住居不残焼失	a	丸数字なし(二の丸御殿すべて)
2	同所北之方瓦塀長貳拾間四尺焼失	b	②
3	同所北之方二重櫓焼失	c	③(裏口御門の升形の西方にある二重櫓)
4	同所北之方瓦塀長七間焼失	b	④
5	同所北之方門焼失	d	①(裏口御門)
6	同所北之方瓦塀長拾老間三尺焼失	b	⑤
7	同所北之方長屋焼失	e	⑨(栗屋多門)
8	同所北之方瓦塀長三拾間焼失	b	⑪
9	同所東之方瓦塀長折廻拾五間取壊	l	⑥
10	同所東之方二重櫓焼失	f	⑧または⑬(菱櫓、または、橋爪櫓)
11	同所東之方長屋焼失	g	⑫(五十間長屋)
12	同所東之方二重櫓焼失	f	⑧または⑬(菱櫓、または、橋爪櫓)
13	同所東南之間瓦塀長八間焼失	h	⑦
14	同所東南之間門焼失	i	⑮(橋爪二の門)
15	同所東之方門焼失	j	⑭(橋爪一の門)
16	同所 (=二の丸東の方) 続瓦塀長貳拾間取壊	m	⑯
17	三之丸北之方長屋焼失	k	⑩(四十間長屋〔三の丸〕)
18	櫓下・長屋下・塀下石垣平均高老間老尺余、 長延貳百老間四尺焼損難用候	n	②、③、④、⑤、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬

【凡例】

①～⑯…表2の①～⑯に対応している。これは、再建許可願絵図(文化5年)において、各焼失箇所から直線で朱線を引き、金沢城を描いた下の余白の部分に、「當正月焼失之箇所」として、16ヶ所の焼失箇所が文として具体的に記載されているものである(写真3)。

a～n…本論の老中奉書の引用文中における(a)～(n)に対応している。そして、表1のa～nにも対応している。

(注1) 再建許可願絵図(文化5年)において、絵図の左半分に記載された「加賀國金澤城當正月焼失所々」には、18ヶ条の一つ書きにより各焼失箇所が記されている(写真8)。

表4 金沢城修補許可願絵図(再建許可願絵図を含む)における曲輪名等の記載

絵図	本丸	二の丸	三の丸	三の丸の内	三の丸の続	芳春院丸	玉泉院丸	餅丸	鶴の丸	新丸	出丸	方位記載	大手門	大手口	搦手口
寛文2年図	○	○	○			○	○					a	○		
寛文7年図	○	○	○			○	○					a	○		
寛文11年図	○	○	○				○					a	○		
照門寺所蔵図	○	○	○						○	○	○	ナシ			
宝暦10年図	○	○	○	○	○	○	○	○				b		○	○
文化5年図	○	○	○	○	○	○	○	○				b		○	○
安政3年図	○	○	○	○	○	○	○	○				b		○	○

【凡例】

○…記載があるもの

a…絵図中の四隅に近い位置に方位記載をするケース

b…絵図中の各辺の真ん中に方位記載をするケース

表5 正保城絵図系の絵図における二の丸の橋爪櫓と菱櫓の描写に関する比較

絵図名	絵図の年代	橋爪櫓	菱櫓
加賀国金沢之城絵図(注1)	延宝年間	三重櫓	三重櫓
金沢御城絵図(注2)	延宝年間	二重櫓	二重櫓
御城中像画之御絵図(注3)	寛文期	二重櫓	二重櫓
金沢城之図(注4)	宝暦10年	二重櫓(注7)	二重櫓(注8)
加賀国金沢城絵図(注5)	宝暦10年	二重櫓(注9)	二重櫓(注10)
加賀国金沢城絵図(注6)	文化5年	二重櫓(注11)	二重櫓(注12)

(注1) 金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵(『絵図でみる金沢城』、石川県金沢城調査研究所編集・発行、2008年、6頁の図版5、『よみがえる金沢城』1、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集、石川県教育委員会発行、北國新聞社発光、2006年、2～3頁)。

(注2) 前田育徳会所蔵(前掲『絵図でみる金沢城』、7頁の図版6)。

(注3) 金沢市照門寺所蔵(前掲『絵図でみる金沢城』、10頁の図版10)。

(注4) 前田育徳会所蔵(前掲『よみがえる金沢城』1、93頁)。

(注5) 石川県立歴史博物館所蔵(前掲『絵図でみる金沢城』、11頁の図版11)。

(注6) 石川県立図書館所蔵(前掲『絵図でみる金沢城』、12頁の図版12)。

(注7) 絵図中に朱色の直線を引き、その下に「此長屋続焼失」の記載がある。

(注8) 同上。

(注9) 同上。

(注10) 同上。

(注11) 絵図中に朱色の直線を引き、その下に「此二重櫓焼失、此下石垣高三間貳尺破損」の記載がある。

(注12) 絵図中に朱色の直線を引き、その下に「此二重櫓焼失、此下石垣高七尺破損」の記載がある。

「文化五年加賀国金沢城絵図」(石川県立図書館所蔵)



写真1 絵図を折り畳んだ状態

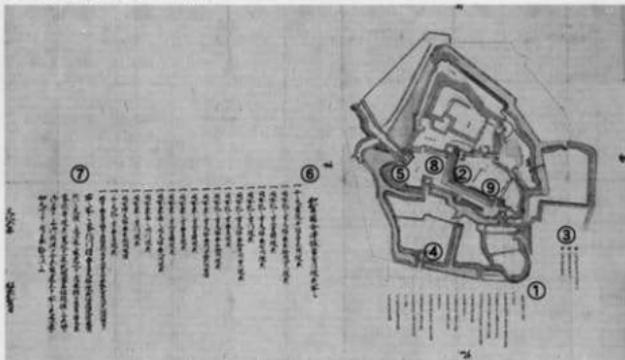


写真2 絵図を上から見た状態



写真3 絵図の右半分における朱引きの下の記載(①) ※各キャプションの(①)~(⑨)は写真2における①~⑨の各部分に対応

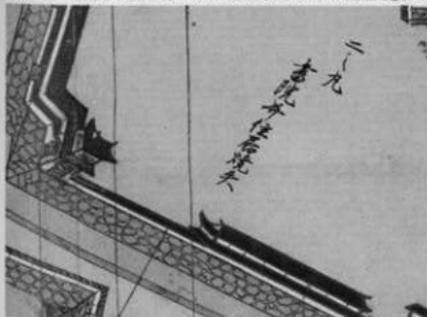


写真4 「二之丸 書院并住居焼失」の文字(②)



写真5 凡例(③)

「文化五年加賀国金沢城絵図」(石川県立図書館所蔵)

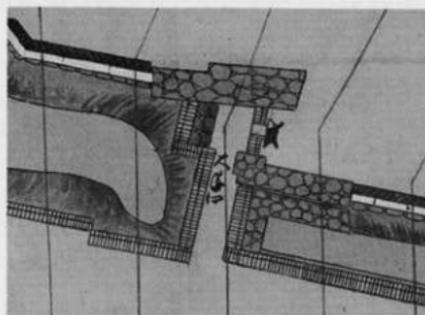


写真6 大手口(④)

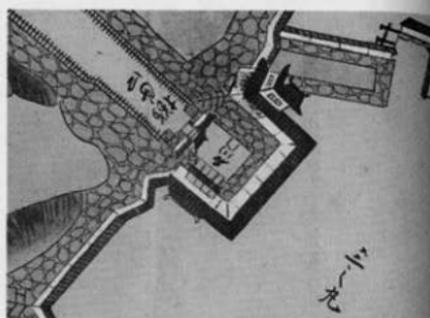


写真7 搦手口(石川門)(⑤)



写真8(右)・写真9(左)は絵図の左半分の記載 写真8……つ書き(⑥)、写真9……願文(⑦)

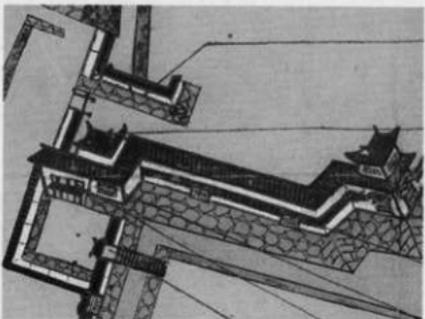


写真10 横爪櫓と受櫓(⑧)

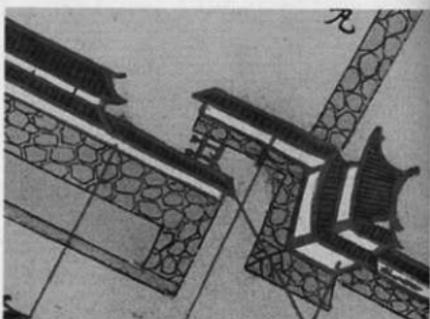


写真11 裏口御門(⑨)

甲府城築城期の石垣再評価と関東甲信越城郭の比較検討

宮里 学

はじめに

一般的に天正から文禄・慶長年間に石垣を多用して構築された織豊系城郭は、その歴史舞台の地理的、戦略的な動きから西日本に多く東日本には少ないと言われている。

しかし、対小田原北条氏の目的で築城された石垣山城⁽¹⁾以降、関東に配された徳川家康を牽制する目的で、豊臣秀吉の指示により織豊系城郭が東日本にも一挙に増加する。

この現象は、織豊系城郭が未浸透に限られた地域において、同時期に一種の建築思想や技術に基づく土木構造物を一挙に対比し比較するには好材料であり、比較検討しその性格を把握することは当時の技術を解明する基礎的な作業といえる。



図1 関係城郭位地図

1. 石垣山城築城と関東甲信静の織豊系城郭

石垣山城築城

石垣山城の築城は、概ね関東甲信越以北の東日本における織豊系城郭の初源といって良い。豊臣秀吉は、全国統一の最終段階にあたる小田原北条氏攻略の軍事拠点として1590年（天正18）に石垣山城を築城した。所在地は、北条方の拠点である小田原城下から早川を挟み南西方向に僅か3kmの地点の笠懸山（旧名称）である。280mを測る高い標高から海岸に近い北条方の小田原城下を見下ろす格好になる。山の周辺には各大名が布陣し、駿河湾には豊臣方水軍が配された。その拠点が石垣山城である。

その名称と現状の地形や遺構から、笠懸山を切土し外周に石垣を廻らした堅牢な城郭と想像するが、今日現在は井戸曲輪および本丸に残る石垣を観察しても、石垣の時代観や特徴を観察する際に重要な隅角部が残存しておらず詳細はわかりにくい。

反面、この城郭の機能した時期は限定的⁽²⁾で、後世に本格的な石垣の改変を受けた痕跡がないことから、現存石垣を当該時期所産と位置付けることに問題はない。つまり、関東以北における城郭石垣を比較検討する場合の基準として活用ができる。

築城経過は、1590年（天正18）3月に小田原北条氏を攻略するため関西を出発した秀吉は、4月3日には小田原に着陣し、小田原の包囲を開始した。

北条方の各支城を攻略しながら徳川家康を筆頭に蒲生氏郷、前田利家、黒田如水、前田利長、上杉景勝、真田昌幸、丹羽長重、羽柴秀勝、宇喜多秀家、細川忠興、小早川隆景、吉川広家、堀秀政、池田輝政、浅野長政、石田三成、長東正家、長谷川秀一、大谷吉隆、石川数正、増田長盛、金森長近、筒井定次、生駒親正、蜂須賀家政、大友吉統、島津久保および水軍として長宗我部元親、加藤嘉明、九鬼嘉隆、脇坂安治ら推定20万とも言われる大勢力で小田原を取り囲んだ⁽³⁾。

石垣山城の築城開始はおおよそこの前後と推測できる。工事は突貫工事で進められたことは秀吉書簡でわかる。

同年6月下旬には石垣山城は完成し、秀吉は本陣としていた早雲寺から入城した⁽⁴⁾。

工事の規模は現状の遺構や史料から不明な点は多いが、工事期間としては3ヶ月に満たない築城であった。しかし、上述の顔ぶれをみても手慣れた築城者揃いであり、豊臣大坂城（1581年着工）や聚楽第（1586年2月着工。翌年9月完成）をすでに天下普請として経験済みである。

また、付近の早川から真鶴、伊豆半島全城にかけては伊豆石とも呼ばれる良質な安山岩の産出地で、後年の江戸城築城を始め石材供給源として重要かつ魅力的な地域となる。この点の研究は今後益々進むであろうからここでは詳述はしないが、石垣山城内に「此石可き左右加藤肥後守石場」銘の石材が残っておりこれは加藤家の石切丁場ないしは割普請の現地表示であろうが、石垣山城築城なのか江戸城築城等なのか判然としていない。

同年7月、北条氏は降伏する。この戦いは一夜城伝説や小田原評定など現在にも語り継がれるエピソードを多く残しながら終わり、秀吉の天下統一は奥州平定を残すのみとなった。この戦いに勝利した豊臣秀吉は、共に戦った徳川家康の所領を東海から北条氏の旧領である関八州に移した。歴史的には秀吉の政略的配置換えと言われ、家康は北条氏滅亡から2ヶ月足らずで新たな拠点である江戸に入っている。

関東甲信静の織豊系城郭

天正10年に滅んだ甲斐武田氏以降、東日本でもっとも大きな勢力を誇った小田原北条氏を下し、江戸に家康を配した秀吉が次にとった行動は、関東の新領地に入った家康を監視し牽制する拠点の城郭を築城し、有力家臣を配置することであった。この当然の作業にこそ東日本において織豊系城郭が一挙に出現する由来があるといえる。

近年の発掘調査や諸研究をもとに、関東甲信静を対象にみると駿河（静岡県）の駿府城（静岡市）、三枚橋城（沼津市）、甲斐（山梨県）の甲府城（甲府市）、信濃（長野県）の高島城（諏訪市）、小諸城（小諸市）、松本城（松本市）、上田城（上田市）松代城（長野市）、上野（群馬県）の沼田城（沼田市）、笠間城（笠間市）、下野（栃木県）の宇都宮城（宇都宮市）、常陸（茨城県）の水戸城（水戸市）、会津（福島県）の会津若松城などが挙げられる。

表1にあるように、これらの城郭は新設、改修、臨時的、継続的な使用など様々でありその年代も今後の課題であるべきものが多いが、本稿で述べる石垣の比較研究という視点では事例数はより限定されるであろう。いずれにせよ、小田原北条氏滅亡後に関東を中心に織豊系大名が入り込んだことは間違いのない事実であり、各地域に拠点を築いている。そして、そこには天守などの建築技術を始め、織田信長以降秀吉の中国地方、四国地方、九州地方の平定を経て蓄積された土木技術も併せて入り、城郭造りが進んだことは大局的に間違いのないところである。

例えば、甲斐武田氏時代、甲斐金山で武田氏の庇護のもと採掘を続けてきた鉱山技術者集団⁽⁵⁾も、1580年（天正10）の武田氏の滅亡後に採掘量が減少したこともありその体制が大きく変わる。他の鉱山を求め国外に移る者、引き続き残る者、そして甲府城築城に従事することで新たな土木技術に触れ、以後在地の黒銀とよばれる土木技術者集団となる者など大きな変化があった。

特に、黒銀は江戸時代から近代まで甲斐の大動脈であった富士川開削と富士川舟運の保守管理者としての役割を果たし、やがて江戸湾品川沖の御台場構築に関わるなど技術者集団として大きな成長を遂げている。

確かに鉱山技術と築城技術には道具や基礎的な土木作業としての類似点は多いし、現在の職域ほど細分化されていないのであればこの変化は大きな問題ではないのであろう。鉱山技術者から在地の有力な土木技術集団への変化点に織豊系城郭建設技術が関与している一事例であることは確かである。

表1 関東甲信地域の城郭石垣構築年代

国名	城郭名称等	築城・改修時の城主	天正	文治	康保	慶長	慶和	寛永	慶安	明暦	万治	寛文	延享	貞享	元享	享保	宝暦	安永	天明	寛政	文化	文政	天保	嘉永	安政	文久	慶応
甲斐	加藤光泰	加藤光泰	1590																								
	浅野長政・巻長	浅野長政・巻長	1592-00	1592-00												1705											
斐	勝山城	浅野長政・幸長	1592-00																								
	松本城	石川数正	1590			1633																					
信濃	小諸城	仙石秀久	1590-00																								
	上田城	仙石秀久	1590-00			1628-29	1641																				
濃	松代城	田丸康正・森忠政																									
	高島城	日根野高正																									
相模	電回城	松平康順																									
	小田原城	大久保忠世	1590			1614	1632																				
横	石垣山一夜城	藤原秀吉	1590																								
	神奈川御台場	松平勝重・新海舟																									
駿	興國寺城	中村一氏	1589-90																								
	三枚横城(沼津城)	中村一氏				1601-14																					
河	駿府城	徳川家康	1588-1605			1607-08																					
	掛川城	山内一重	1590																								
武蔵	小島陣屋	松平信治																									
	江戸城	徳川家康	1592			1604	1607	1629	1636																		
蔵	品川御台場	江戸幕府																									

2. 甲府城跡の石垣再評価

前述したような、小田原北条氏の滅亡以降、関東地方周辺各地に織豊系城郭の建設が続くが、甲府城もこの歴史背景の中で築城された城郭と現在は理解されている。

甲府城跡（県指定史跡）は、山梨県甲府市にある。築城された場所は甲府盆地北部に存在した独立丘陵を切土盛土し、約18haの全域を堀と石垣で囲んだ城郭であったが、明治時代以降の市街地開発のなかで現在は約1/3が残るのみである。

築城期の天守台を中心に城郭の中心部が良好に残存していることは文化財として喜ばしいことである。この甲府城跡についてはそれ自体の調査研究も大事だが、建設された他の城郭と十分に比較研究することで初めて織豊系城郭としての甲府城らしさが浮き彫りになる。つまりそれは甲府城の石垣を学術的に評価し、かつ石垣山城築城以降の関東甲信静岡の織豊系城郭の石垣と比較することで初めて相対的な評価をすることができるのである。

甲府城跡は、これまでの発掘調査や史料の調査研究成果から1590年（文禄2）～1600年（慶長5）までの間に、秀吉の命を受けた浅野長政と子の幸長の時代に城郭建物まで完成されていたことが確実となっている。

築城期の石垣は、浅野氏が慶長5年までに完成させた野面積み石垣を指す。しかし、慶長6年には浅野氏は和歌山へ移封となり、徳川家康の重臣平岩親吉が城代として配されるなか史料や発掘調査成果から同じ野面積みによる平岩の石垣改修や拡張の可能性もあるため築城時期については若干の時間幅を持たせたい。

このような経過を持つ石垣であるが、その構造的な特徴を勾配、隅角部、石材加工、積み方（配石）から再度確認する。

ところで、甲府市に所在する鷹揚が崎館跡にも高さ8mを測り、天守台と呼ばれる石垣がある。文献史料がないため断定的な評価はできないが、勾配の取り方などから織豊系の石積技術によるものという点では概ね統一された見解がある。したがって、1582年（天正10）の武田氏滅亡後に構築された石垣と判断できる。ただし、具体的な石垣の構築者を決めるには文献や発掘資料成果がなく推測の域を出ないため、ここでは比較の対象から外した。

石垣の勾配

城内主要石垣の平均勾配は66.6度を測り、緩やかな勾配としては平均57.5度、急勾配であれば平均75度を測る。

城内の石垣勾配については、おおよそ次の3種類に分類される。

- ①根石から高さ1/3～1/2までは直線的で、天端まで勾配が変化する
- ②根石から天端までの間に一定間隔で勾配が変化する
- ③ほぼ直線

①は、城内で最も多い事例である。直線勾配以降の変化については一様ではない。例えば、天守台東南隅角部は高さ13mのうち約1/2まで直線勾配で、以降2ヶ所で勾配を変化させる。一方、その真西20mに位置する本丸東南隅角部は高さ9mのうち根石から1/3強までは直線勾配で、以降天端に向かい3ヶ所で勾配を変化させており、近距離にある同時期の石垣でも差異がある。

②は、事例としては少ない。一定間隔で勾配が変化する代表事例は稲荷櫓台北東隅角部である。変化の割合を傾向として捉えるには測量図等の情報が不足しているが、概ね1.5m内外で変化する感がある。改修工事に際しては、その特徴を生かした勾配で復元している。

③は、城内各所にみられる。しかし、明確な基準の把握には至っていないが、高さ5m以下の石垣に限定される傾向にある。

隅角部

隅角部の構造や石材の利用方法は、広く指摘があるようにその石垣の時代性や技術性をもっとも端的に表れる部位とされる。

また、いくつかの歴史史料からも隅角部の石材や積み方（強度）に細心の注意を向けていたことが分かる。結果として、隅角部の仕上がりはその時期毎の石積や現場に係わる技術者の意識・技術の水準が反映されているといえる。

甲府城跡の隅角部を観察するといくつかの要素が抽出できる。

- ①天守台周辺の隅角部では高さ $1/3 \sim 1/2$ 以内の範囲で算木積みが認められる。
- ②数寄屋櫓台、稲荷櫓台の隅角部では高さ $1/2$ 以上の範囲で算木積みが認められる。
- ③数寄屋櫓台に連続する石垣の隅角部では、ほとんど算木積みが認められない。

現状では、石垣構築時に算木積みまたはそれに類する技術が現場側で意識されていたことはほぼ間違いないと言える。しかし、その手法や効能までが現場の技術として浸透きっていたか否かは不明であり、この点が明瞭な算木積みを見出せない理由や技術的時代背景に関わっている可能性がある。

隅角部の配石や勾配を安定させるため、挟み石の使用事例が所々みられる。この場合、隅脇石に当たる部分の空間は、一石で納める場合と数石の石材を重ねながら納める方法が認められる。

石材加工（隅角部）

隅角部の表面加工については次の傾向が伺える。

- ①加工せずに、自然石の角部を使用
- ②加工せずに、自然の割れ面を使用
- ③矢穴で分割した石材を使用
- ④自然分割した石材をノミ加工または粗割で整形した石材を使用

この場合、①②は自然な稜線になるが、自然石のため据わりが悪くなる傾向がある。恐らく稜線を直線的に通すため、石尻がやや不安定に据えられることに原因があるといえる⁽⁶⁾。③は特に稲荷櫓台石垣で24石中8石が矢穴で割られた石材を使用するという傾向が調査で確認され、築石部と比較すると極めて高い使用比率といえる。④の加工は玄翁等によるハツリとノミによる痕跡の2種類が認められる。特に前者は隅角部の稜線を作出する場合に多く認められる。後者は面の整形（瘤の除却等）に用いられる様な痕跡が多く、面全面にノミ加工が入るような事例はほとんどない。

また、築石部石材の加工は城内各所で認められるが、必ずしも全石材に施されている訳ではなく、ハツリは石材縁辺部分の整形（石材を割ったときに生じるステップ状の高まり）や瘤状の凸部の除去におこなわれたものであろう。

いずれにしても、隅角部と築石部ともに石材への加工は必要最低限の作業と考えられ、江戸時代以降には一般的となるスダレ状の表面加工および化粧性のある加工はほとんど確認されない。

矢穴

矢穴は、石材形状や硬度、節理面の有無により掘る個数は異なるが、計画線⁽⁷⁾に沿って一定間隔で鑿を用いて掘られ、矢（鉄の楔）によって破断させる。

甲府城跡の場合、築城期に位置付けられる野面積み石垣に長さ11~15cm、幅5~7cm、深さ8~11cmの通称「四寸矢穴」が掘られており、定量化の傾向にある。

なお、江戸期に構築された城内石垣にも矢穴は認められるが、その形状は長さから通称「三寸矢穴」と呼ばれ、長さ6~8センチ、幅4~6センチ、深さ5~7センチと小形化する傾向にある。この差は時代差と捉えることができる。

石材の配石

高さのある石垣では、下段に対して上段の石材が小形化する傾向があり、これは稲荷櫓台石垣改修工事でも確認された。

石材の使い方としては、基本的には横長に使用する傾向がある。その間隙に比較的面が小さいく控え長の長い石材が投入され、規模の大きな詰石が入る配石が一般的な技術である。

これとは対照的に、本丸南に位置する鉄門の石垣などでは石材を縦長に使ういわゆる「鏡石」も確認できる。門の側壁にあたる両側には、城内でも最大規模の石材を縦横に配石し特異な石垣となっており、正面性や象徴的な場所に縦使いの配石がおこなわれているという傾向がみられる。

また、一般的ではないが、数石に渡り縦目地が通る重積みや配石が逆勾配になる逆石も散見でき、忌避するとされる配石も各所にみられる。

石質

城内で確認できる石垣石材はほぼ両輝石安山岩である。これは甲府城の立地と周辺地盤が安山岩であるという地質的特徴と一致し、また石切場に残る石材とも合致する。このことから、甲府城の石垣石材は、後述する甲府城内と城外に存在する石切場が供給源であると言える。

3. 石垣比較検討の対象

比較検討する城郭を選択するに当たり、まず全体像を把握することが必要であることから表1を作成した。表1において、関東甲信静地区の全体像を把握した上で、甲府城初期の石垣との比較に有益な城を、建設年代、築城者、残存状況に留意して抽出し表2を作成した。

表2 対比城郭検討 (1590年から1600年の織豊系の石垣を持つ城郭の比較表)

国名	城郭名	築城者	人的系譜	城郭系譜	天正10	天正18	天正19	文禄元	文禄2	文禄3	文禄4	慶長元	慶長2	慶長3	慶長4	慶長5	
					1582	1590	1591	1592	1593	1594	1595	1596	1597	1598	1599	1600	
相模	石垣山城	豊臣秀吉		新規織豊系		▶											
甲斐	藤原が崎館	①徳川家康 ②羽柴秀勝	織田→豊臣	旧居館→ 織豊系	▶			?	▶								
	甲府城	浅野長政 ・幸長	織田→豊臣	新規織豊系				▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
	勝山城	浅野長政 ・幸長	織田→豊臣	新規織豊系													
信濃	小諸城	仙石秀久	織田→豊臣	新規織豊系				▶	▶								
	松本城	石川数正	徳川→豊臣	新規織豊系				▶	▶								
	高島城	日根野高吉	織田→豊臣	新規織豊系				▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
記 事																	
					武田氏滅亡	北条氏滅亡											関ヶ原の戦い

表2の作成に当たり、現地調査や聞き取りを行ったが、とくに石垣の残存度およびその具体的な残存位置について注意を払った。これまでに同じ城郭内でも、例えば鏡石を配する石垣など、その位置や規模により石垣に差異が生じる指摘または傾向が認められるためである。

また本稿では、まず比較対象城郭の石垣について全体像を把握する目的で各城郭内各所の石垣を概観した。それぞれの比較検討の妥当性を確認し、その結果、天守台に注目した。

天守台には重量構造物である天守が建築される。となれば、土台となる石垣は天守の土台であり基礎であり、当然強度および安定性が必要になり、高い水準の技術で積まれた石垣といえる。さらに、城郭の中心であり象徴的なものであるから、なおさら当時の技術が良く反映されている構造物と位置付けた。

その結果、甲府城と時代背景が一致し、かつ天守台が良好に残存している事例として長野県小諸市の小諸城、松本市の松本城を比較対象と選択した。

小諸城（長野県小諸市）

武田氏が滅んだ後、しばらく徳川氏が支配するが豊田秀吉の家臣である仙石秀久が1590年（天正18）に配され、織豊系城郭として大改修した。もとは美濃斎藤氏の家臣であったが、信長、秀吉と仕え、城郭建設では肥前名護屋城、伏見城に関わりを持つ織豊系城郭造りの経験者である。

位置は千曲川の右岸に接し、東西に細長く本丸、二の丸、三の丸等から構成され各曲輪は独立した高台になるという独自の特徴を持つ城郭である。

城内の石垣は野面積みが主体で、構築時期は仙石氏の時代である。ただし、城内には間積みや現代の野面積みが点在するので、仙石氏所産時期の石垣と区別する必要がある。

特に、二の丸から本丸、天守台にかけて仙石氏所産時期の石垣が良好に残る。石材は安山岩であり、これは佐久小諸地域の地質的特徴と一致し、豊富な産出量が窺える。

松本城（長野県松本市）

もとは堀と土塁による武田氏系城郭であったが、小笠原氏の支配を経て、1590年（天正18）からは家康の元から秀吉に出兵した石川数正（康昌）が支配した。その子康長を含めた時期に天守や城下町を含め織豊系城郭として改修した。

これまでの史料研究により、松本城は1600年（慶長5）には完成しているが、数正は文禄の役に出席していることから、帰国後の1594年（文禄3）頃が建設の最盛期と判断できる。

数正による改修では、四方を堀で囲み本丸を二の丸で囲うシンプルな構造である。したがって、石垣は堀周辺、虎口および天守等の建物土台基礎として構築される傾向にある。

城内の石垣は野面積みが主体で、構築時期は前述の通り石川氏の時代であるが1594年（文禄3）にはほぼ積み上がっていたと考えられる。石材の石質は多様である。

なお、城内には近代的な矢穴のある石材も多く、天守台周辺石垣も含め所産時期の特定には特に注意が必要である。

以上、本稿では甲府城石垣との比較検討では小諸城、松本城の石垣が最適と判断した。

4. 各城郭天守台石垣との比較検討結果

比較作業に当たっては、現地調査を重視した。特に観察は、複数的人数で最低2回実施するよう努めた。ただ、勾配や高さ、形状など実際に計測するには機材等が必要であり、十分な情報取得には至っていない。今回は水系を使いおおよその傾向を捉えるのが精一杯であり、この点は、簡便な作業を実現するための方法を検討していきたい。

また、観察項目もあまり細かくせずに、各天守台石垣の全体像が理解できるよう、共通性を見つけ出すことに重点を置いた。以下に観察項目と所見を記載する。

○勾配

- ・松本城はほぼ直線勾配
- ・甲府城、小諸城はともに概ね2/3まで直線勾配

○キオイ（気負・氣勢）

- ・甲府城、小諸城、松本城で認められる

○石材の石質と調達

- ・甲府城は、すべて安山岩で、付近に丁場がある
- ・小諸城は、すべて安山岩で、付近に石材が豊富にある
- ・松本城は、多様な石質で、距離のある複数力所に丁場がある

○石材（隅角部以外）

- ・甲府城は野面石（転石、節理割れ）と矢穴が多い
- ・小諸城は転石の野面石が主体
- ・松本城は野面石（節理割れが多い）で、矢穴はない

○石材への加工（隅角部以外）

- ・甲府城では、縁辺調整のハツリはかなり多く、ノミ加工も認められる
- ・小諸城では、ほとんど加工はない
- ・松本城では、縁辺調整にハツリが認められる

○隅角部の積み方

- ・甲府城は、高さ1/3まで明確な算木積みだが、以降不規則となる
- ・小諸城は、高さ1/2まで明確な算木積みがある
- ・松本城は、高さ1/3まで明確な算木積みがある

○隅角部の石材

- ・甲府城は、野面石と矢割り石材
- ・小諸城は、すべて転石の野面石
- ・松本城は、野面石（節理割れ）

○隅角部稜線の作出

- ・甲府城は、矢割りの面をうまく使い、ノミ加工、ハツリ併用で稜線を通す
- ・小諸城は、ノミ加工、ハツリが多少みられる程度
- ・松本城は、角を持つ野面石を多用し、ハツリ加工で稜線を通す

○隅角部分

- ・甲府城は、隅角石の石尻周辺を小型の石材で処理
- ・小諸城は、主たる石材で据えながら小型の石で空間を処理
- ・松本城は、隅角石の石尻処理を1石または2石程度の安定感のある石材で処理

○詰石等

- ・甲府城は、化粧が多い。隅角部に挟み石がある
- ・小諸城は、多少化粧的である。隅角部に挟み石が少ない
- ・松本城は、化粧的である。隅角部に挟み石がある

まとめ

以上のように、拙稿ではまず甲府城築城期石垣の再評価をおこない、抽出した小諸城および松本城

の石垣との比較を試みたうえで、石垣山城に始まる東日本の織豊系城郭の石垣構築技術の比較検討を実施した。そのうえで、今回の検討を通じての所見を次に列挙しまとめたい。

- 比較検討の対象となる石垣を選定するには、明確な根拠は得ていないが、規模や位置、想定される荷重構造で構築技術に差異が生じる可能性があるため、可能な限り共通性を有する石垣でおこなうべきである。また、積み直しなどは概観だけでは把握できない可能性があるため、修築など改変情報にも十分配慮しなければならない。
- 今回比較した甲府城、小諸城、松本城の天守台石垣はほぼ同時期に豊臣秀吉の指示により構築されたものであるが、石材の加工や矢穴の有無など必ずしも普遍的に共通するものではないことが判明した。その原因は材料の問題が指摘できる程度であり、今後の検討課題といえる。
- その反面、例えば隅角部では明確な算木積みは確認できず、3事例とも部分的な算木積みが認められ、その部位はおおよそ $1/2 \sim 1/3$ 以下の隅角部下段に出現する共通性があった。また、算木積みのない上段部では、石材を縦長に配するなどの傾向がある。

特に3点目の共通性は興味深い。構造体として角部は応力が集まる部分である。なおかつ内部からの土圧や荷重を勘案すると下から $1/3$ の高さは立体的な構造体として変形が生じやすい部分ともいえる。

したがって、技術的にもそれなりの配慮が必要といえ、石垣の強度上その部分を算木積みにする技術が発生したことは必然といえる。しかし、江戸時代の石垣で一般的にみられる根石から天端まで綺麗なまでに組み上げられた算木積みと、今回のような部分的かつ下段に集中する算木積みは同じ隅角部の構築技術として捉えてよいものか大きな疑問である。

江戸期の綺麗に組み上げられたものを算木積みというのであれば、3事例に見られる算木積みはその技術系譜のなかでも古相に入るべきものと考えられる。であれば、例えば「算木様積み」などとして区別することで文禄慶長年間の石垣の特徴を表すことはできないであろうか。

この点は、引き続き比較対象の幅を各地に広げながら作業を進めることで城郭研究の領域を有意義に広めることにつながると考える。特に東日本においては江戸城が規模や残存状況、史料の豊富さでは最高峰にある。なかでも現存の天守台石垣は加賀前田家の構築であることは広く知られている。すでに金沢城石垣構築技術等比較研究事業で現地調査を実施しており、その成果も結実させなければならない。

いずれにせよ、比較検討は金沢城を始め各地の城郭石垣を評価するうえで不可欠の作業であり重要な基礎作業といえる。

本稿を執筆するに当たり、現地調査については休日を実施するしかありませんでしたが、同行くんだり計測や観察のみならず積極的な意見を述べてくださった藤造園建設株式会社の佐本久氏、五味石材の五味博氏にまず心より感謝申し上げます。

また、資料の提供を下された関係各機関の方々ならびに北垣聡一郎所長以下の金沢城調査研究所の皆様には様々な助言を頂き、新たな視点で甲府城の石垣を検証することができました。文末ですが、感謝申し上げます。

[註]

- (1) 本城の当時の名称は不明である。石垣山城の他、一夜城、石垣山一夜城、太閤一夜城など別称があるが本稿では石垣山城とする。
- (2) 発掘調査により天正19年の銘がある瓦が出土しており、作事は継続していた可能性があるが、本稿では視点を石垣構築時期にしているため限定と表現する。

- (3) 山口県文書館蔵「小田原城仕寄陣取図」
- (4) 『家忠日記』による。
- (5) いわゆる金堀衆をさす。
- (6) 実際は不安定さを解消するため抜き石などが施されている。
- (7) 甲府城跡では、矢穴を掘る作業を放棄した石材の表面から微細な打点の連続痕が矢穴と直線的に認められ、これを矢穴を掘るための計画線を認識した。

(参考文献・図版出典)

- 1979 『小諸市誌』 歴史篇1 小諸市教育委員会
- 1979 『日本城郭大系』 4 新人物往来社
- 1979 『日本城郭大系』 5 新人物往来社
- 1980 『日本城郭大系』 6 新人物往来社
- 1980 『日本城郭大系』 7 新人物往来社
- 1980 『日本城郭大系』 8 新人物往来社
- 1981 『山梨郷土史年表』 山梨郷土研究会 山梨日日新聞社
- 1987 北垣聰一郎『石垣普請』ものと人間の文化史 58 法政大学出版局
- 1992 『小諸城郭絵図』 小諸市誌歴史篇(三)近世史資料
- 1995 『小田原市史』 別編 城郭 小田原市教育委員会
- 1998 『小田原市史』 通史編 近世 小田原市教育委員会
- 2003 宮里学「野面積み石垣石材の破損原因と対処方法」『山梨県考古学協会誌』第14号
- 2003 『県指定史跡甲府城跡 稲荷櫓台石垣改修工事報告書』山梨県
- 2005 『県指定史跡 甲府城跡』 上・下巻 山梨県
- 2005 中川治雄『図説国宝松本城』一草舎出版
- 2008 『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』金沢城史料叢書7 金沢城調査研究所
- 2009 『県指定史跡甲府城跡』甲府城跡保存活用等調査検討委員会報告書 山梨県教育委員会

山梨県甲府城の野面積み石垣①



甲府城平面図



甲府-1

- (位置) 稲荷曲輪 北東
- (部位) 隅角部
- (勾配) 直線
- (石材) 安山岩の転石
形状の多様性
- (加工) なし
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (隅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
挟み石あり
- (年代) 1590年～97年
- (築城者) 浅野長政

山梨県甲府城の野面積み石垣②



甲府-2

- (位置) 本丸 鉄門
- (部位) 隅角部
- (勾配) 直線
- (石材) 安山岩
- (加工) 縁辺部加工
- (矢穴) 多い
- (積み方) 明確な算木積み
- (隅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
挟み石あり
- (年代) 1590年～97年
- (築城者) 浅野長政



甲府-3

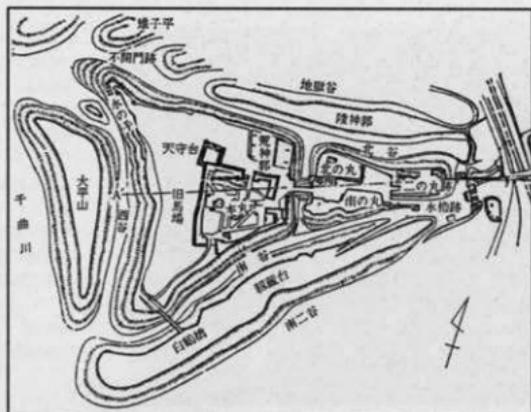
- (位置) 稲荷曲輪 北東
- (部位) 隅角部
- (勾配) 直線
- (石材) 安山岩の転石
形状の多様性
- (加工) なし
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (隅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
挟み石あり
- (年代) 1590年～97年
- (築城者) 浅野長政



甲府-4

- (位置) 稲荷曲輪 北東
- (部位) 隅角部
- (勾配) 直線
- (石材) 安山岩の転石
形状の多様性
- (加工) なし
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (隅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
挟み石あり
- (年代) 1590年～97年
- (築城者) 浅野長政

長野県小諸城の野面積み石垣①



小諸城平面図 出典：『日本城郭大系』8

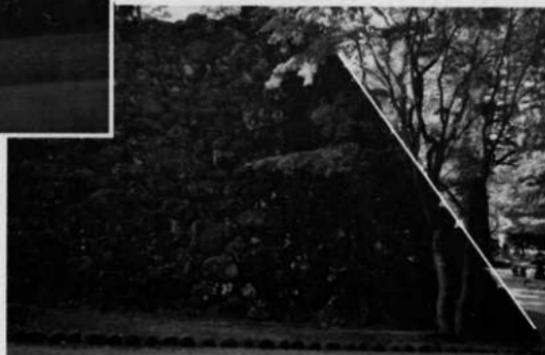


小諸-1 (左)

- (位置) 本丸北西 隅角部
- (勾配) 直線
- (石材) 安山岩の転石 形状の多様性
- (加工) なし
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (隅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的、間石（縦使い）
挟み石による角度調整
- (年代) 1590年～92年
- (築城者) 仙石秀久

小諸-2 (下)

- (位置) 本丸南西部 隅角部
- ※所見は小諸-1と同じ



長野県小諸城の野面積み石垣②



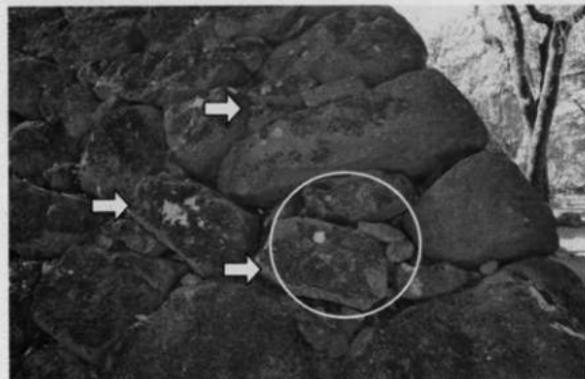
小諸-3

- (位置) 二の丸 北東
- (部位) 隅角部
- (勾配) 直線
- (石材) 安山岩の転石
形状の多様性
- (加工) なし
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (罅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
挟み石あり
- (年代) 1590年～92年
- (築城者) 仙石秀久



小諸-4

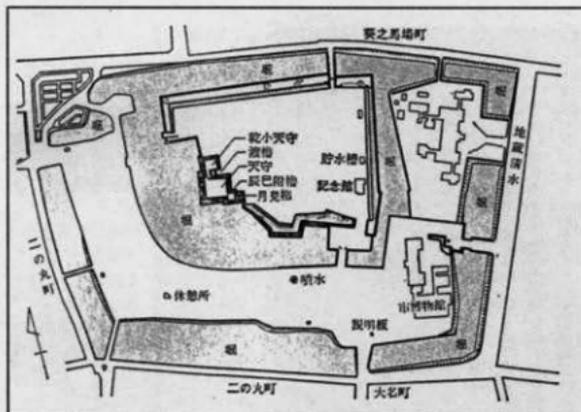
- (位置) 二の丸の南
- (部位) 隅角部
- (勾配) 直線
- (石材) 安山岩の転石
形状の多様性
- (加工) なし
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (罅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
挟み石あり
- (年代) 1590年～92年
- (築城者) 仙石秀久



小諸-5

- ①挟み石の多様例
- ②石尻の角度調整
- ③罅脇空間の納め方

長野県松本城の野面積み石垣①



松本城平面図 出典：『日本城郭大系』8



松本-1

- (位置) 乾小天守 北東
- (部位) 隅角部
- (勾配) 1/2まで直線
- (石材) 閃緑岩、ひん岩
チャートなど多様
- (加工) 縁辺調整多い
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (隅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
挟み石少ない
- (年代) 1590年～92年
- (築城者) 石川数正



松本-2

- (位置) 乾小天守 北東
- (部位) 隅角部
- (勾配) 1/2まで直線
- (石材) 閃緑岩、ひん岩
チャートなど多様
- (加工) 縁辺調整多い
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (隅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
挟み石少ない
- (年代) 1590年～92年
- (築城者) 石川数正

長野県松本城の野面積み石垣②



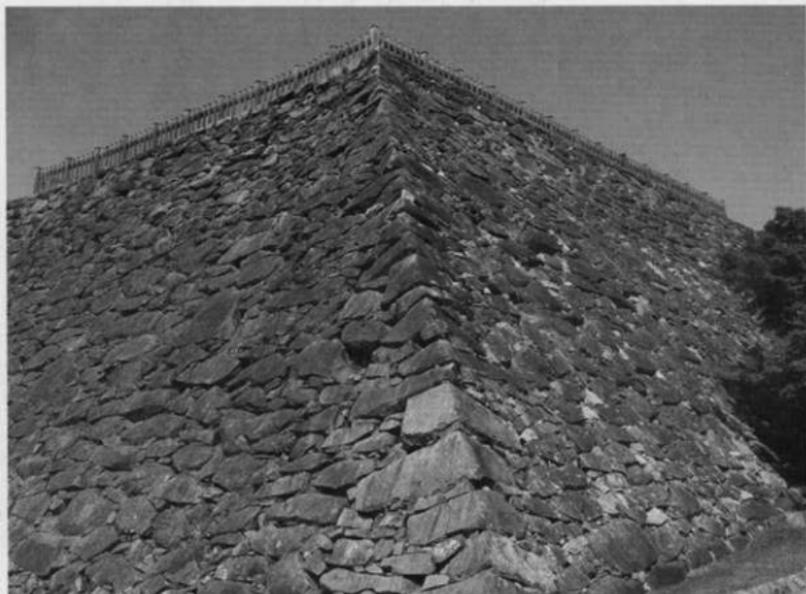
松本-3

- (位置) 辰巳付櫓 南中央
- (部位) 隅角部
- (勾配) 直線
- (石材) 閃緑岩、ひん岩、チャートなど多様
- (加工) 縁辺調整多い
- (矢穴) なし
- (積み方) 明確な算木積み
- (隅脇石) 不規則
- (詰石等) 化粧的
- 挟み石多い
- (年代) 1590年～92年
- (築城者) 石川数正



松本-4

- ①挟み石の使用
- ②極端な縦使い
- ③隅脇空間の納め方



上段：天守台 南東部

中段：側面写真

下段：隅角部近景



上段：天守台 北西部

中段：側面写真

下段：隅角部近景



上段：大天守台 北東

中段：側面写真

下段：隅角部近景



南曲輪隅角部



井戸曲輪底部石垣



井戸曲輪出入口部

藩体制の解体と金沢城

石野 友康

はじめに

近世において、城郭は、各大家名の領国におけるステイタスシンボルであり、藩主の居住空間かつ儀式空間、あるいは藩庁としての機能を持ち合わせていた。城内での儀礼は、藩主と藩士の関係を視覚的に確認するものでもあった。

江戸城における将軍と大名との関係は、すなわちそれぞれの居城における藩主と藩士との関係に相似的に置き換えることもでき、将軍—大名（藩主）—藩士の連続性を指摘することも可能である。

しかし、明治維新を経て成立した近代国家は否応なく、そうした将軍と大名、藩主と藩士の関係に変化をもたらし、大家名のそれぞれの城郭もその性格を変えることにもなった。

ところで、明治維新については、これまでさまざまな研究蓄積があるが、ともに中央政権の側からいかに政策を打ち出し、その矛盾点を指摘するという、いわば政府側からの視点が主流であった。近年、そのことに対する反省から、薩長以外の諸藩の動きにも注目するようになってきた。しかし、一方で、多くの研究は、研究細分化をもたらし、いわば木を見て森を見ざる状態であることが課題ともなっている。とは言いながらも、その木がはたしてどのような木であるのか、各方面から検討したうえで森を見ていかないとその森の特徴付けは一面的になってしまう恐れがある。

近年、城郭研究は飛躍的に進んできたが、近世・近代移行期のありかたについては、十分に研究されているとは言いがたい。そこで拙稿では、北陸の外様雄藩である加賀藩（藩主は前田氏、明治2年の版籍奉還以降は金沢藩）の居城金沢城を例に、時代背景を織り込みながら維新时期の変革のなかで大名の居城がどのようにその役割を変えていったかを描き、この時期解明の一助としたい。

一、幕末維新时期の加賀藩

1. 藩是の決定

最初に、時代背景について述べておきたい。

周知のごとく、加賀藩前田氏は、加賀・能登・越中三力国にわたる領国を有する大名である。天正11年（1583）に前田利家が能登一國に加え、加賀北二郡を金沢城を居城として以来、幕末にいたるまで、最大級の知行高を有し尾張・紀州・水戸の徳川御三家に次ぐ格式を誇っていた。

しかし、幕府からの監視の目や圧力を常に浴びていたこともあってか、徳川将軍家との婚姻を進めて紐帯を強め、幕府の權威を背景とすることで百万石大名としての体裁を保っていた。文政5年（1822）に藩主となった13代藩主斉泰は、11代将軍家斉の娘浴姫（景徳院）を迎え、将軍家との関係を再強化することとなったが、そのことが逆に幕末期の藩論を決定する際に大きな影響を与えたといえよう。

近年、徳田寿秋氏、宮下和幸氏を中心に幕末維新时期の藩の動きが次第に明らかになってきているが⁽¹⁾、幕府の求心力が衰え、各藩としても、次のよりどころをどこに求めていくかを早急に決定していかなければならなかった。大政奉還に続く王政復古の大号令、戊辰戦争へと続く歴史の流れは、いわば公議政体派と武力倒幕派とのせめぎ合いでもあった。

この間蚊帳の外にあったとも指摘された加賀藩は、是が非でも武力での倒幕を推し進めようとする薩摩等に対し「薩之奸暴顯然二付、弥討薩之思召二而、御上洛二付、早々御上京、御尽力」⁽²⁾するようにとする慶喜の書状に従い佐幕の姿勢をとった。しかし、慶応4年正月3日の鳥羽伏見の戦いにおいて幕府軍の劣勢・敗退が伝えられ、朝廷から不信感をもたれていることを知った14代藩主慶應は、京都詰として在京していた前田孝錫（内蔵太）らの進言に従い、急転直下勤王とする立場を表明した。

同年3月5日には、金沢に到着した先鋒總督高倉永祐に勤王であるとの請書を提出し、その旨藩士たちにも周知し、新政府に対し正式に恭順の意を示した。こうして、加賀藩では、土壇場で勤王の立場になることに成功し、かろうじて朝敵の汚名を冠することから逃れることができた。その結果金沢が戦禍を蒙ることはなくなり、金沢城も被害にあうこともなかった。

2. 新体制の発足と藩内職制

藩是が勤王と固まったのち、新政府軍と旧幕府軍との間では武力衝突が継続していた。加賀藩は越後への出兵を命ぜられ、旧幕府軍と干戈を交えた。北越戦争である。

一方で新政府（＝維新政権）は、天皇を中心とした中央政府の骨格作りをはじめていた。地方支配をめぐる明治初年の諸改革は、それぞれ各藩で独自であった支配のありかたを統一的に行うことを理念とした。いわばその移行期でもあり、生みの苦しみを経験しなければならなかった。

まずは、地方の職制改革が整っていく過程から概観しておこう。

中央政府では、王政復古の大号令の際に、總裁・議定・参与の三職を置いていたが、その後、鳥羽伏見戦後の慶応4年正月17日に三職七科、ついで2月3日に三職八局をおいた。そして五箇条御誓文で新政府としての方針を定め、政体書を発布して立法・行政・司法の三権に基づく政治体制をめざした。

地方では、藩制職制の改革が見られた。明治元年（1868）12月15日、従前の家老役等の名目を廃止し、執政、参政、公議人を置いた。『加賀藩史料』引用の『御用鑑』⁽³⁾によれば、執政は、「掌体認朝政補佐藩主、一藩紀綱政事無不總」とあって藩主を補佐し、政事をまとめる役職であった。参政は「掌参政事、一藩庶務無不與聞」と藩の庶務に携わり、公議人は、「掌奉承朝命国論備議員」と藩論を朝政に反映させる代議員であった。執政・参政は藩主が任命し、太政官に報告する必要があった。また、執政・参政のほか兵刑・民事・庶務の職制については、各藩が定めることになったが、各藩によって異なるよう配慮した。また、藩主の側には藩主の「内家」の事を司る「家知事」を置き、藩政と家政を分離する片鱗がみられる。また、公議人が執政・参政のなかから選出するよう命ぜられた。

こうした職制の改革について、藩の家老役を勤めていた横山政和（藏人）は、京都諸家老として在京中の前田恒敬（将監）・前田孝錫に対して「行政官を被仰渡候趣二付、従前年寄中・御家老役の名目を廃止し、「職制御改二付御家老被廢、更ニ参政被仰付候」と申し送った⁽⁴⁾。情報を得た内藏太はその日記⁽⁵⁾のなかで、

今度御家老役御指やめ参政^{せんせい}と申御役二相成、御附御用ハ是迄之通相勤候よふ被 仰出、是義申進候、年寄中と申事も御さしやめ、執政^{しやうせい}と相成、いろいろと相かわり候時節二御座候。

と、おそらくは留守宅の妻「おてる（お照）」に宛てて述べている。孝錫は、これまで通り慶寧の子利副（多慶若）附のまま、このとき家老役から参政となっていた。「いろいろと相かわり候時節二御座候」と自分たちが急激な社会の変革期のなかにあることを感じ取っていた。これは、彼のみならず、当時の人々共通の感慨であったろう。

また、奥村栄通（旧八家）も孝錫の記述同様この時の職制改革について述べているが、あわせて、「御用不相勤長九郎左衛門等ハ芙蓉之間溜之勤与御改」として特に役儀を勤めてはいない長成連らが「芙蓉之間溜之勤」となったとしている⁽⁶⁾。「恭敏公記史料」⁽⁷⁾によると、「權使称八家芙蓉間溜」とあり、『加能郷土辞彙』でも執政・参政発足時に従来年寄に任ぜられた門閥八家のものを礼遇して、芙蓉間溜と称せしめた、として旧八家が別格でこの溜にあったとされている。

執政・参政のメンバーをみても、門閥以外からの登用の原則を打ち出してはいるものの、藩上層部には、この時点では旧態然としたものであったことが確認できる。

ほどなく、執政・参政が過剰人員であるとの批判があったようである。その声は、どうも当初からあったとみられ、加越能文庫「御内々御尋并申上候品等覚」⁽⁸⁾によると、明治2年2月、陸原慎太郎

は人数を減少すべきだと主張した。これに対し、参政横山政和(藏人)は、人数が多いことは認めながらも、執政に関しては、2人であれば意見が分かれやすいから3人以上が妥当とし、参政については、遠所詰を除けば3、4人は必要であるという見解を示している。結局のところは政和の意見でまとまったようである。

なお、陸原といえば、明治元年3月より木村恕・永山平太とともに貢士であった。貢士とは、新政府が諸藩より出させた代議員のことで、既述のように明治元年正月17日の3職7科の制設置にともない、40万石以上の大藩から3人、10万石以上39万石までの中藩から2人、1万石から9万石までの小藩から1人あて議事にあずからせることにしたのである⁽⁹⁾。貢士の職はのちに公務人・公議人に受け継がれていく。

明治元々は、名実ともに旧幕府との紐帯が切れる年でもあった。幕府より代々拝領していた5代綱紀以降の領知判物・所付目録を政府に指し出している⁽¹⁰⁾。

また、旧例の廃止としては、官制の制度改革があった。明治2年7月8日、百官・受領名を廃止し、位階についても四位から初位にいたるまで、上下の区別をなくした。すなわち、従来叙爵していた旧加賀藩年寄(八家)は、前田従五位(土佐守、直信)、本多従五位(播磨守、政均)などと表記されることになった。ついで、この年の9月7日には、執政・参政が廃止され、代わって大(少)参事・権(少)大参事等の職を置いている。大(少)参事・権(少)大参事等発足時の「藩」政の中枢にあったメンバーをあらためてみると、旧八家では大参事前田直信と権大参事長成連(九郎左衛門)、権少参事村井長在(又兵衛)の3名が藩中樞に残っている。また、参政であった岡田雄次郎が大参事に名をつらね、権大参事に安井和介が抜擢されるようになるなど、平均年齢29歳という若年の八家当主にかわって次第に門閥以外の登用がみられるようになった。これにさきだって、明治2年3月には、藩治職制の仰せ出があり、士分の改定も命ぜられ、旧八家が上士上列、人持組が一等上士、頭役・頭並が二等上士、平士が三等上士、与力が一等中士、与力が一等中士、徒士が二等中士、徒士並が下士となった。このように新政府のもとでの職制の改革は短期間で変更をくりかえした(藩上層部の人事については下表参照)。

度重なるこのような急激な改革は、藩士や領民たちに動揺を与えた。明治2年登城した八家の一人、本多政均が金沢城内で暗殺された事件は、白昼おこったものでもあり、衝撃的な出来事であった。まさに矛盾を露呈したものであったろう。政均暗殺をおこなった山辺沖太郎・井口義平はその口書⁽¹¹⁾において、

新政府下における人事変遷(明治元年12月15日～明治2年9月7日)

明治元年12月15日		(明治元) 12月24日		(明治元) 12月27日		明治2年9月7日	
執政	前田土佐守(直信)	前田土佐守	前田土佐守	奥村河内守	前田内蔵太	大参事	前田従五位(直信)
	奥村河内守(栄通)	奥村河内守	奥村河内守	本多播磨守	横山外記	大参事	横山藏人
	本多播磨守(政均)	本多播磨守	本多播磨守	村井又兵衛	横山藏人	権大参事	岡田雄次郎
	村井又兵衛(長在)	村井又兵衛	村井又兵衛	横山藏人		権大参事	前田内蔵太
						少参事	安井和介(顯比)
						少参事	長九郎左衛門(成連)
						権少参事	藤原勘六(一貞)
						権少参事	成瀬主税(正居)
						上士上列	赤座甚七郎(孝知)
							村井又兵衛
参政	横山藏人(政和)	横山藏人	津田玄蕃	本多図書	前田得監	第4等	横山外記
	津田玄蕃(正邦)	津田玄蕃	本多図書	前田得監	前田内蔵太		不破亮三郎(貞須)
	本多図書(政醇)	本多図書	前田得監	前田内蔵太	不破彦三		藤懸十郎兵衛(頼善)
	前田得監(恒敬)	前田得監	前田内蔵太	不破彦三	横山外記		木村九左衛門(惣)
	前田内蔵太(孝錫)	前田内蔵太	不破彦三	横山外記	多賀源介		丹羽次郎兵衛(履信)
	不破彦三(為儀)	不破彦三	横山外記	岡田雄次郎(棟)	横山外記		横山外記
	横山外記(隆彦)	多賀源介(直道)	多賀源介	木村九左衛門(惣)			藤懸十郎兵衛
					赤井右衛門(直忠)		
					木村九左衛門		

■(塗りつぶし)は旧八家であることを示す

大政一新により度々仰せ出もあり、その趣意をくみ取るべく国事につとめていたが、国政は立ちがたく、人々は一致せず、不平を懐く者も多く、農村では困窮をきわめている。施策を貫徹しない者がおり、それが本多政均であるとして暗殺を起こしたものであった

と証言しているのはそのことを示唆している。また、明治2年越中新川郡でおこった、ばんどり騒動も農村における矛盾をあらわしたものであった。

3. 金沢藩の成立

(1) 藩庁・藩知事居所

旧藩主慶寧は、明治2年3月には版(土地)籍(人民)を新政府に書上げて返還した(版籍奉還)。6月、北越戦争の功ありとして賞典禄1万5000石を受け(一度は辞退を表明したが許可されなかった)、ついであらためて藩知事に任じられた。と同時に諸侯を華族と改称し、前田氏もこれに連なつた。

ところで、勝田政治氏によれば、この版籍奉還は特に反対もなくスムーズに行われたという。当時、すべての私有地を公収して府県を設け、旧藩主たちを東京に居住させて彼らに知府事・知県事を任じて配置しようとする実質的な郡県制と、大藩を府、小藩を県と改称するだけで従来の藩主を世襲的にそのまま置こうとする考え方があったが、前田家のように新政府の疑いが懸けられた藩では劣等の地位より抜け出すことを期待し、政府の改革を受け入れる方向にあり、慶寧もこののちの廃藩置県に近い前者の考え方に同意したのだという。版籍奉還では、藩主の個別領有権が否定され、旧領地は「管轄地」となり、知藩事の家禄が歳入の1割と確認された。また、戊辰戦争での経費負担や凶作は財政破綻をもたらすという側面があり、この時期自主的に廃藩の申請をおこなう藩もあったという⁽¹²⁾。

版籍奉還で金沢藩という名称が正式な呼称となった。藩知事慶寧は、同年9月、金沢城から旧八家本多家の屋敷へと移ることに決し、10月20日に公表、やがてこれに移った。同時に隠居齊泰も金谷表御住居から金谷広式へと移っている。藩主家が城を退去するのは、実に290年ぶりのことであった。そのため、藩内でも慎重に議論がなされたが、朝廷に対しての遠慮もあるとして本多邸を借上げ、移ることにしたのだという⁽¹³⁾。こうして、城を明け渡し、その後は儀式など必要に応じて「登城」することになったのである。

一方、この年の10月14日には藩庁を長少参事居屋敷に移しており⁽¹⁴⁾、慶寧はたびたび登庁している。藩庁舎は、おそくとも翌年の正月には整備が進められていることが確認でき、新しい藩の体制づくりにつとめた⁽¹⁵⁾。

なお、藩庁の場所や藩知事の居所については、これで確定されたわけではなく、暫定的な要素を多分に含んでいた。慶寧の本多邸移居に際して慶寧に近侍し、戊辰戦争の際に戦功をたてた杉本成章の明治2年の日誌に、

今般金沢藩知事被為蒙 宣下候、就而者内外之区分可被立義二付指向、藩庁之義ハ他二御移し之苦二候、御住居之義ハ諸藩ニも追々城下住居ニも相成候二相聞候、且ハ御家政向御改革ニ難被為行届候二付、巽御殿等内江御移り被成候而者如何ニ可有之哉、猶更下土以上之人々見込被聞召度旨被 仰出候、

但、前段之通相成候得共、御城之義ハ当分御藩城ニ被置置、追々御改革も被為努力上ハ、是迄之通御城ニ御住居被成候而も可宜哉、是等之義も見込被聞召度被仰出候、

右之通、被 仰出候条、見込有之人々ハ書取ニ為相認、支配人江取立、来月六日会議局江可被指出候、書取ニ難弁人々ハ同日右局江罷出申出候様、可被申談候事、

九月

庶務局主事江

とみえる⁽¹⁶⁾。「内外之区分」とは藩政と家政を分けるということであろうか。そのなかで慶寧はその住居の場所について諮問している。諸藩でも知事は居城から城下に住む傾向にあったという。家政

向きの改革は行わない方向であり、当初、慶寧が巽御殿に移ることにについて取り沙汰されていたようである。下士以上の人々に考えを聞きたいとする。しかしながら、どうも、本音をいえば慶寧はこれまでの通り「藩城」となる金沢城での居住を望んでいたことがこの文面から垣間見られる。

明治3年になって再び藩庁をどこに置くかについて論議があったようである。「御手留抄」6⁽¹⁷⁾によると「藩庁移ヶ所二丸と広坂之論不落合」とあり、藩庁を長家の屋敷から移すことについて城内二ノ丸とするか広坂とするかで意見が分かれていたらしい。横山(横山政和)は二ノ丸を主張、ほかの人々は広坂を主張している。広坂とは藩知事の居所となっていた本多邸のこととみられる。二ノ丸に藩庁をおくという主張は、「朝廷大事之役所ユエ第一宜敷ヶ処」に置くべきだというもので、「朝廷大事之役所」として相応しい場所との認識を示したものであった。

また、本多邸の慶寧居所自体についても、真龍院亡き後明御殿となっていた巽御殿に移すことも継続的に再検討されていたようである⁽¹⁸⁾。賛否両論・一長一短があるなかで議論が尽されたが、結局のところ実現せず、虎藩置県をむかえた。⁽¹⁹⁾

このように、藩政の中核とも言える藩庁の所在や慶寧居所などについても、当面の措置であり、改革の過渡期という印象はぬぐえない。

(2) 藩政改革

以上のように藩政の中心たる藩庁の所在地に関してさえ模索が続くなかで、金沢藩の体制はスタートした。版籍奉還後の藩政の改正点は、『石川県史』に従うと、①給録改定、②金沢藩職制の整備 ③銃卒廃止と常備兵設置 ④北海道管轄 ⑤村吏制度の改革 などがあげられる。紙幅の関係で一つ一つ述べていくことはできず、詳細は今後に期したいと考えるが、このうち①については、秩禄3000石以上の士については10分一を給録し、100石までの士は減じないものとし、100石～3000石については、比例的に低減していくというものであった。③では、兵部省の命で諸藩租入1万石に対し、常備兵一小隊を定員とし、総石数に比例して編成させたもので、⑤については、十村制度の改変で、無組御扶持人十村・御扶持人十村を史生加郷長棟取、平十村を史生加郷長、新田裁許を史生加郷長次列としたもので、ついで郷長棟取を里正棟取、郷長を里正、郷長次列を里正次列へとあらためた。

明治2年10月には、金沢藩の名で「藩政諸改革御届」として政府に報告しており、具体的には、藩庁を長少参事屋敷としたこと、(慶寧の)私邸を藩士屋敷としたこと、藩士の禄高について、下士以上を士族、それ以下を卒族と称すよう申し渡したこと、陪臣のうち藩士相当は士族、それ以下を卒族としたこと、職制改革内容、城を番城としたことである⁽²⁰⁾。

新政府のもとで個別領有権が否認された旧藩主については、『石川県史』第2編に所収された「明治二年改定職制」には、「知事 掌知藩内社祠戸口名籍。字養士民。布教化。敦風俗。収租税。督賦役。判賞刑。僧尼名籍。兼管藩兵。」と記されている。あらためて、「御手留抄」をみていくと、戸室山御嶽山の解除という注目できる記事が見えるほか、城内煤払い廃止の承認、前田直信の子孫八郎(信光)の末家承認、役職就任の許可など藩知事の職掌は相変わらず多岐にわたっていることを知る。藩知事の承認事項も多かったようではあるが、やはり、かつてのような専決事項が限定されていたようにも見える。

二 金沢城の明治維新

1. 慶藩置県以前

明治維新となって城郭の役割についても大きな節目を迎えていた。金沢藩の場合は、すでにみたくように藩知事の住居となる余地を多少残しながらもその後は性格を変化させていった。一般的に、明治6年(1873)のいわゆる鹿城令によって全国の城郭は、軍事施設として活用されたものもあるほか、取り壊しとなったものも多い。建物の払い下げもおこなわれ、城内は大きな変化を遂げることになっ

たとされている。一部には廃藩置県を待たずに取り壊した例があるが、取り壊しの背景には、戊辰戦争などで出費が高み、維持管理ができなくなったことが指摘されている⁽¹¹⁾。

さて、明治10年代にいたる金沢城の経緯は『金沢古蹟志』などの内容で理解され説明されることが多い。すなわち、明治4年7月の廃藩置県以降「不要の殿閣・庫倉を毀」つようになり、名古屋鎮台の分営がおかれた明治6年以降兵隊数が増え、「従来の殿閣等不要のケ所は追々取毀」、と段階的に建築物の取り壊しが進められたというのである。さらに明治9年には本丸等の太鼓塀や櫓門がごとごとく取り払われ、明治14年に二ノ丸御殿の焼失もあったから、城内が一変したとも付け加える。廃藩置県後軍隊が入部し、不要建物の撤去が行われたことが強調され、その後の刊行物に大きな影響をあたえた。周知のように、『金沢古蹟志』は、幕末から明治期にかけて活躍した石川県郷土史の泰斗森田平次(柿園)の著作であり、この時期の動きは、言わば平次自身見聞した経験をもとに書かれているから、貴重な証言の一つであった。「不要の殿閣や倉庫はごとごとく破壊された」(森英松『金沢城』1970初版)とか「明治に入って4年(1871)金沢城を管轄する兵部省によって不要の殿閣や土蔵が壊され」(石川県教育委員会『金沢城跡』1993)とあるのは彼の記述の影響を受けた一例であるが、それ以上のことは明らかとされていないのが現状である。そこで、できるだけ『金沢古蹟志』を用いず、その他の同時期の史料から今一度明治元年からの金沢城の変化を試みたい。

『加賀藩史料』によって大政奉還後の金沢城についてみていくと、明治元年9月14日、「広く会議ヲ興シ、万機論ニ決スヘシ」という理念に支えられ、二ノ丸御殿実検の間に衆議をきくための会議所を設けたという記事があるが、そのほかにはわずかに明治2年(1869)金沢城が番城になったこと、不用建築物が取り壊しの方向にあったことが記されているのにすぎない。前掲「成瀬正居日記」からは、二ノ丸御殿増築の記事を見いだすことができた。すなわち明治元年、二ノ丸御殿の奥向と御居間廻りの建て継ぎが行われ、翌2年になって奥部分の普請が出来、御庭も出来たという記述である。この時期なぜ増築が行われたかなどについては明らかにしえないが、慶寧の子女、とくに世子である多慶若こと利嗣の存在を想定しなければならない。この普請に際して慶寧は御座所・御用間を明け渡し、御居間に移ったという(同日記 12月24日・27日、明治2年7月4日条)。以降、増築などの記述は管見の限りは見あたらない。

かわりに、相変わらず御殿で行なわれた儀礼関係の記述は多い。すでに度重なる職制改革により藩主(明治2年以降は藩知事)への拝礼などの儀礼のありかたなどは変化をみせ、身分的な格式によって奥書院や小書院・大広間(竹の間)で分かれて行われていた元日儀礼も、明治3年正月の例では、基本的に大広間に集約されている。

金沢城の景観に変化が訪れるようになるのは、明治3年以降のことであったと見られる。これは、旧藩主が旧老臣本多邸に居を移したことが契機になったことは容易に推測できるところである。

金沢市立玉川図書館清水文庫「雜留帳」⁽¹²⁾によると、明治3年10月27日より城の周囲北～西に位置する尾坂門・西丁口門・甚右衛門坂門、そして不明門が取り払われ、ついで百間堀通門取り壊しにも取りかかっている。また、城内でも三御門とよばれ、最も重要な石川・河北・橋爪の各門の通行を6つ時から暮6つ時まで自由(「常往来」とし、従来の通行にあたっての規制がゆるめられた。11月となって二ノ丸御殿竹の間を兵隊屯所にするための修繕(「補理」)が開始され、軍隊が城内を占めるにあたっての改修工事もあわせ行われていた。

城周囲の門が取り払われ、二ノ丸の普請が開始されたのに続いて、櫓・塀など不用な建造物の取り壊しに着手していったらしい。「陸原備忘録」⁽¹³⁾によると、明治3年12月に「金沢藩改革目」として十三箇条からなる改革項目が認められているが、そのなかに「城番廃止、櫓等追々取毀候様申渡候事」とあって、城番廃止が謳われるとともに城内の櫓などが順次取り壊しの方針であったことが明記されている。「旧金沢藩事績文書類纂」⁽¹⁴⁾などには、「今般二ノ丸土官稽古令開閉候二付而ハ、城内外櫓・塀等不用之箇所取毀申付」とあり、旧二ノ丸御殿に土官の稽古所が設けられるのに伴い、不用な櫓・

堀の取り壊しが命ぜられている。しかし、残念ながら、ここでは「不用」とされた櫓・堀が具体的にどの場所を示すかなどについては特定できない。

ところで、城内の建造物は、およそ二ノ丸御殿でも老朽化していた。成瀬正居は、横山大綱とともに、明治3年10月19日城内を見分し、その日記に次のように記している⁽²⁵⁾。

- 一、今度横山大綱 内藏助 与自分願候而御城拝見致す、初御本丸・東丸廻り其後御間之内御居間廻りより御広式・御居屋方迄見口、御誓請も古く、きたなきもの也、御居間廻り外きれい成所ハなし、御二階ハ所二より見晴よくよろし、

この日正居らは、金沢城内の本丸・東丸から二ノ丸御殿にかけて見分しており、二ノ丸御殿では御居間廻りから御広式・部屋方、さらに2階を廻っている。御居間廻りは藩主の執務と居住空間を併せ持った機能を有し、広式・部屋方は女性たちの生活空間であった。とくに広式・部屋方は、いわば旧藩士だった彼らが基本的に足を踏み入れられなかった空間である。正居は、旧藩主が政務を司った御居間廻りが綺麗であったと記す反面、御居間廻りから御広式・部屋方については「きたなきもの也」とし、「御居間廻り外きれい成所ハなし」とも記している。二ノ丸御殿も文化の再建以来大規模に手を入れていないから、60年の歳月を経、「きたなきもの」と称するほどに老朽化していたことを示している。確かに全国の城郭の明治初年の写真をみると、老朽化している城が映し出されているケースが多いが、金沢城の場合も同様であったと解せられる。明治初年の二ノ丸御殿の様子を知る貴重な証言の1つといえる。ついで、正居らは2階にのぼったが、御居間廻りや奥向きには2階部分があるから、そこからみた眺めであったろう。見晴らしが良く、初冬の金沢の景色が一望できた。この短かい記述のなかに当時の御殿内部の様子が凝縮されているといえよう。

なお、この時期城内を見分したのは、成瀬らばかりでなく、ほかにも数例確認できる。10月4日には奥村栄通が城中の拝見願を差し出しており、その2ヶ月前の同年8月には、イギリス人の英語教師であったオズボンも城内の見物を許され、奥の口から表御座敷、御居間廻りを廻っていることが記録にみえる⁽²⁶⁾。

老朽化した建物に修繕を加え、あらたな活用を図ろうとすると財政的な出費を余儀なくされるのであり、新たな活用を図るにせよ課題となっていたに違いない。御殿がそのような状態にあったのだから、まして他の建造物については推測できるであろう。「不用」の櫓・堀等取り壊しの背景にはこうした老朽化の問題も念頭に置く必要があるだろう。

2. 廃藩置県以降の金沢城

前節では、明治3年以降、不用な建造物が壊される基調にあったこと、建物が老朽化していたことを指摘した。明治4年の廃藩置県後金沢城の改変はさらに進んでいる。

幕末から明治にかけての加賀藩算用者のありようを描いた磯田道史氏は、明治5年頃に櫓等金沢城の取り壊しが進んでいたとし⁽²⁷⁾、継続して城内の改変が進行していたことを示している。ここでは、従来知られた詳細な文献（『金沢古蹟志』、『稿本金沢市史』など）に従い、それを補いながら記してみることにはしたい。

廃藩置県によって藩知事が東京移住を命ぜられて金沢をはなれたのち、金沢城は兵部省の管轄となった。兵部省は軍事を管掌する中央の機関であった。すでに明治3年2月、兵部省内に陸軍掛・海軍掛が発足しており、翌4年には四鎮台（東北、東京、大阪、鎮西の各鎮台）や城郭はその管下にはいつていた。兵部省は翌明治5年に廃止され、陸軍掛、海軍掛は陸軍省・海軍省としてそれぞれ新しく分立するにともない、全国城郭も陸軍省管轄下に移管された⁽²⁸⁾のである。こうした流れのなかで、城郭の不要な建造物は払い下げられ、あらたに軍事施設として整備された城郭も少なくなかった。

同6年には、東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本に鎮台が置かれるようになっており、金沢城が所在する石川県は、名古屋鎮台に属し、金沢には営所が置かれることになった。明治8年、越前の

暴動を鎮圧するために名古屋より金沢に派遣された藤堂高矩率いる一個小隊と、その後金沢の政情の不穏に対応するため派遣された松村正雄率いる1個小隊を合わせて中隊を編成し、歩兵21大隊と改称することになった。この歩兵21大隊は、その直後に発足する歩兵第7連隊の母体となるものであった。歩兵第7連隊設置に伴い、徴兵令によって石川県、富山県、福井県から兵が金沢に集められた。

一方、明治4年に金沢に営所がおかれると名古屋鎮台より遠藤政敏中尉が赴任し二ノ丸御殿菊ノ間で事務を執った。ついで同8年には歩兵第7連隊長勤務少佐津田正芳が菊ノ間を執務室としたという。菊ノ間は、江戸後期の絵図にもその名称が確認することができ、二ノ丸御殿の御居間廻りに所在する。菊ノ間については、陸軍歩兵少佐を退役した千田登文が、「菊ノ間は前田氏の居室にして結構美麗なる庭前には小立野より引ける水噴出して泉水築山の景致を悉せり」と述べたと言うが（『稿本 金沢市史』）、泉水築山を有した庭とともに絢爛であった、かつての姿を彷彿とさせるものであったという。幕末期の二ノ丸御殿の景観を描いたとみられる石川県立図書館蔵「金沢城二之御丸三歩基図」には、御居間先土蔵前から菊ノ間前にかけて泉水と飛び石が描かれており、千田登文が示した泉水であると考えられる。

一方、名古屋から赴任した軍医別所元収が、女性たちの生活空間であった二ノ丸広式・部屋方を病室に改めた。さらに、新丸に目を転じると、越後屋敷、作事所、会所などの建物は取り払われ、ここには兵舎が新築された。

以上のように、統一的な軍事制度が確立され、金沢城内は営所として二ノ丸御殿を中心に軍の中核としての機能へと替えられていった。

『稿本 金沢市史』には、名古屋より出張した若き日の乃木希典が金沢城と越前福井城を検分し、飲み水が良質で豊富な新鮮な野菜・魚類があり、大工や新築材料が福井に比べて調達しやすいという利点があり、そのため金沢城を兵営することに決定したというエピソードを紹介している。このことが事実とすれば、北陸の軍隊の中核を軍当局が金沢と福井とを天秤にかけていたことになり、きわめて興味深いといわなくてはならない。

明治9年には、二ノ丸御殿の表向のうち松の間、竹の間・柳の間・膳所・台所を三個中隊の兵舎に改造、五十間長屋には大隊本部、一個中隊の兵舎が置かれた。さらに、明治10年には、城内周囲をめぐる塙や壁で修繕が不要な廃棄の箇所については入札の上売却されたが、鶴ノ丸から百間堀上の降り口や本丸から新ノ丸への降り口の門がなくては「不取締」だとして鶴ノ丸内部の門、本丸内部の門を移築、手当することが認められている。また、防衛省防衛研究所の「陸軍大日記」に添付されている三ノ丸の絵図面からは、明治10年ごろに石垣解体の様子がうかがえる⁽⁹⁰⁾。

一方で北ノ丸にあった「御宮」は、尾崎神社と改称し、旧算用場の現在地に移った。金谷出丸では、土地を栗崎の豪商木谷藤十郎に売却し、建物は入札払とし10万155貫文で金沢川上町の泉屋仁兵衛等が落札した⁽⁹¹⁾。

また、河北門の石を取り除いたり、玉泉院丸の石材を兼六園の明治紀年之標の土台石に転用するなど明治10年代にかけても改変の勢いはとどまらない。藩政期の景観は御殿を除くかなり改変されたことが想像できる。

取り壊し基調にあった城内であるが、軍の中核が所在した旧二ノ丸御殿については、旧藩以来の建物を活用する部分もあったようである。既述のように御殿の表向の諸部屋を兵舎に改造しており、これより2年前の7年10月には、「金沢城二ノ丸建物兵舎代用二付、修繕費等伺済相成」などと二ノ丸建物を兵舎として改装するため6700円余を計上している⁽⁹²⁾。

それでも、二ノ丸御殿の建物を修理して使用する許可に関する書類をみると「追テ本文二ノ丸修繕ノ義御採用ノ上者、図面宮繕（カ）ノケ所、尤奥女中部屋、或ハ庇シ、厠而已ニ而取毀テ、其内銅瓦八家屋修繕ニ相用ヒ候テ可然ト見込仕候」ともあるから、とくに奥向きにおいて取り壊されたい形跡がみられる。そのため、陸軍が二ノ丸御殿を全面的に活用したとみるのは、きわめて早計で、御殿

であっても必要に応じて改変したとみるのが妥当のように思えるのである。

おわりに

以上、近世・近代移行期の大変革のなかに、金沢城の性格の変化を未刊の文献史料をも用いながら位置づけようと試みた。王政復古後の加賀藩は、勤王派か佐幕派の選択を迫られ、土壇場で新政府側の立場を表明する。これは、当初佐幕派の態度をとっており、朝廷からは疑念を抱かれたこともあったから、その後中央政府が打ち出す諸改革をノーといえないままに受け入れざるをえなかったであろう。反面、新政府側に就いたことで居城である金沢城は、新政府側に接收されることもなく、無傷のままであったのは幸いであった。しかし、維新政府による明治初年の変革のなかで「政事の間」「藩主の居所」「軍事拠点」という近世における城郭の機能が、「政事の間」が藩庁（老臣長家）へ、「藩主の居所」が老臣本多家へと城下に分散され、わずかに新たな「軍事拠点」としての役割がcaろうじて城に残ることになった。新たな「軍事拠点」となった金沢城は、この地に入部した軍隊によって老朽化した建造物を一部修築して使用することとしながらも、必要に応じて取り壊しによる改変を行なったのであり、外観からも、また機能の面からみてもまさしく藩体制の象徴たる「城郭」の終焉を意味していたといつてよいであろう。

今回、一部機能を移した城下町、とくに重臣屋敷については十分ふれることはできなかったが、追々取り壊しとなった屋敷も多いようである³²⁾。城の変遷とともに、城下町の機能変化も決して小さくないはずだが、今後の課題としたいと考える。

[註]

- (1) 徳田寿秋『加賀藩における幕末維新の動向』（私家版 2002）、同『前田慶幸と幕末維新』（北國新聞社 2007）や宮下和幸『幕末期における加賀藩京都詰の実態とその意義』（『日本歴史』696号、2006）などが当該期加賀藩研究の代表的な研究成果といえよう。
- (2) 金沢大学附属図書館蔵「成瀬正居日記」31慶応4年正月6日条。なお成瀬正居は人持組(2500石)の藩士。
- (3) 『加賀藩史料』幕末篇下巻 明治元年12月15日条
- (4) 金沢市立玉川図書館加越能文庫「諸事留帳」（請求番号16.41-211）
- (5) 石野所蔵、平成21年4月に名古屋の古書店より入手したもので、詳細については別稿に譲りたい。5冊からなるもので、孝錫が京都詰にあった際の私日記である。うち最初の1冊は「道中日記」との標題があり、京都詰を命ぜられた彼が金沢を立出し、京都に到着するまでの道中記（慶応元年）である。残り4冊は慶応元年～2年、明治元年～2年までの在京中のもので無題である。内容や筆跡等から孝錫のものだと判断できる。仮称として「前田内蔵太在京日記」としたい。公務に関する記述は少ないが、京都における3000石の藩士の生活を知るうえで興味深い内容を含んでいる。
- (6) 金沢市立玉川図書館奥村文庫「御用方手留附録」12（請求番号094.0-39）、同文庫「日記」（請求番号094.0-83）
- (7) 『加賀藩史料』幕末篇下巻 明治元年12月15日条
- (8) 請求番号は16.41-67
- (9) 『加賀藩史料』幕末篇下巻 明治元年2月11日条
- (10) 加越能文庫「維新以来御達等」（請求番号16.40-58）
- (11) 『加賀藩史料』幕末篇下巻 明治2年9月晦日条
- (12) 勝田政治『廃藩置県』（講談社選書メチエ 2000年）91頁、なお、この時期の中央政府の葛藤については、近年の松尾正人氏の一連の研究（『維新政権』吉川弘文館 1995、『廃藩置県の研究』吉川弘文館、2001、『幕末維新の個性5 岩倉具視』吉川弘文館 2006 など）や下山三郎『近代天皇制研究序説』（岩波書店 1976）等でも詳しい。
- (13) 加越能文庫「御触留」（請求番号16.23-100）
- (14) 『長家史料目録』（六水町教育委員会 1978）では、「右居屋鋪御借上、当分藩庁二被 仰付候事」と藩庁よりの達書が口絵に掲載されている。

- (15) 「恭敏公日記」『金沢市史』資料編3、近世 1999所収
- (16) 加越能文庫「杉本成章日記」(請求番号16.43-134)
- (17) 加越能文庫、請求番号16.40-92、「御手留抄」は、明治2年11月17日から明治4年7月18日にいたる12冊からなる日記である。明治期前田家編輯方によって作成された写本で、『加越能文庫解説目録』下では「金沢藩役人其の政務日記の抄記」とするが、内容をみていくと、『金沢市史』資料編3「近世」に所収されている慶寧の日記(原史料は前田育徳会所蔵)と同一である。『金沢市史』の解説ならびに長山直治氏の御教示により、加越能文庫「御手留抄」が、慶寧日記の写か抄出である可能性はきわめて高い。
- (18) 「恭敏公御手留」『加賀藩史料』藩末篇下巻 明治3年9月4日条
- (19) 前掲「成瀬正居日記」33ノ上、明治3年10月20日条
- (20) 「陸軍備忘録」『加賀藩史料』藩末篇下巻 明治2年10月条
- (21) 勝田前掲書 87頁
- (22) 金沢市立玉川図書館清水文庫(請求番号18.6-99)
- (23) 『加賀藩史料』藩末編下巻 明治3年12月条
- (24) 加越能文庫(請求番号 16.28-100)
- (25) 前掲「成瀬正居日記」13 同日条
- (26) 加越能文庫「御手留抄」8
- (27) 磯田『武士の家計簿』(新潮新書 2003) 185頁
- (28) 『国史大辞典』「兵部省」の項目
- (29) 陸軍省防衛研究所「陸軍省大日記」、アジア歴史資料センターのホームページによる。なお、前年の明治9年には、「城内河北門・橋詰門樹形及ヒ三ノ丸・鶴ノ丸トリ経界之土堀ヲ解除ケ」ことも検討されている。(金沢城研究調査室『金沢城研究』第5号 90頁 2008参照)
- (30) 尾山神社社務所『尾山神社誌』1973 181頁
- (31) 註(29)
- (32) 重臣の屋敷の変遷については、金沢市立玉川図書館清水文庫「雑留帳」に箇条書きに記されており、下記の表のようになる。参考のため掲げておきたい。

重臣屋敷の変化

年 代	維新による変化		備 考
明治2年10月～	長九郎左衛門居屋敷	→ 藩庁	
明治2年	前田弾番居屋敷	→ 市政局・諸品売捌所	
明治2年	横山三左衛門居屋敷	→ 中隊屯所	
明治2年12月	村井又兵衛居屋敷	→ 大筒小銃隊士屯所	明治5年解隊のため売り払い、畑となる
明治2年	奥村河内守居屋敷	→ 卒族屯所	
明治2年11月～明治4年12月	本多資松居屋敷	→ 御住居	
明治6年	本多資松居屋敷	→ 堤町金浦や方	桐の間等の外残らず取り壊し
?	奥村左京居屋敷	→ 残らず取り壊し	
～明治5年			
	今枝内記居屋敷	→ 表の方卒族方	明治5年残らず取り壊し、畑
		→ 奥の方道斎館	
?	横山蔵人居屋敷	→ 残らず取り壊し	
?	成瀬内蔵助居屋敷	→ 残らず取り壊し・売り払い	
?	津田玄蕃居屋敷	→ 医学館	

執筆者紹介

- 木越 隆三 石川県金沢城調査研究所副所長
- 池田 仁子 加能地域史研究会委員
- 白峰 旬 別府大学教授
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員
- 長屋 隆幸 愛知県立大学非常勤講師
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員
- 宮里 学 山梨県教育庁学術文化財課副主査文化財主事
金沢城石垣構築技術等比較研究事業客員研究員
- 石野 友康 石川県金沢城調査研究所員

研究紀要 金沢城研究 第8号

平成22年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10番5号 石川県文教会館5階

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.htm>